

大蔵委員会
議録 第十二号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 島田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 有馬 輝武君

理事 平岡 忠次郎君 理事 堀 昌雄君

大久保 武雄君 岡田 修一君

正示 啓次郎君 田澤 吉郎君

高見 三郎君 濱田 幸雄君

藤井 勝志君 古川 丈吉君

坊 秀男君 吉田 重延君

岡 良一君 久保田 鶴松君

田原 春次君 芳賀 貢君

広瀬 秀吉君 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

委員外の出席者

大蔵事務官 佐竹 浩君

(大蔵官房財務調査官)

大蔵事務官 吉岡 英一君

(理財局次長)

日本電信電話公社副総裁 横田 信夫君

日本電信電話公社経理局次長 奥田 孝一君

二月十六日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

物品税法案(内閣提出第八八号)

二月十九日

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号(予))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

物品税法案(内閣提出第八八号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号(予))

金融に関する件

証券取引に関する件

〇小川委員長 これより会議を開きます。

金融及び証券取引に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。春日一幸君。

〇春日委員 まず最初に、証券政策について伺いをいたします。

これらの諸問題につきましては、私は、昨年の十月二十七日の衆議院本会議におきまして、株価対策に関する緊急質問の中で、証券業者の誇大広告の取り締まり、それから証券業者の職能分離の問題、それから売買仕法、特にバイカイの是正に関する問題、それから証券金融の強化に関する問題、それから

第五には、証券取引審議会を改組すべきであるという問題、第六には、証券行政機構を強化する問題、大体この六つの当面する重要とおぼしき問題について、政府の見解をただしました。

当時、総理大臣並びに大蔵大臣は、これに対してそれぞれ善処を約し、あるものについては検討し、これを改善するように努力したいと答弁されておるところであります。

しかるところ、その後の推移をうかがいますに、今次国会にわずかに大蔵省理財局に証券部を設置するやの大蔵省設置法の改正案が上程されるようでありましたが、この問題といえども、社会党の平岡君は、これは金融庁とか証券庁とかいふものを設置しろ、私どもはさらにこれを小さくしほつた要望をいたしました。業界の意見を総合して判断するならば、これまた少なくとも証券局の設置は当面必要にして欠くべからざるほどの規模であろうと指摘して参つたところでございますが、今回の証券部の創設のごときも、言うなれば、わずかに事務的な機構をいじるの域を脱しておりませんので、全般的に見るならば、ほとんどが未解決、これが放置されておるといっても過言ではないと思つております。私はこの際、特にこの問題について大臣のいらつしやらないところで深く検討いたしたいと思つておることは、これは単なる概念的な論議ではなくして、証券行政の真髓に触れて、理論的に、また実際の、いかにあるべきかとい

うことを国家的立場から十分論じ合いたいということで、特に事務当局の御出席を求めて、本問題を論ぜんといたしておる次第であります。こういふような問題、すなわち、私が詳細に本会議で論じ、総理並びに大蔵大臣から善処方を約束された諸問題について、本日まで大蔵当局に対して問題解決のために何らかの連絡あるいは指示というものがありませんか。ありとするとすれば、その際指摘された問題点について、その問題解決のために、どのような研究、立案が進められておるのであるか、支障のない限り、この際その中間的な報告を願いたいと存するのであります。

〇吉岡説明員 この前本会議で、春日先生から御質問がございました六項目について、その後どういふふうなことをしておるかというお尋ねに対して、お答え申し上げます。

第一の証券会社の行なう誇大な広告宣伝を十分取り締まるようにというお話は、そのとき大臣も、ごもっともであつて、われわれとしてもかねてそういうふうな注意をいたしておりました。業者自身の自主的な規制もやつておる点で、今後とも十分指導をしたいという答弁をいたしておりますが、大臣の答弁通りに、その後いろいろ個々の業者の広告等につきまして、かなり行政的な指導と申しますか、誇大な広告宣伝をしないような指導をいたしております。

第二の証券業者の職能分離につきましては、これも大臣が、理論的にはいろいろ利害得失があると思つけれども、いろいろな業界の歴史、慣習その他からいって急にはなかなか分離できないと思つ、ただ今後十分に検討したいという発言をいたしておりますが、これは春日先生十分御承知の通りの非常に大きな問題でありまして、われわれといたしましては、かねてから研究はいたしておりますし、その後も検討を続けております。御質問の通り、今直ちに実現をするところまではいつておりませんが、なお十分に検討を続けていきたいと考えております。

第三の売買仕法の問題、特にバイカイの是正につきましては、これも大臣が、非常に問題の多い点であることは確かであるけれども、これを直ちにいけないというところは必ずしも現実的ではないようである、従つてバイカイが不正常的な形で行なわれぬように十分気をつけながら、このバイカイの根本問題についてなお検討を進めたいという答弁をいたしておりますが、大臣の答弁の通り、私もといたしましては、バイカイの問題は、売買仕法の問題として非常に大きな問題、といつて今直ちにやめるというわけにはいかならないと思つておる点で、その点いろいろ業界なりあるいは証券取引審議会なりのお知恵を拝借しながら検討していきたいと考えております。

第四の証券金融の強化の問題につきましては、お話の通り、戦前等には比べ

まして、証券金融が十分に参つておりません。戦前は銀行の貸し出しの中で三〇数%が証券担保の金融であつた、そのうちでも二〇数%が株式担保の金融であつたわけでありましたが、現在はそういう情勢にないわけでありまして、そういう情勢にない原因はいろいろあると思うのでありますが、その原因を檢討いたしますとともに、証券金融を何らかの形でつと強化すべきだといふ御意見は、われわれもその通りに考へております。ただなかなか実際に行動なれておらない問題をどういふふうで打開していくか、今後檢討したいと考えております。特に最近、株式の担保金融よりはむしろ公社債の証券金融につきまして、大臣からも御下命を受けて、われわれも検討を進めていく段階でございます。

それから第五番目に、証券取引審議会を改組したらどうかというお話があつたように伺つておりますが、この点は、大臣の御説明いたしましたように、証券取引審議会はかなり各界の代表を集めており、しかも官庁にある審議会としては、かなり活動と申しますか、御勉強を願つており、しかもその審議会の答申は、大蔵省としても極力尊重して実施に移している審議会であり、社債市場の育成の問題について答申がありました。次に、自己資本の充実のための増資促進のための答申がございました。その次に、当委員会でも論議のありました店頭市場の組織化の問題について答申がございました。そういう意味で、当面の大きな緊急を要する問題について次々と審議を願ひ、答申をしていただきました、その線に

沿つて行政運用をしておりますので、大臣が御答申申しました通り、これを改組しないでむしろ十分に活用していきたいといふふうに考へております。それから第六番目の証券行政の機構の問題につきましては、今お話のありました通り、証券部設置といふことで御審議を願つておるわけでありまして、一挙に同にする、あるいは金融庁にするといふ問題もお話がございまして、十分検討いたしました、やはりさしあたりの段階としては部として、部長の責任体制を明らかにするところから始めたいといふことで、証券部設置といふことにしておるわけでございます。

以上簡単に御答申申し上げます。○春日委員 とにかく株式市場に對する、また証券取引に對する當面の問題としては、大體當時指摘いたしましたこの六つの問題に大きく集約できるかと思つてございまして。特に重大な問題は、第二の証券業者の職能分離、それから売買仕法、特にバイカは是正の問題で、この二つの問題は、それぞれ利害が相對立して錯綜いたしますために容易に踏み切ることが困難であるといふ実情はよくわかりました。しかし何らかの欠陥がある点も指摘をいたしておるのでありますから、そのように欠陥があると認めながら、そのままそれを見のがしておるといふことは、それが積弊、積弊となつて累積いたしますことによつて、それは大きな障害となつて現われ、わが国経済そのものに對する大きな機能障害を來たす心配がはなはだ大きいのでございす。でありますから、完全にして何ら欠点がないといふのであるならば、確

信を持つてそれを推し進めるにためらつてはなりません。けれども、大臣も、そのように緊急を要する問題である。ただ東西さまさま錯綜しておるの、にわかに斷定的にこれを踏み切れないといふような問題は、大いに事務當局が立案をされて、あなた方は一つの科學的の立場に立つて、純理論的な立場に立つて、この問題を——欧米においては、現にそれぞれの合理的な進歩的ななされ方をしておる。しこうして、日本においては、そのものと比べて欠陥が指摘されておることをも十分判斷されまして、勇氣を持つてその改善のために努力されるということとは、公僕として必要にして欠くべからざる義務であらうと思つてございまして。そういうふうな意味合いにおいて、政治家はいろいろな立場があります。しかしあなた方行政官吏といふものは、やはり良心それから論理、公僕という立場から私は純理を打ち立てて、そうしてこのやうな国会論議にさらして、これを世論にアピールしていく、これだけの勇氣がなければならぬと存するのであります。特にこの第二、第三の問題はこれから論じていきたいと思つておりますが、今第五にあなたが述べられました証券取引審議会の改組の問題でありますけれども、われわれはこれを非難しておるのではありませ

ん。これはこれとして大いに貢獻することが大ではあるけれども、その機能が足らないことを指摘いたしておるのではありません。わずかにその諸問に答へるというだけではだめなんだから、従つてこれは業界に對して、市場に對して勧告のできる、大臣に對して獻策もできるという、このやうな建設的な

前向きの機能をこれに加へるということに指摘いたして参つたのでございす。だからそういう意味で、私どもは現在の証券取引審議会が持つておるべき機能は、これは十全のものとは斷じがたいのであります。足らざることをさらに加へてこれを強化して、これらの學識経験者たちがわが国証券行政の全般的な問題について、足らざることを勇氣をもつて指摘し、これを勧告し、獻策し得る、こういふふうで直していけ、こういふことを言つておるのでございまして。二、三の問題はこれから論ずるといたしまして、証券取引審議会の改組の問題といふのは、強

化的改組、發展の強化、このことは當時私は論述の中でも指摘した通りであります。單なる諸問に答へるというだけのことはなくして、彼らが刻々起きてくる市場の事態、取引の形態等からながめて、これはかくあるべしと判斷したならば、勧告したり獻策したりすることのできるやうにこれを改組しろと本員は指摘いたしておるのであります。これについて行政當局の見解はいかがでありますか。

○吉岡説明員 証券取引審議会は、御承知だと思ひますが、大蔵大臣の諸問に答へて、いろいろ証券取引等の重要な事項について審議をいたす機關になつておりますが、ただ私どもとしては運営の方法といたしまして、われわれの都合のいいと申しますか、勝手な問題を諸問をいたす格好にいたしました、それだけを論じていたのだといふやうな運営は実はいたしておりません。先ほど申し上げましたように社債の問題、次いで株式の発行市場の問題を取り上げていただきましたと、流

通市場の問題に入つたわけでありすが、その際に、われわれとしては流通市場全般についていろいろな問題のある点を全部出して、この中で緊急性と申しますか、重要性があるものから論議をしていただきたいといふやうな格好で運営をいたしておりました。従つて審議会は自主性なしにただあてがわれたものだけをというやうな感じではございまして、むしろ非常にたくさん流通市場の問題がある中で、当面緊急なものあるいは重要なものを審議会として審議すべきだといふ観点から審議をしていただいております。

従つて、政府は、この際この証券取引
審議会の機能と組織について想を改
め、これを強力なブレンたる第三者
機関たらしめるために、これを根本的
に改組する必要があると思ふが、こ
れに対する政府の見解はどうか。こ
ういふことを言つておるのであります
よ。だから単に、彼らが差しつかえの
ない範囲内において研究したところを
こつそり行政当局に連絡をするとい
うのではなくして、権威ある第三者機
関たらしめて、そうして言うならば、わ
が国の証券界には幾つかの問題があ
る。当面しほつても六つの大きな問題
がある。その他細分化すれば幾多の問
題が山積してある。これらの問題は、
しよせんは証券取引審議会が専門的に
検討して、何らかの改善、是正の策を
立てていただかなければならぬ。そ
ういふような、単なる諮問に答えてその
意見を述べるといふようなことではな
く、こゝろいふような動向を注視しなが
ら建議、献策できるという自動的な権
能を持たしてはどうか、こゝろ言つてお
る、それに対して御答弁を願ひたいと
思ふ。

○吉岡説明員 今ありました御質問に
対しまして、当時大蔵大臣は、今でき
ている審議会は十分活用いたしまし
て、審議会の答申はことごとくこれを
実施しているという形で尊重しており
ますが、今後さらに審議会の機能を伸
ばすようにいたしたい。という答弁を
いたしております。そういう意味で審議
会の機能をおつしやるような方面に十
分に働いていただくように今後の運営
はやつて参りたいと考えております。
○春日委員 運営ではありません。私
が言つておるのはそうではない。あな

たが事なかれ主義の答弁をされるなら
ば、私は質問をやめます。それでは意
味をなさない。そういうような押し問
答をしたり、観念論議をするというな
ら實際は大変とやります。ただ行政当
局と誠実にそれらの問題の患部に触れ
て、お互いに真相を確かめ合つてい
く、そうして悪い点があるならば、こ
のような論議を通じて改善の方向へ政務
次官も一つ努力をしていただく。こ
に本日の国政調査の意義があるわけな
んです。だから大臣がその機能を伸ば
すといふことは、単にその運営によつ
て伸ばし得るものではございません。

すべてそれらの政府機関といふもの
は、法律の範囲内においてのみなし得
る。あなた方が運営の妙味を発揮して
いくといふのは、それは限界もあるで
ありません。証券取引審議会の権限といふも
のは制限列挙されておる。だから単
なる諮問に答えるといふのではなくし
て、強力なブレンたらしめて、そう
して権威ある第三者機関たらしめ
て、時々刻々に起ってくるいろいろな
問題、あるいは現在そこになお未解決
のままに放置されておるそれらの諸問
題について、意見をまとめて政府に献
策をする、こゝろいふことのできるよ
うにしろ、ただ諮問に答えるだけでは
なく、そういう形にしろ、そういう意
味において、答えて大臣は、機能強化
のために善処したいと言つておるとす
るならば、当然それは運営の範囲にと
どめらるべき問題じゃありません。法
政の改正を伴つて参る問題であると思
ふのであります。この点いかがであ
りますか。天野政務次官から御答弁を
願ひます。

○天野政府委員 おつしやることもよ
くわかるわけでございますが、また高
度な政治的な見解からいろいろと大臣
とも相談をいたしまして、証券行政が
うまくいくように今後努力をしたいと
思ひます。

○春日委員 それでよろしい。要す
るにお互いにその現状にならずではな
らないといふことなんです。なお建
設途上であつて、そうしてなお問題が
いろいろあるのですから、従つて悪い
と思つたことは直していかなければな
らない。欧米においては、それぞれわ
が国の証券取引とやり方が違つてお
るのです。経済的にわが国と同じような
ポリシームを持つておる。そういう
国々の証券取引が日本のそれとは違つ
ておるのだから、そういうふうない
ところは取り入れて、そうしてわが国
のそれを改善していかなければならぬ
が、そのためにはまず証券取引審議会
なるものの機能をさらに拡充強化をし
て、もつぱらこのことに当たらしめて
いくといふことが大きな一つの要因と
なつておるのです。われわれはこのこ
とを強く指摘しておるのです。従つて
必要であるならば法の改正を行なつて
強化していくといふ、こゝろいふ努力が
なされていくべきであり、私はおそ
らく大蔵大臣もその趣旨で答弁されて
おると思ふ。ところが年末の予算編
成、それから通常国会の予算委員会そ
の他私は忙しんと思ふので、いまだそ
のことが進んでいないとこれは見る
べきである。従つてこの問題は懸案事
項として、ただいま天野君の答弁され
たがごとく、これは大いに高度の政治
的立場から十分に一つ判断を願つ
て、わが国の産業、経済の大きなきめ

手となるところの証券行政をして、あ
やまつところなからしめるという、こ
ういふ意味で、まずもつて証券取引審議
会の機能を強化する、こゝろいふ方面に
事務当局としても十分御研究を進めら
れるよう強く要望いたしておきます。

次に、証券取引業者の職能分離の問
題について、具体的にいろいろ質問
をいたして参りたいと思つております
が、これはすでに数ヶ年間私どもが
本委員会でも、それは時をおいてではあ
りますけれども、強く強調してやまな
いところでございます。しこりして、
業界においても、また学識経験者にお
いても、また本委員会が昭和三十三年
と昭和三十六年の二回にわたつて欧
米証券市場を視察いたしました。その
結果報告に徴しましても、現在のこの
職能分離の問題は、わが国の証券行政
として何事をも差しおいてまず第一番
に着手し、断行しなければならぬ筋
合ひの事柄になると思はれるのであり
ます。すなわち現行法上証券業者のう
ち有力なものは引き受け業務、販売業
務、委託売買業務、自己売買業務、こ
ろいふような証券業者固有の業務のは
かに、運用預り業務、累積投資業務、
言うならば金融機関類似の業務、こ
ういふものが兼営を許されておつて、言
うならば大きなものはオールマイティ
なれば大きなものはオールマイティ
です。百貨店方式の経営が行なわれて
おる。しこりしてその上に投資業務は
形式上分離されたものの、その実
態は証券業者が委託会社の株式一〇
〇%を保有することによって依然とし
て証券業者がそのまま親会社の地位を
確保しておるのであります。こゝろい
ふような証券業者のあり方については、
わが国証券市場の再建と、その育成を

必要とした過程の中においてはそれは
さまざまな功罪が山積しておるのであ
ります。これは前にも指摘した通り、
大きく功績したところがあるけれど
も、そこに欠陥があれば長い間捨てて
おけば積弊、積弊となつて累積して大
きな病根になつてくるのです。だから
少なくとも今日においては、ある程
度証券市場が、このように再建され
た、完成された、そういうようなとき
にはもはやこのような証券業者のあり
方、すなわち、こゝろいふようなオール
マイティなやり方といふものが現在に
おいては四大証券、いわば市場の過当
的な独占支配、それから第二には、企業
の著しい格差を生じてきておる。これ
はもう佐藤大臣のときに申しましたた
けれども、マンモスとネズミです。こん
な関係になつてきて、自由なる競争の
条件といふものをなくしてしまつてお
る。さらにおびただしき不祥事件が続
発しておるとは言ひませんけれども、
それが次々と起きておる。このことが
証券業界の当面するところの大きな何
と云ひましようか、大欠陥、こゝろい
ふ形になつておるのであります。この職
能分離の問題全体として、このことを
どういふふうにお考えになつておるの
であるか、私は大臣の答弁はその必要
ありと認めるけれども、なかなか現実
の問題としてはむずかしいと言つてお
る。むずかしいといつても諸外国で
やつていくことなんです。アメリカの
ような、イギリスのような、ああいう
経済の高度に成長しておるところでやつ
ているのですから、日本においてそれ
がなし得ないといふはずはない。職能
分離を断行しなければならぬと技術的
にお考えになつておりませんか、行政

当局の印象、これを一つ伺いたいと思ふ。

○吉岡説明員 お説のように、証券業者がブローカー、ディーラー、あるいはアンダーライターというふうないろいろな業務を兼営いたしておるわけであり、これについて御指摘のようないろいろな難点があるわけであり、これが、大臣も申しておられますように、これにかわるべきと申しますか、兼営を分離いたしまして、おのおの專業にいたしましたときの利害得失がまたあると思ふのであります。従つて、今の制度が悪い点だけであつて、專業にしたときにはいい点だけだといふふうになかなか参らないという感じがいたすのであります。両方利害得失があつて、それを比較考慮してということかと思ひますが、さしあたりいろいろな習慣なり何なりで発達をして参つておられますそれを理論的にもいいということになりまして、実際に分離をしていくかというふうな問題は、実は非常にむづかしい問題だと思ひます。われわれとしても、おっしゃるような点十分考慮いたしまして、今後検討をいたしたいと思つております。また今の段階では必ず分離する方に踏み切つた方がいゝといふところまでの踏み切りがつかないのをごさいます。

○春日委員 それでは現に四大証券は公社債引き受けの八〇%、それから株式売買の七〇%、累積投資の九〇%を独占しておる資料はこれを明示いたしておる。それからまた東京証券取引所の加盟業者百社の中で六十五社が四大証券の系列傘下に組み入れられて、四大証券が事実上圧倒的に証券界に君臨しておる。大蔵当局はこのような事

実關係を何と見ておられるか、これを一つ御答弁願ひたいと思ふ。

○吉岡説明員 お話の点はちやうど一年ほど前当委員会が春日委員からの御質問がございました際に、私も申し上げたと思ふのであります。自由営業の建前でありまして、自由に資金信用の強いものがどうも信用が強くつていく傾向があることは事実でございます。ただ私もいたしましては証券取引という性格から、少数のものが非常に大きくなることは必ずしも好ましいことではないといふように考へております。従つて、いろいろな營業規模の問題あるいは營業所の問題その他点から、やはり四大証券といふものがだんだん大きくなっていくにしましても、モデルの格好で大きくなっていくといふようなことを考へていろいろな施策をいたしておるわけであり、御指摘のように六割以上のものを四大証券が占めておるといふことでございまして、数字で申し上げますと、三十三年には全国の売買高で四社の占める割合は六七%でございまして、三十四年に六五%、三十五年に六四%、三十六年五八%、最近の十月以降の比率を言いますと、十月が五四%、十一月が五五%、十二月が五三%、必ずしもこの傾向でいくと断言はできませんが、四社がどんどん大きくなつて、ほかの四社以外の証券会社の營業範圍がどんどん狭まっていくといふような事情にはあるようでございます。

○春日委員 それは四大証券の直接名義によるところの売買高とか、取り扱ひ高といふものはあるいはさういふことになるかもしませんが、ただいま私が指摘いたしました通り、事実上百

社中六十何社というふうなものを資本的、人的にその傘下に組み入れることによつて、この比率といふものは圧倒的なパーセンテージを占めておるのであります。こういうふうな形ではたして大衆投資家の利益を保護し得るものと考えておるか、これで証券市場の公正なる運営が確保されて、その公共的な機能といふものが完全に果たし得ておるとお思ひになりますか。たとえば資本主義のもとにおいて証券と同じような使命、性格を持つ金融、これは都市銀行あり、地方銀行あり、信用金庫、相互銀行、ずつと職能分化の形でそれぞれその職をなしておる。みな分に應じてそれぞれの使命、機能が果たし得ておるんですね。ところがこの証券取引所というふうなものは、株式の相場を値づけるという公共的なマル公をつくること、大きな国家的な使命をなつておる、そんな大きな使命をしようものが四大証券一実質的に四社によつてこれが幾つかの仕事も兼営せしめられておることによつて、圧倒的な寡頭独占といふか、少数支配と申しますか、そんなことで公正なる証券市場といふものが国民の負担にたえて運営でき得るとお考へになつておりますか。天野さん、この点は一つあなたの政治的な判断ですね、あなたはなかなか良心的な人だから、ほんとうに悪いと思つたら、あなたが副大臣をやつておるうちに、自分でこのくらしいことは一つ手をつけて荒療治をやつてみたらどうですか。実際小乗的なことではできない。だれかが身を尽してこの問題と取り組まなければ、あるときには暴騰し、あるときには暴落し、そのために大衆の利益といふものはな

はだしく刺激されておる。そうしてマノモスのように果てしなく四大証券といふものが膨張して、一端は肥大し、一端は萎縮する。ほんとうに小さな中証券といふものは、系列の傘下に入るのでもなければ存立することができ得ない。ずつと戦後登録した証券会社がほとんどやめていくという事態がそれを立証しておる。何と判断されますか。このよつて来たところの原因は何であるか。それはすべてのことの兼営が許されておるといふ、このオールマイティー式なやり方といふもの。自由にして公正な競争だから強いものが勝つといふか、すぐれたものが勝つのはいいだらうけれども、強いものが弱いものを食つてしまふ、すなわち自由競争と弱肉強食といふものは異質のものなんです。従つて現在の証券行政、証券市場といふものは弱肉強食が横行満ち溢している。スポーツマンのやうに、すぐれたものが競争によつて勝つといふのではない。これを何と見るか。

○天野政府委員 四大証券が非常に大きくなり、またいろいろな系列会社を傘下におさめていろいろとやつておるといふことは前から知つておりますし、またいろいろな弊害の生れておるといふことも耳にいたしておるわけでございます。しかばその悪いのをどうするかといふことになりまして、いろいろ日本の証券界の歴史的な流れもありまして、現在の段階でそれならばこうするといふ具体的な方針もまだきまつておらないやうでありますし、また私個人で考へましてもなかなかその方策が考えられないわけでございます。これは重大な問題でございます。まずので、今後よく研究をさしていただくと思ふわけでございます。

○春日委員 問題の焦点がはやけないように、一つの問題に集約して問題点を明らかにいたしたいと思ふのであります。この多くの業務の中で、特に委託業務と自己売買業務を兼営するといふことについて、その弊害を指摘いたして御判断を得たいと思ひます。

それは自己のためにする業務とお客のためにする業務と、すなわち全く利害相反する業務を同一人格によつて行なわしめておる、そういうことになりまして、これは私がすでに何回か論じております通り、民法第八八条にありますが双方代理禁止の原則に反する。民法が禁止しておる違法の行為であります。これは投資家保護のための行政責任に背反するの最もはなだしいものではないかと思ひます。すなわち証券業者は自分の手持株を一銭でも高く売りたい。買入人は一銭でも安く買いたたい。少しでも高く売りたい人と少しでも安く買いたい人、これを同一人格でなさしめるといふやうなことは、少なくとも民法第八八条が禁止しておる双方代理禁止の原則に反しておる。民法がこの証券行政の中においては許されておるのです。私はこの二つの事柄に集約しても、幾つかの兼營業務の中でそれをどういふ工合に分離するか、問題点はさまざまあらが、しかし少なくともこの委託売買業務、自己売買業務、これだけは民法によつて禁止されておる事柄でありますから、当然証券行政の中においてもその精神を敷衍して、これは分離してしかるべきものと思ひが、いかがでありますか。こん

な問題は私は明確だと思ふ。少しでも高く売りたい人のところに、少しでも安く買いたい人が委託する、それを同一人格によつてなされることである。それは許されてはならないことである。そのことをあえて許してやるというところは、これは今まで証券業界が生成再建の過程にあつて、十分なる権勢者の力を揚げてしめなければならぬという行政的な必要があつた。その功績は認めるが、もはや今日の段階においては、その弊害の面からこれを是正することは当然のこととありまふ。

○吉岡説明員 お話の今の委託の業務と自己売買の業務、つまりディーラーの業務とブローカーの業務を兼ねておることによつていろいろな都合が生ずるのではないかと、この点について、もちろん法律論的には省略いたしますが、いろいろな法律論で一応違法ではないといふことになつておつても、実質的にそういう利害相対立する業務を行なつておことは不当ではないかといふお話だと思ひますが、いろいろ御指摘のような問題があることは事実だと存じます。ただ現在のよう

に大規模な株式の売買が行なわれます場合に、委託売買をいたしますについて、ある程度の手持ちの商品と申しまふか、そういうものを持つておる必要があるといふことは一方にあるわけでありまふ。つまりディーラー業務を全然なしに、ブローカー業務といふもの

が、今の取引所その他を前提にして、十分円滑につながれて株式の売買ができるかどうかといふことが一方にあるわけでありまふ。そういう点もあわせ考へまして、先ほど申し上げましたように、非常に大きな問題でありまふので、難点はあるが、そこで分離したときに全然欠点はないかといふと、これも問題がありまふして、両方を十分に検討させていただきたいと思ひます。

○春日委員 アメリカはどうしておられますか。

○吉岡説明員 アメリカは沿革的にと申しますか、ブローカーとディーラーとが分離しておるのが実情のようでありまふ。アメリカの場合は、御承知のように株式の取引数から申しますと、日本に比べてはるかに小さな取引でございまふ。従つて、今のよう大量の売買を行なう場合に、取引所にブローカー業務だけをつないでできるかどうかといふ問題が、日本の場合の取引の実情とかなり違ふ点があるように存じております。

○春日委員 とにかくアメリカは取引量が少ないといふところで、その取引アマウントその他から考へて、この経済規模は実際問題として日本のそれに比べてはるかに大きいと思ひます。そこにおいて論理の上からいふことは許されてはならぬといふことで、そういう分離が行なわれておるのです。だからやはり日本でも論理といふものを尊重しなければならぬ。民法第百八条はその論理に基づいて双方代理禁止の原則を厳重にきめておる。だからこの際私は尋ねてみるが、大蔵当局は、この兼営が認められておるために往々にして不祥事件が発生し、投資家が損害を

こうむつた事実はないと断言できますか。断言するならば、私は今までスキャンダルだとか、そういう問題については一つもここで発言をしていないけれども、あなたの方は当然行政当局として投資家の利益を保護しなければならぬ立場において、そういうような事態については当然調査をなさつておるべきものだと思ひます。兼営が認められておる結果、往々にして不祥事件が起きて、投資家に損害が与えられたやうな事実はないかどうか、この点について、その事実関係をつまびらかにされたいと思ひます。

○吉岡説明員 証券会社にときどき不祥事件が起こつておりますことは遺憾ながらおしやる通りでありまふして、ただ不祥事件の起こりました原因等を調べてみますと、まあいろいろな場合があるわけでありまふ。小さなところから申しますと、外務員の非常に個人的な不正から始まつていろいろな不正があるわけでありまふが、おしやるやうな業務を兼営しておるために非常に不祥事件が起こる。今のうちに自己売買のために穴をあけて、結果的にブローカー業務にまで支障を及ぼすやうな事件があつたことは事実でありまふけれども、それが非常に重大な原因かどうかは、いろいろ場合によつて違ふように存じております。

○春日委員 この証券界の仕組みと言いまふより、これが非常に複雑でかつ高度のものでありますだけに、要するに委託者たちはなかなかその実態が把握しがたい。それだから多くの場合これが泣き寝入りになつておると思ひます。それからまた、こういうやうな業務が大蔵省によつて認められておるから、検査当局においても、こういうやうな問題を取り扱う場合、なかなかその問題が簡明に結論づけられない点があると思ひます。ただここで明らかでないことは、少なくともこういうやうな特別法といふものは、すべて基本法の精神を十分尊重して、それに格別して制定されなければなりません。国家賠償法といふものを調べてみますと、第一条には「国又は公共團體の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行つたに因り、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加へたときは、国又は公共團體が、これを賠償する責に任ずる。」とかなんとか、いろいろあるのだけれども、この第百八条双方代理の禁止の原則に違反した証券取引を行なうことによつて、安く買えるものを高く売りつけられた、こういうやうな事態が起きて、そのものが自分が損害を受けたときには、私はここに国家賠償の責任があると言ひまふせんけれども、理論としては、そういうやり方を認めておること自体によつて、一般投資家大衆にそういう損害が与えられること、そういう状態を政府自身が作つておいた、だから当然国家賠償の責任もこのやうな論理からいってすれば、私は出てきていいと思ひます。いずれにしても、少なくとも今天野次官が述べられた通り、幾つかの業務をどのやうに分離するかといふことについて、これはなかなか大きな問題で、長い慣習のある問題をいきなり一刀両断に切りがたいと思ひけれども、諸外国がやつておることであり、また他の法律に照らして、明確な問題だけは手がけていっていいと思ひます。みんなわからなからぬといふこと

でこのまま過ぎて行つては、現状にならずにことだと思ひます。私はそういうことがあつてはならぬと思ひます。だから少なくとも、このブローカー業務、ディーラー業務といふものは、これは民法で明らかなのです。そして取引上実害が出ておる。また論理上出得る状態のものであります。これはすみやかに改善すべきものであると思ひますが、少なくともディーラーとブローカーだけの業務の分離、これはなさなければならぬと思ひます。この点について政務次官はどう考へますか。

○天野政府委員 先ほど申し上げましたように、なかなか重大な問題でございまふ。おしやる点もよくわかるわけでございますが、いろいろな影響するところ非常に大きいものでございまふ。よく研究をさせていただきたいと思ひます。

○春日委員 私は、影響が大きいからこそ、それをなさなければならぬと思ひます。影響のないやうなことをやる必要はありません。われわれはそういうやうな改訂のない効果といふものを期待して、そしてその分離のことではあります。これは今日突然のことではあります。数年来追つており、業界の要望もそこにある。学識経験者の問題の指摘もその点にあります。どうか本委員会が何回にもわたつて欧米市場をくまなく調査してきて、世界の各先進国においてなされておる事例を十分判断の上、この所論をなしておるのではありませんか、一つ積極的に御検討の上、懸案解決に踏み切られますやうに要望いたしておきます。

それから次は、ちよつと問題を変へまして、四大証券の自己売買高は証券

業者全体の自己売買高の七〇%強、今吉岡さんの述べられたところだと率はもつと低くなるようであります。しかし傘下のものを加えれば、はるかに高くなりましょう。従つて、四大証券のものは常に多額の株式を持ちましておると思ふが、当局の調査の結果はどうなつておりますか。

それからあわせて四大証券の公社債引き受けが、その全体の八〇%を占めておる。かつ公社債投信が当面はなほだしい不振であることに徴しまして、すなわち、大証券の公社債持ちも今や相当多額に達しておると思ふが、事実関係はどうなつていますか。

○吉岡説明員 大体の数字を申し上げます。

第一の「持ち」の株式につきましては、四社系で昨年十二月末で約千百億でございます。

それから三番目だったと思ふのが、公社債の持ちがどの程度あるかというお話でございますが、公社債の持ちちは公債、国債、地方債を合わせまして、四社約十億、それから特殊債、割引金融債、利付金融債、電電債、その他を合わせまして八十九億、そのほか一般の事業債が約百六億、合計約二百億でございます。

○吉岡説明員 今申し上げましたように株式を約千百億、その他の公社債約二百億を持つておるわけでありまして、これに對しまして十二月のコールをとつておる数字が約千億をちよつとこした数字になつております。従つて大部分コールでまがなつておるといふことになりま。

○春日委員 四大証券が一十億になんとなつてコールを引き出しておる。どこからそれをとつておるのか。

○吉岡説明員 形式的にはコール市場からとつておることは十分御承知のことと思ひますが、お尋ねの趣旨は、おそらく、投資信託で相当のコールを放出しておる、それがひもつきと申しまゝすか、そういう意味で証券業者に入つておるのではないかと申すお尋ねかと思ひますが、これは証券会社が常時千億くらいのコールをとつておる。片一方投資信託はだんだん規模が大きくなつて参りましたにつれまして、その支払い準備の意味でのコールを放出しておるから、従つて形としては両々相對應しておる格好になつておるが、御承知のように、形式的には全然別のお話でございます。

○春日委員 その問題については先般堀君からも質問されておりますけれども、そもそも投信のコール資金は一体何のために設けられておるものであるか、これを一つお伺いをいたしたい。

○吉岡説明員 投資信託の資産の中身の運用割合等については、株式投資についてワクというものは実はございません。従つて各委託会社が運用

の判断をいたしましたして、どの程度はコールに回している、どの程度は社債に回している、主力の株式はどの程度にしておくといいことを判断いたしておるわけでありま。

○春日委員 ワクはなくてもよろしい。かりに十億なら十億、それは使命、用途、性格は一体何であるか。ただ漫然とそういうものを按分的に区分けしてそこに蓄積したものでないでありましょ。何らかの用途にこれを充てるといふ一つの意図というものがなければならぬ。それは何のためであるか。

○吉岡説明員 株式投信につきましては申し上げまゝ、だんだん規模がふくれてきてはおりますけれども、やはり常時償還なり解約なりというものがあつておるわけでありま。従つて現金で支払いをする必要が起こつてくるわけでありま。そういう意味で起こり得る現金需要に對処するために、結果的な数字であります。大体総資産の一割程度のものをコールに運用しておるといふのが実情でございます。

○春日委員 今お述べになつた通り、投信自体がやはり投資家保護のため、すなわち投信の適正な運営を確保していくことのための必要上、こういうコールが制度として設けられておる。これが四大証券が自分で株式を多額に保有するあるいは公社債を相当額保有する、保有すればその金が多くなる、金がなくなるからこれをコールから引き出して、その引き出しにくる補てんが、コール市場からそれを引き出さないで、言うならばひもつきにしかも自分の支配下にあるところの投信からその金を吸ひ上げておる。それ

は株式を百パーセント持つており、重役が全面的な同一人格でありますから、その金をこつちへ回せと言へば、ツツと言へばカーと言ひ同一人格でありますから、そうならつてくれば、投信の適正なる運営を確保することのために設定されたこのコール資金というものは、自分の親会社の方にきつづけにされてしまつて、投信自体としては適正なる運営を欠くことになりはしないか、この点いかがですか。

○吉岡説明員 形式的にはお話ししたしました通り全然別な話であります。が、実質的に投信の放出するコールを証券会社がとつておつて、投信としていざ必要という場合に、証券業者自体の金繰り上引き揚げられることができないのではないかと申す御質問かと思ひます。実際上いろいろなコールをとるに付いて株式業者等に影響力があることは事実かと思ひますが、投信自体として今無条件で出しておるコールが引き揚げられないでどうこうするといふよりなことはないものだと考えております。また現にそういうことが起こつて何か問題が起こつたということはないと思ひます。

○春日委員 その形式分離の問題は後に論ずるといたしましたが、そういうところで實際重役は同一人である、また資本は一〇〇パーセント親会社が保有しておる。それで、そこに遊んでおる金、コール資金というものをここによこせと言つたら、優先的に天引き的にそこへ持つていかれてしまふ。ほかに投信の運営のためにこの資金が必要であるから返してくれというたところ、そのときどう判断するかですね。もちろん投信はつぶれてもいいと

いうようなことは親会社は考えられない。困つてしまつてやり切れないという死活の問題のときは別でありましょ。けれども、そのところまで濃縮されていらないような場合においては、やはり親会社の便宜というものが優先的にその子会社であるところの投信のコールに影響を与えていくことは、これは理の当然である。そういう意味でコール市場というものが自由市場であるとするならば、それはやはり何らかの制約を受けて、すなわち行政指導とか監督とかいふものがあつて、自分の子会社のコール資金を親会社がそのような形で長期にわたつてきつづけるに独占していくことは不当なことである、いけないことであるということ

は、あなたの方から言わなければならぬ問題の筋合いだと思ふが、この点どうですか。大体コールの資金というものの性格は、翌日払いであるとか、少なくとも超短期の問題でなければならぬ。コールの性格からいって、こんな長期にわたつてその子会社の金を親会社が二銭四厘の安いレートで独占していくというようなことは不当なことです。これはこの間堀君も指摘しておりましたけれども、こんなことは許されてはならぬことなのです。自分が有利にある立場を利用して相手に不利な取引をしいるの行為なんというものは不正取引である。独禁法の精神だつてこんなことは許してはいないと思ふ。

コール資金の性格の本質から判断して、このようなコールのやりとりというものは不正なやりとりである、正常なやりとりではない。私は形式の問題を論じてはおりません。実質が許されてはならぬ事柄だと思ふ。このこと

は株式を百パーセント持つており、重役が全面的な同一人格でありますから、その金をこつちへ回せと言へば、ツツと言へばカーと言ひ同一人格でありますから、そうならつてくれば、投信の適正なる運営を確保することのために設定されたこのコール資金というものは、自分の親会社の方にきつづけにされてしまつて、投信自体としては適正なる運営を欠くことになりはしないか、この点いかがですか。

のために投信の大衆投資家が損害を受ける面が、私は現実に調査すれば少なうはないと思う。そういう取引自体は東正されなければならぬと思うが、政務次官何か御判断ありませんか。

○天野政府委員 先ほど事務局から答弁いたしましたように、形としては別でございます。それから二銭四厘というのはいくらでございまして、これはある程度守つていただかなければならぬという公的な性格もあるわけでございます。ただひもつきでそれをとるといふことは好ましくないのであるといふことは当然でございます。従いまして、形式的には先ほど申し上げた通りでございますが、なるべくそういうことのないようにしなければならぬと思ひます。それからもう一つは、証券業者の内容をもう少し充実させて、その無理のないような形に指導していくことも大切なこととてございまして、そういう点につきましてはいろいろと指導いたしておるようなわけでございまして。

○春日委員 私問題点が二つ、三つあると思うのだが、大体コールに充てるための金というものは、投信の適正なる運営というののために確保されていかなければならぬ金なのだ。それからコールというものは翌日払いとか、少なくとも超短期の支払い資金としてこれは出し入れしたりするものなです。それを長い期間にまたがって、自分の支配関係にあるところの子会社から、親会社が、しかも一千万という膨大な金を長期にわたって拘束していくといふことは、一方においては投信の適切な運営を阻害する、一方においてはそれは不正な取引で

ある。形式分離にして、分離に踏み切るということは、分離しなければならぬから踏み切つたのです。だとすれば、今、天野政務次官も述べられておる通り、これは適当なやり方ではないとすれば、不適当なやり方をやっておることについて、あなた方がそれに対して何ら指導を行なわれない、勧告をなさらないといふことはけしからぬじゃないですか。なぜやらないか。このことはいかぬ、適当でないと思ふのなら、適当でないことをなぜやらせるのか。すみやかにそれを戻して一般コール市場にこれを開放したらどうですか。

○吉岡説明員 お尋ねの点は、投資信託が出しておりますコールと、それから証券会社がとっておりますコールが、ひもつきと申しますか、質的に両方が非常に関係があるという前提のお話でございまして、たびたび申し上げますように、投資信託としては、最も投資信託の受益者の保護をはかるために、いざというときの必要資金となるようにといふことでコール市場に放出するわけでありまして。そこで、一方、証券会社がコールをとっておりますが、投資信託がとつたコールが証券会社に入つては、そういう性質のものではないことは十分御承知の通りであります。だから、投資信託が出しましたコールにはひもはついておらないのでございまして。ただわれわれ考えておりますのは、証券業者がこういう約千億の手持ちを持っておるのに対して、その大部分と申しますか、その資金をコールという格好で千億の資金を調達しておる、これは必ずしもいいことではないと考へております。常時それだけの運転資金が要るものであれば、おつ

しやるようにコールという非常に短い期間の金でやるべきではないのでありまして、あるいは春日先生がしつこくおつしやる株主担保金融あるいは証券担保金融が十分に円滑に回つていない結果かと思ひますが、やはりもう少し、常時要る資金は長い資金で調達すべきであると考えております。ただいろいろな情勢で、そうはいましても、なかなか急激に参りませんので、われわれとしては常に証券の手持ちを、まず減らすことが大事であります。次いで、コールという短期の資金で資金調達をいたさないよう指導をいたしておるわけでございまして。

○春日委員 これは行政当局もよく御理解を願ひたいのだが、私が言つておるのは、単なる、そういうような末梢的なことではなく、同部的なことを指摘して言つてゐるのではない。そのことだけを解決したところでだめなんですよ。たとえばそのコール資金を特に証券業者が必要とする根拠は何か。すなわち自分の資金が足りないからである。その資金の足りないのは、今言われたような手貸し金融であるとか、金融機関の結びつきとか、そういうような方法等もあるであらうけれども、また別の角度から考えるならば、これらの四大証券がオールマイティで、しかも現在はブローカー業務、ディーラー業務を兼営されていることによつて相当の株式を手持ちしているといふところがあるのだ。だから、手持ちするためには、今あなたが述べられた通り一千数百億の手持ちをして、自分で思惑で持つてゐる。そして買ひに来た人にそれを高値で売りつけようといふ魂胆で、そういうよう

なことが制度としてなされてゐる。だから、この問題は職能分離という問題とあわせて考へていかなければならぬ。証券金融の問題もあわせて考へていかなければならぬが、いづれにしても関連する事項をすべて総合的に判断して、たとえばそのような膨大な手持ちを証券会社が持つておる、持つておるから金がほしいのだ。金はほしいが金融の道がつかない。だから、コール資金の本質を没却して、長期にまたがつて、自分の支配関係にあるところの投信の金を、しかも二銭四厘——自肅レートと言つてゐるけれども、自肅レートというものは何ですか。違反したら何か処罰があるのですか。何にもありません。そんなものは有権的なものを言つてみただけのしゃれなんだ。だから、そんなものをいさゝかりげに言つたところで効果が上がらなない。効果の上から制度を作らなければだめだと言つてゐるのです。だから、私は、コールの問題は——コールの問題一つ取り上げてみても、そのよつて来たところの病根というものはいろいろなところから発しておる。すなわち、多くのオールマイティの権益が容認されておることであるとか、あるいは投信の形式分離といふものが何ら行政指導が行なわれないで、そのままほつておかれておるという問題や、スベキエレーションといふものが容認されておつて、何ら監督、指導が行なわれておらない、そういういろいろな問題が含まれておる。一つの悪いことがあるとそれが波及して、一つの悪が百の悪、二百の悪を實際問題として生んできてゐる。だから、私は、この問題なんかも十分御判断を願つて、コール

資金といふものの本質に照らして、少なくとも投信とコールが、親会社の下請の関係はいかにあるべきか。あるいは親会社がそういうようなコールを長期にわたつて必要とするのであれば、その金融の道をいかに開いてやるべきであるか。あるいはそういうような状態を来たさざるやうないわゆる取引市場、取引方法といふものがあり得るであらう、こういうところを総合的に判断されて、必要な面についての是正をしてもらいたいといふことなんです。こういう問題については天野次官もおわかりいただけたと思うが、研究して改善の方向に努力される気があります。御答弁が願ひたい。

○天野政府委員 おつしやることもよくわかります。また、証券業界もいろいろな問題につきましても悪いと思はれる点もあるわけでありまして、よく研究をいたしまして、証券業界がよくなるように努力したいと思ひます。

○春日委員 ぜひとも一つ御努力を願ひたいと思ひます。ちやうど、今度の国会はさして大きな問題もないやうだし、いわば平穩な国会でありますから、こゝういったきめのこまかい経済問題、政策問題を真剣に本委員会が論じて、そして積年の積弊を是正することとは非常に意義深いことだと思はれます。どうか、そういう意味で次官の精力的な御奮闘を特にお願いいたしたいと思ひます。

そこで、これもやはり多年の懸案事項であります。投信業務の完全分離、これは佐藤さんのときに形式分離といふことで、五年後には完全分離に踏み切るといふことで、あゝいゝ現在の制度ができました。けれども、この

形式分離にいたしましたが、将来は完全分離にするのだ、こういうことで形式分離にしたわけでありますから、すなわち形式的にも分離をしなければならぬ、将来は完全分離にしなければならぬという政策意図、これは十分御認識のあるところであります。だとすれば、その政策意図に基づいて、すでに二カ年間、三年になるかな、とにかく形式分離の形でやってこられたと思うのです。そうすれば、そのターミナルの目標に向かって、過渡的な期間の中においても何らかの行政指導というものがなされなければならぬと思う。たとえば、今一つの事例を言うならば、コール資金の運用の問題もその一つでありましょうし、役員なんかも漸を追って別個の者に切りかえていくとか――五年間はそのままりつちやつておいて、五年過ぎたら完全分離をそのときに考えようということでは、過渡的な便法としてこの形式分離を容認した意味をなさぬ。当時公取をこへ呼んで、なぜ五カ年間の過渡的な便法を講ぜしめたのか、これは独禁法の精神にも違反するのではないかという議論したが、その間において地ならしをして完全分離にして、大きな変動を与えないでその改善をずつと累積していった、と言うのだが、二年間たちました。この間、完全分離を必要とする政策意図に基づいていかなる行政指導、改善を行なってきたか、その実績について御報告を願います。

○吉岡説明員 投信と証券業を形式的に分離をいたしまして、五年以内に実質的にも分離をしたいということで進んでいることはお話の通りであります。ただ、投信の委託会社につきまし

て、証券会社を排除いたしました場合に、さて一体、資本的と申しますか、株主をいかなるものにするれば妥当であるか。十分御承知のように、一兆をこす運用資産を持つておる委託会社であります。その株主が何ものになるか。によりまして非常に大きな影響を及ぼすわけであります。そういう意味で、委託会社の資本構成をどういうふうにするか、その辺非常にむずかしい問題があらうかと思えます。昨年であったと思いますが、投信の業界がアメリカ力になりヨーロッパなりの事情を視察に参りました。大蔵省といたしても、その辺の外国の事情を調べる意味で人を派遣いたしましたして、いろいろ外国の事情等も調べておりますが、外国では必ずしも証券業者と完全に分離してないような実情もあるようであります。その辺をどういうふうに考えますか、われわれとして今後検討していきたいと思っておりますが、遺憾ながら、お話のように、今その案が固まっていろいろうにしておるということまでお答えできない段階にございます。

○春日委員 それはあなたも御承知だ
と思うが、本委員会は昭和三十二年の
ときにも、世界の証券市場視察のため
に欧米市場、アメリカのニューヨーク
からパリからロンドンからずつと見て
きておるのだすね。そうして、この投
信の完全分離の問題は激しく論ぜられ
て、その必要あるべしということで踏
み切った。踏み切るについては、過渡
的な便法として、変動を少なからしめ
るために形式的にやった。その間にい
ろいろな改善を累積していつて、完全
分離に踏み切った場合業界に与えると
ころの衝動を少なからしめる、こうい

りことで一回やったのですよ。やって
おいて、その問題についてはもうすで
に結論がついている、討論終結の問題
なんです。今あなたの答弁によると、
研究するといふのですか。これから完
全分離とか、形式分離とかいうこと
を、もう一ぺん白紙に戻すことも含め
て研究するといふのですか。

○吉岡説明員 お尋ねのように、完全分離に踏み切りまして、今後五年間に実質的にも分離をするという方向でいっていることは全然変更ございません。ただ、具体的にどいう格好にすることが完全分離の格好として一番適当であるかという点について、なお、検討を要する点があると申し上げておるわけでありませう。

○春日委員　今伺いましたことはわかりました。完全分離に踏み切る方向に向かつて研究しておるというのだとすれば——しかもあの当時非常に問題になつて、公取の坂根君その他公取の委員長等にも出てもらつて激しく論じ合つた。こういうことは独禁法違反ではないかとか、その他いろいろな問題を論じました。だとすれば、すでに二カ年間たつたのだから、この間においてその終点を目標とした過程的な改善が累積されていく必要があるだろう。

なし得ることから完全分離の方向へ向かって、その政策意図に基づいて政策の具現というものがあつてしかるべきだと思ふのですね。何かあつたか、何かやつたか、それとも何にもやつてないかというのです。手をこまぬいて等閑に付しておるのかどうか、この点はいかがですか。

○吉岡鋭明員 証券業から投信委託会社が分離いたしました当時は、何と

いってもまだ一緒だった当時の気分が抜けませんで、いろいろな問題があったわけでありますが、その後たゞいまの資本の問題、株式の問題について、まだはつきり具体案を申し上げるまでには至っておりませんが、その他いろいろの面で実質的に分離を実現するよう、たとえば重役の問題等にいたしまして、ときどき交替してまた証券業の人が入るようなことが起こりかねないわけでありますが、そういう場合になるべく実質的に分離の方に持つていく、あるいは投信の証券業者との間の取引について昔の一体的な感じのよいなものを是正していき、行政面で実質分離に近づけるような意味の指導はいろいろいたしております。

○春日委員 たとえば四大証券の中で錯綜的な取引をさしていくとか、また、今御指摘になったような人事の面であるとか、資産運用の面であるとか、いろいろな面で実質的にやっていってやらなければならない。要するに地ならしというものが必要であろうと思う。だから、完全分離の方向に向かって鋭意努力を積み重ねて現実的な成果を表わしていってほしい。そうして、本委員会が強く論じて参りました国民の要望にこたえてもらいたい。証券業者のいろいろな行きがかりもありましようし、そのような受信事業については、変革のもたらす影響の大きいこともよくわかっておりますけれども、さればこそ五年間という時限的な準備期間があるのであります。半ばまきになりなんとしているので、すみやかにそういう方向に向かって改善の努力を積み重ねてもらいたい。

次は、社債流通市場の確立について政府の方針をただしたいと思う。公社債投信は、社債の流通市場が確立されていないのに、当時十分の配慮なしにスタートいたしましたして一年、今では何となく先細りというのか、何か行き詰まったような状況が見受けられるのであります。このことは、大蔵省が今までやっておられた証券行政が常に行き当たりばつたりで、確固たる定見を持っておらなかった、そうして、業界の要求のみに押されて動いておった、こういうことにこれは基因するのではないかと思われるのであります。現にこの経過を見てみますと、公社債投信は、昨年四月の預金金利や長期金利の引き下げ、その直前の一月これが実施されましたから、当時としては爆発的な人気を呼んだと思うのです。一月は四百六十億、二月は三百四十億、三月は三百二億、四月は二百七億、五月は二百二十億、六月になりましたから激減をいたしましたして百八十七億、かくのごとくに萎縮いたしました、その後はさらに減少いたしましたして、十一月には六十億、こんなところに落ち込んでいるのです。そうして、六月以降は国際収支の逆調、金融の梗塞と相待って解約が続出したのです。そうして、結局三十六年中的設定額が三千四百四十五億、解約が八百八十五億、残存が千五百六十億にとどまった。こういう推移を見て、一体この公社債流通市場を何とかしなければならぬとは考えないか。所見はいかがでありますか。

○吉岡説明員 公社債投信についてのいろいろなお話はお話しの通りでありまして、最近解約が新規設定額を上回る状況になっております。従って、証

券会社にある程度の公社債の手持ちがあるいは受託証券の手持ちが生じておりまして、それを何とかしなければならぬという問題があることはお話しした通りであります。同時に、株式投信におきましてもかなりの公社債を組み入れております。これはかつて春日委員からも御指摘がありましたように、株式投資は株が高い時代に株ばかり組み入れていくことは非常に危険であるので、安全性、防御面と申しますか、そういう意味で公社債の組み入れをいたしました。その結果、千五百億程度の社債を株式投信自体が持つております。それが御承知のように昨年の夏以降株式市況が変化いたしました際に、これらの流通市場がないと申しますか、流動化の道がないためにいろいろな問題が起こったことは御承知の通りであります。そういう意味で、要するに、社債全体といたしますと金融機関の保有しておりますが、一番多いわけでありまして、金融機関の方につきましては、何とか日本銀行の貸し出しの担保になるというふうなことで、ある意味での資金化、流動化ができるわけでありまして、いわゆる金融機関以外の保有しております、たとえば株式投信、公社債投信、あるいは保険会社というふうなものを持つております社債は、流動化の道が十分でないということは御指摘の通りでありまして、そういう意味で社債の流通市場と申しますか、流動化と申しますか、資金化と申しますか、そういうことについていろいろな問題があり、これについて大臣からも検討を命ぜられておることは先ほど申し上げた通りであります。

○春日委員 このような公社債投信の不況であります、この不振の影響が反映をいたしました、起債市場もまたはなはだ健全な起伏を見せているのであります。すなわち、昨年一月は六百六十五億、二月九百十三億、三月九百二十五億、こういうふうな空前の起債規模であったものが、その後は火の消えたような文字通り消沈のありさまであります。大蔵当局は起債市場がこのように凸凹の激しい、そしてまた脆弱なものであつてはならぬということは今お答えになったのだが、だとすれば、この起債市場の持つ使命、性格からして、検討しておるということでは私は済まぬと思う。この問題は、私も今ここでにわかには論じておるのではないのです。これはずっと前から論じておる。起債市場、流通市場というものを確立しなければならぬ。これはやはり産業資金調達の使命をになうものとしては、大使命を持つものだから、すみやかにこの市場の確立をはかるということは三十二年来強く強調しておるのに、なお検討しておる検討しておると言つて何にもやっておらない、そしてその無準備なままに公社債投信を始め、爆発的であつたものがすつと減つてしまつた。十一月六十億、本年一月、二月、三月だつて大したことはないと思う、大体六十億くらいじゃありませんか。そういう状態で、これは準備もなさないで無定見にただ業界の要望に押されて、それならばそれならばというので、何でもあなた方は手がけていく。たとえば木を植えて育てようと思つて、まず地面を用意する、地面を用意したらそれを耕やさなければならぬ。あなた方は業界がこ

うしたらいいと言つて、ふつと思いついたらそれをふつと植えてそのまゝにしておく。いかに耕すべきか、いかに肥料を与えるべきかと尋ねると、これについて研究しておると言ふ。これはあなた方の責任は重いのです。これは産業資金調達の大きな使命をになうところの起債市場の流通が円滑に行なわれるために必要な機関というものを設置するということは、当然のことではあります。わが国の産業界が高度成長の過程において強くこのことを要望しておる、研究しておるというだけでは済まぬと思うが、一体、この点天野さんどう思ふか。

○天野政府委員 起債市場を作るといふことは、産業資金調達の上において非常に重要なことであります。そういう考え方のもとに研究をいたしておるわけでございます。

○春日委員 ぐどくは申しませんけれども、これらの問題は何と言つてもわが国の経済が高度に発展する過程であるし、それから産業資金が金融に依存しておるといふこの変則的なあり方、これを正常化しなければなりません。そのためには長期産業資金は社債あるいは株式の発行、そしてその短期運転資金を金融に依存する、こういう面然たる分野の分担、もつて金融の正常化をはかり、わが国経済の均衡ある発展をはかつていくことのために、今起債市場あるいは公社債の市場というものを相当規模において確立することが最も緊急の事柄であると思われまふので、どうか一つ積極的な御検討の上、すみやかにこれを実現していただきたいことを強く要望しておきます。

時間が迫つて参りましたから、ちよつと断片的に伺いますが、今、証券金融強化のために、たとえば戦前に行なわれたような銀行の機能を活用した証券担保による手貸し金融を復活する意思はないかというのを本会議でも質問いたしましたし、今もちよつと次長から触れて述べられたと思ひますが、これは具体的にどんな検討が進められておりますか、大体その方向をお示し願ひたいと思ひます。

○吉岡説明員 証券担保金融の問題あるいは公社債の流動化の問題につきましては、いろいろな考えられる方法があらうかと思ひます。今お話しした銀行による証券担保の金融というののもその中の一つの方法かと存じます。これまた一つ一つについて利害得失がございまして、大へん遺憾であります。今この方向で考えておるところまで切り切つたという段階に至つておりません。ただ問題は、決してのんびりした問題でないことは十分承知をいたしております。最近の機会に関係方面といたして意見を調整いたしました案を決定いたしましたというふうに考えております。

○春日委員 大衆投資家の保護ということを強く要請されておるのであります。が、これは当然誇大な宣伝、誇大な広告、これを抑制してやらう。特に株は買えばもうかるのだというふうな印象をなくして買つて損をするときもあるのだぞという印象を、やはりその事実関係を明らかにし、啓蒙してやらうことは、これは政府の任務だらうと思ひます。

そこでもう一つ、これをやつたらいいというのを申し上げておきたいと思ひます。

○春日委員 資本への大衆参加というもの、最近こういう大きなウエイトを占めて参りましたのにかんがみて、私はやはり大衆投資家とその実相を知るといふこと、これは取引所がその公的な機関であることにかんがみて当然の事柄であると思ひます。なぜ株が高いのですか、なぜ安いのですか、それを解説する。それから取引の出来高はこれ

思うのだが、取引所は公的使命を持つておるのであるから、その公的使命にかんがみて、毎日の株高、株安の原因を取引所の日報でこれを論評するあるいは解説する、それから次には売買の出来高、これを一般大衆が一見してわかるようにこれを明らかにしていく、ということ、株の取引高は一部であつて圧倒的多数は売買というものが占めておる実情にかんがみて、取引高だけではなくして、やはり売買の出来高、これを一般大衆がわかるように、そしてその株価の動向、それらの資料を具体的に、詳細に、取引所をしてこれを大衆にわかるよう発表せしめる、こういうことをやる必要があると思ひますが、あなたの方はそれを指導してやらしめる意思はありますか。

○吉岡説明員 お話のように大衆投資家の保護という観点から、取引の実情をなるべく一般にわかりやすく知らせるといふことはけつこうなことだと考えます。御提案の取引所について、株高あるいは下落の論評をしたりあるいはそのほかのいろいろな具体案については、御趣旨は、われわれもいたしましてもけつこうなことだと存じますので、十分に相談をさせていただきますと思ひます。

だけあるのだが、実際の売買の高はこれだけでおのずかという実態を大衆に知らしめていく、いろいろな資料を提供して、大衆の判断を求めている、これは私は当然に必要なことだと思いますが、ぜひとも一つそをを實現に移されるように強く要望いたしておきます。

次に、電電公社が参られておるそのでありますから、電話債について電電公社にお伺いをいたしますが、現在の電話債の発行残高並びに銘柄別の公社からの引き渡し価格とその現在の相場及びその平均利回りはいかほどか、あるいはその流通状況、これを一つ説明されたい。

○横田説明員 現在の加入者電信電話債券の発行残高は、たゞいまは約二百億、うち利付債は、正確な数字はあとで調べますが約八百億、そのほかが割引債、利率は利付債が七分二厘、割引債は七分一厘六毛、これは御承知のように税はかかっておりません。

○春日委員 聞いた通りのことを答えていただけた。

○横田説明員 今のでお答えになっておると思ひますが……

○春日委員 平均利回りは……

○横田説明員 平均利回りはたゞいまの値段が利付債で七十五円、割引債で三十五円六十銭になっておりますので、約一割三分くらいになると思ひます。

○春日委員 大蔵省に尋ねますが、現在の社債の平均利回りはいかほどか、金融債の利回りはどのくらいか、なかんづく一流事業債の利回りはどの程度になっておりますか。お答え願ひいたします。

○吉岡説明員 一流社債の利回りが、正確には後ほど御答弁申し上げますが、大体七分四厘見当だと思ひます。割引金融債の一年のもので六分二厘見当でございます。

○春日委員 一般社債の平均利回りは……

○吉岡説明員 七分四厘から七分五、六厘までの幅だと思ひます。

○春日委員 この利回りから判断されます通り、事業債ですら七分四厘かれこれですね。ところが公共事業債、半ば政府機関である電電債が一割五分の利回り、これはおそろべき暴落であります。少なくとも電電公社のような信用度の高い公共事業債が発行した電話債券がこのように相場が暴落した原因はどこにあるか。公社はこれを何と理解しておるか。お答えを願ひます。

○横田説明員 この社債の問題につきましては、結局需要供給のバランスの問題がこの値段に影響するわけでありまして、たゞいま先生御指摘のように、利回りとしては非常に有利であります。が、これについては売買の調整というものが理想的にいっていないというところ、一番の原因があるかと思ひます。この問題は、いろいろな面からわれわれとしても努力しなければならぬ問題で、今までも月賦金融制度の拡充とか、債券の併合とか、あるいは証券業者の方へいろいろお願ひするとか、債券の取引所への上場とか、こういうことはできて参ったわけでありまして、なおこれでも十分でありまして、たゞいま債券の保護預かりについては、来年度じゅうに何とかこれを實現したいと思つております。そのほかいろいろな方策が今後講ぜられて、その

の流通市場が円滑にいくように、いろいろな方法が講ぜられることが必要だろうと考えております。

○春日委員 私は、電電債については、あの拡充法が一昨々年でありまして、たか制定されたときに、附帯決議がされておつたと思ひます。それは電電債の価格の安定、債券引受人の利益の擁護、電電公社はこれのために必要な措置をとるべき旨の附帯決議がされておつたと思ひますが、事実関係はどうでありますか。これは私は委員でないからわからぬが、どういふ決議がなされておりましたか。

○横田説明員 たゞいま先生御指摘のありましたように、この債券価格の維持安定について格段の努力をするようにという附帯決議がついておつたわけでありまして、

○春日委員 私は、そのような附帯決議は、少なくとも国会が国権の最高機関であることにかんがみて、これは単なる電電公社だけに義務づけるべきものでなく、大蔵省を含めて国全体として、すなわち、電電公社債の価格の維持、引受人の利益の擁護に必要な措置をとらなければならぬと思ひますが、少なくとも今日このような事業債よりも——利回りが一割五分に当るような大暴落をしてゐるのは、必要な措置をとっていないからではないか。価格の安定と、それから引受人の利益を擁護することのために、かくあるべしということを今副総裁が述べられた。すなわち、流通性を拡充していくとか、その他必要なことをするとか、なぜそれをやらぬか、やらなかった理由を述べられた。

○横田説明員 先ほど申し上げましたように、月賦金融制度の施行とか、債券の併合、証券業者にいろいろ力を入れてもらふようにお願ひする、証券の取引所への上場等は實現できたわけですが、債券の保護預かり等はこれからやりたいと思つております。なおこれでは十分でありまして、たとえば日銀担保適格債に指定願ひ、あるいは公示催告制度についての法律を改正して、

○春日委員 今、二千何百億と言われましてたゞいまでも、私は、大蔵省はすでに電話というものが相当充足していると思ひます。来年度の予算書を見ると六百五十億の発行予定である。三十八年度は一千億、ずつと続くようでありまして、間もなく一兆円になんたんとする。国民の財産、一兆円になんたんとする。その膨大な電電債に対する対策、あれもやってみない、これもやってみないと思つてゐるけれども、というように、ことでは、私は意慢のそりを免れたいと思ひます。附帯決議が出たら、そのようなことを予見してなぜ直ちにそのことをやみませんか。そのなさねばならぬというところを、二年たった今日まで少なくとも価格が大暴落するまで等閑に付しておくとおつたことがありますが、国会の決議を何と心得ているか。御答弁願ひたい。

○横田説明員 たゞいま先生からおしかりを受けましたように、まさにその点についてはわれわれの力が足らぬところでありまして、従来われわれのでき得ることにつきましては努力して

参つたつもりであります。また買い入れ債却等につきましては、予算上認められた点につきましては、できるだけやつて参つたわけでありまして、何せこういういろいろな大きな問題につきまして、私どもの力だけでは足りないところが多々あるわけでありまして、今後よろしく御協力願ひたいと思ひます。

○春日委員 そこで問題は、大蔵省にあると思ひます。国会の決議というものは電電公社だけを対象として決議されたものではございません。当然、行政機関全体を対象としてゐる。従つて、大蔵省はこのようないくつかの附帯決議にこたえて、当然電電公社債について、行政を通じてその趣旨の顯現のために必要な措置はとられなければならぬ。今まで何を協力してきましてか。国会の決議は政府全体を対象としてゐるから、少なくとも公社債の流通、その行政は大蔵省の所管にある、従つて、その価格の維持と引受人の利益擁護のために、政府は必要な措置をとれと言つてゐる。だとすれば、必要な措置を公社に對してとり協力する義務がある。何かやつたか、何もやらなかったか、あるいはやりたいといつてもそれを押えたか、事実関係を明らかにしてもらいたい。

○吉岡説明員 お尋ねの点につきましては、御承知のように電電公社の債券は、従来店頭市場で配電相場の交換をやつておつたわけでありまして、昨年の秋、市場第二部が発足したことにあたりまして、多少そこに立たせたことが起こりまして、第二部の発足とともに上場ができたことが事実であつたことは御承知の通りであります。本委員会でも

論議がありまして、取引所に上場する
ようにいたして今日に至っておるわけ
であります。私、理財局でございます
で、理財局といたしましては、そうい
う意味の流通市場をはつきりする、公
正な取引をさせるという意味で御協力
を申し上げておるわけでありまして。あ
と本体のお尋ねの価格の問題その他に
つきましては、あるいは主計局の問題
かとも思いますが、どうも私どものあ
れでないもので御答弁できかねます。

○春日委員 世間にもいろいろことが言
われておる。電話債はこれは本人が
持つておるべきものだ。そいつを売る
というふうなことは、値段が安くても
当然自業自得だ、むしろ値段は暴落し
た方がいい、暴落したら、そいつを電
電公社が買いたたいて買って、それで
償却すればそれだけ得じゃないか。
こういうふうな意見が——意見といっ
てはなんだろうが、底流が公社と政府、
主として大蔵省の間であって、故意に
値段を暴落せしめて安くしておいて
買って償還に充てて、そうして楽をし
ようというふうな悪い魂胆ではない
か。こういうふうなことが世間言われ
ておる。事実このように暴落をしてき
ても、公社もそれに対して必要な措置
をとらない。大蔵省はあの気配取引の
ときだって、また第二市場に上場する
ときだって、これをいじめたんだ、第
二市場に上場しなかった。予算委員会
において何だといって質問して、それ
が研究中だ、いつやるんだ、一週間く
らいでやるということではこれは上場さ
れた経緯にかんがみても、打たねばな
らぬ手を打ってはいない。ということ
は、このようないふ事実にかんがみて、まあ
火のないところに煙は立たぬというけ

れども、そういうふうな、あの法律が
通つたらそれであの附帯決議、すな
わち加入者の利益の擁護とか、価格の
維持とかいうような問題は、今のところ
全然何もやらない、やろうと思つて
おると言つたところで、そんなのは一
つの、女学生が物思いにふけておる
程度だ。何も国会の決議にこたえたわ
けでも、努力したわけでもない。けし
かぬではないか。天野政務次官、次官
会議なんかで問題にすべきではない
か。これは今は二千数百億であるとい
うが、本年度は六百五十億、来々、再
来々一千億、一兆円に間もなくなるの
です。一兆円という国民の財産がえら
い暴落している、しかも発行者が電
電公社だ、一般事業債の倍の利回りにな
るといふこの状態を、ほかつておると
いうことがありませんか。そういう事柄
として大蔵省はみずから乗り出して公
社に協力し、そうして電話債の流通を
確保することのために、円滑なる流通
をはかることのために、必要とあるな
らばその価格調整機関であるとか何ら
かのそういう機関を設置して価格維持
に努むべきではないか。なぜそれをや
らない。何もやらぬというところは変
じやないですか。そういうふうなうわ
さが流れておることを裏書きすると
いってもそれは言い過ぎではないと思
う。それらの引受人が電話が引きた
い、ところがその債券を買わなければ
ならぬから引き受ける。しかもその債
券については国会が保証しておつてく
れる。価格の安定、引受者の利益とい
うものは保護されておる性質のもので
ある。かくのごとき信頼感の上に立っ
て電話加入者たちはその電話債券を引
き受けておる。国会はそういう工合に

附帯決議を付してその責任をあなた方
に負わしておる。あなた方はそのこと
をなさない。この額は——今や国民の
財産は一兆円にもなんなんとしてお
る。現在でも二千数百億、膨大なもの
ですよ。こんなことでほかつておいて
いいと思いませんか、政務次官。

○天野政務次官 なかなかむずかしい
問題でございます。先ほど事務当局
から申し上げましたように第二市場で
取引するようにしまして、一応公正
なる取引ということになっておるわけ
でございます。ただ私の個人的な感じ
でございますけれども、ほんとうに電
話を引きたい人は債券を買ふ金なんか
どうでもいいのだというふうな考え方
で、すぐ幾らでもいいからといって放
出するところにも、電話債券が
安い原因もあるのではないかといい
うな感じもいたすわけでありまして。価
格の問題につきましては、今後よく研
究をいたします。先ほどは私の個人的
な感じを申し上げたのであります。

○春日委員 公社にお伺いをします
が、現在の公社法で判断をしてみ
る、あなた方が電電債について価格調
整のための必要な措置をやるうとし
ても、なかなか法律の制約があつてで
きないのではないかと思ふ。できる限
界とできない限界があると思ふ。私は
三百億や五百億ならばこれは何らかの
理解ができると思ふけれども、二千数
百億になり、やがて数千億になろうと
するときは、この責任はあなた方、
事実上重いですよ。だとすれば、公社
法においてあなた方がなし得ないとい
ふならば、時と場合によつては公社法
を改正せなければならぬ。やつてその
責任を果たさなければならぬ。でな

ければあなた方はこの附帯決議にこた
えることはできない。できるやうにし
てやらなければならぬと思ふのです。
私は少なくともその価格の維持をはか
るためには何らかの形で債券の売買
があつせん、それから発行者の立場とし
て債券の市場価格による投資利回りの
有利性についてこれを宣伝してもいい
と思ふ。事業債をお買いになれば七分
四厘だから、電話債を今お買いになつ
ておけばこれは一割五分に当たるのだ
というふうな大宣伝をする。そうして
一般投資家に積極的に購入するように
これを勧奨することによつて、その価
格安定維持のために相当の効果的な働
きかけができると思ふ。そういうこと
はやりたいと思いませんか。

○横田説明員 先ほど先生から御指摘
がありました。電電公社の方では値
が下がったのを買いたたいて、それで
安く償却しようと思ふ気持は毛頭ない
ことをここで断言申し上げます。

それからただいま御指摘のよう
な、今後電信電話債券がだんだん大き
くなるのでありますから、この価格安定
についてなお一そういろいろな方法を講
じなければならぬということにつきま
しては御指摘の通りでありまして、私
もそう考えております。現在の公社法
の幅の中でできることは、電信電話公
社といたしまして予算で買い上げ、償
却を認められた幅で買い上げ償却をす
るというふうな程度でありますので、
これはごくわずかのことで、ただいま
先生の御指摘のようによつてこれから大
きくなっていく電信電話債券の価格維持に
はとうてい不十分であります。その意
味におきまして先生の御指摘のよう
な方法はわれわれとして必要だと思ひま

す。望ましいと思ひます。こういう点
につきましては、ただいまも政府の方
で御研究願つておるはずであります。
○春日委員 今のその債務償還費とい
うものはたしか予算では二十億——ど
のくらい計上されておりますか、ちよつ
とお伺ひします。

○横田説明員 本年度二十億でありま
す。

○春日委員 少なくともその膨大な発
行額を対象としてそのような微細なも
ので、しかもそれはなかなか運営がう
まくいかなないのでございましょう。そ
ういふ金の運賃の仕方についても公社
法の中できびしい制約があつて、なか
なかなそういうことはできない。今、御
指摘申し上げたような問題について、
あなた方はやりたいたいとおっしゃるが、制
度の問題としてやれないとするなら
ば、当然これは政府全体としてそうい
うことがなし得るやうに少なくともそ
の減債基金の積み立て、それから価格
調整機関の設置、これは少なくとも電
話債を対象として、その発行高の膨大
さにかんがみて、私はこの二つのこと
は同時並行的になされなければならぬ
と思ふ。これについて公社の見解はい
かがでありますか。

○横田説明員 私は先生と同意見であ
ります。その点につきましては法律
が改正されなければできないわけでご
ざいまして、なお政府の中で御検討を
願つておるはずであります。

○春日委員 これは現実の問題とし
て、今零細な中小企業者を中心として
大衆が政府と国会を信頼してその電話
債を引き受けておる事態にかんがみま
して、価格の維持をはかるということ
は、私は行政府の責任だと思ふので

す。だから今電電公社がそういうことをやるにあらざれば価格の維持は期しがたい。引受者の利益というものは保護することが困難であるといつておる。従つて大蔵省は、こういう問題について、証券行政全体の立場として、あるいはまた電電公社の予算編成の中において、当然これは容認していかなければならぬ問題だと思ふが、天野政務次官、大蔵当局を代表して、これについて見解を述べられたい。

○天野 政府委員 電電債は先ほどちよつと私見で申し上げたわけでございますが、債券を買いだすから買うのではなくて、電話を引きたいから仕方なしに買ふというところで、価格の問題で普通の債券の問題とちよつと性格が違ふところがあるのじゃないかと感ぜられるわけでございます。(春日委員「国会の決議なんだ」と呼ぶ)しかしながら国会の決議もございまして、また価格の維持ということも重要な問題でございますので、今後よく研究をいたしまして努力をいたしたいと思つております。

○春日委員 それでは電話債券の問題は以上でございますから、今申し上げましたような附帯決議というものは動かしがたいものです。引受人は附帯決議を信頼しておる。そのことにもかんがみまして、一つ価格を維持するといふこと、少なくとも電電公社が発行したところの電話債というものが一般商社会が発行したところの事業債に比べて倍も利回りがあるというふうな状態、しかもその証券取引所の電電債の取引高なんというものは私はおかしいと思ふ。これは一つ事務当局に何つておきたいのだが、昔、第二市場に上場

される前の気配取引、あのときに月額四、五十億あったと思うのです。今は、第二市場に上場されております取引高はどのくらいありますか。

○吉岡説明員 数字を申し上げます。市場第二部ができて以来、電電債を上場しました後の一日の平均売買高は、十月が二千百万円、十一月が三千八百百万円、十二月が四千二百百万円、一月が三千三百百万円となっております。そのほかに電電債券はこの市場でできた値段を基準といたしまして市場外の店頭でも売買をいたしてあります。その店頭売買の数字ははつきりいたしてありません。

○春日委員 だからその前はどのくらいありましたか。去年の十月ですか……

○吉岡説明員 ちよつと今数字を持っておりますので……

○春日委員 電電公社はわかりませんが、はつきり覚えておりますが、たしか三十数億円あったと思ひます。

○春日委員 このところにも問題があると思ふのです。少なくとも前は大体四十億程度のものがあつた。それが今度は第二市場に上場されて店頭取引をされる額は今言われた十分の一で、すな、四億か五億、そして大部分のものが店頭売買されている。しかもその上場されるのは代表銘柄だけであらう。個々の銘柄は上場されない。だから、個々の銘柄については値段がわからない。わからないうところに付込んで店頭売買で買いたたかれるという大衆がはなはだ不利益を受けておるのです。だから、こういうような点を是正

することのために、やはり取引所が基準価格を発表して、上場されたものはこれだから、これから推算するところではこういうふうになるのだというふうなものを発表すれば、私はその店頭売買において引受者の利益というものはそこでお保護される面があると思ふのです。代表銘柄だけが上場されて値つけされている。ほかのものは値つけされていないからやみ相場だ。だから、しろうと衆はそこで買いたたかれて勢い不利をしいられる形にもなつておる。また現実取引高というものが片一方において四、五億。ただ形式的に取引されるだけで、四、五億の取引をしておるが、大部分のものは店頭で四大証券が自我独断の形で取引をする。そこで買いたたきというふうな形が現われてきて、公正なる取引がなされていらない。なし得ないという実情がそこにもある。私はこの問題について大いに検討されて改善してもらいたい。これは電話債自体がほんとうにやむにやまれず、泣く泣く引き受けたところのものであることにかんがみて、私は少なくともこれは電電公社の名誉のために、少なくとも国会の権威を確保することのために、その暴落を食い止める、価格の安定をはかることのために、一方において減債基金を積み、あるいは価格調整機を作ると同時に取引仕法の中においてもこれは十分一研究をされて、そしてその多くの大衆引き受けをされた諸君の利益が保護されるようにお願いしたいと思ふのです。

次はコール市場の問題についてお伺いをしたい。——あとはコール市場をめぐる諸問題について質問いたしたい

と準備いたしておりましたが、政府側の出席がないようでありますから次会に譲りまして、私の質問は以上で終わります。

○小川委員長 物品税法案、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

政府より提案理由の説明を聴取いたします。天野大蔵政務次官。

物品税法案

物品税法(昭和十五年法律第四十号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条 第十条)
- 第二章 課税標準及び税率(第十一条 第十六条)
- 第三章 免税、税額控除等(第十七条 第二十八条)
- 第四章 申告及び納付等(第二十九条 第三十四条)
- 第五章 雑則(第三十五条 第四十三条)
- 第六章 罰則(第四十四条 第四十七条)

附則

- 第一章 総則(課税物件)
- 第一条 別表に掲げる物品には、この法律により、物品税を課する。
- (定義)
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 課税物品 別表に掲げる物品のうち、第九条の規定により物品税を課さないものとされる物品以外の物品をいう。

二 不課税物品 別表に掲げる物品以外の物品をいう。

三 保税地域 関税法(昭和十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

(納税義務者)

第三条 第一種の物品の小売業者は、その小売をした当該第一種の物品(課税物品に該当するものに限る)につき、物品税を納める義務がある。

2 第二種又は第三種の物品の製造者は、それぞれ、当該第三種又は第三種の物品(課税物品に該当するものに限る)で、その製造に係る製造場から移出されたものにつき、物品税を納める義務がある。

3 課税物品を保税地域から引き取る者は、その引き取る課税物品につき、物品税を納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第四条 第二種又は第三種の物品の製造場が保税地域に該当する場合

には、その製造場で製造されるこれらの物品のうち、関税法第二条第四号(定義)に規定する内国貨物(同法第五十九条第二項(内国貨物の使用等)に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたものの以外のもを含む)に該当するものについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない第二種又は第三種の物品の製造場とみなし、その製造場で製造さ

れるその他の物品については、この法律(第十七条第一項第一号及び第三十五条第二項を除く。)の適用上、その製造場を第二種又は第三種の物品の製造場でないものとみなす。

(第一種の物品の小売業者の小売等とみなす場合)

第五条 第一種の物品の小売業者が、第一種の物品につき、販売若しくは買受けの委託を受けてこれを購入者若しくは委託者に引き渡した場合において、その購入者若しくは委託者が消費者であるとき、又は当該小売業者の媒介により第一種の物品の小売が行なわれた場合には、当該小売業者がその引渡し又は小売の時に当該物品の小売をしたものとみなす。

2 第一種の物品の小売業者が、他の者からの委託により、当該他の者から第一種の物品の材料又は原料の提供を受け、これを用いて、自己において又は他に委託して、当該第一種の物品の製造(加工を含む。)をして当該他の者に引き渡した場合において、当該他の者が消費者であるときは、当該小売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

3 第一種の物品の小売業者が請負契約(これに準ずる契約を含む。)に基づき第一種の物品を引き渡した場合(前項の規定に該当する場合を除く。)において、その引渡しを受けた者が消費者であるときは、当該小売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和三十七年二月二十日

4 第一種の物品の小売業者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百八十二条(代物弁済)に規定する他の給付又は同法第五百五十三条(負担付き贈与)に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項(交換)に規定する交換に係る財産権の移転として第一種の物品を引き渡した場合において、その引渡しを受けた者が消費者であるときは、当該小売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

5 展覧会その他これに類する催し物を行なう場合において、その催し物の主催者が第一種の物品の小売(小売の代理を含む。)をしたときは、その催し物を行なう場所を第二十七條第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が当該第一種の物品の小売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

6 第一種の物品の入札その他競争の方法により売買された場合(滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合を除く。)において、その落札者が消費者であるときは、当該入札その他競争を行なう場所を第二十七條第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が当該第一種の物品の小売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

(移出又は引取りとみなす場合)
第六條 第二種又は第三種の物品がその製造に係る製造場において使用され、又は消費された場合(当該製造場において製造される第二種又は第三種の物品の材料又は原料として使用され、又は消費された場合を除く。以下次項及び第三項において同じ。)には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該物品の使用又は消費につき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その使用又は消費をした者が当該物品を製造したものとみなし、当該使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなして、この法律(第十條第一項、第二十九條、第三十一條、第三十五條及び第三十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和三十七年二月二十日

用され、又は消費された場合(当該製造場において製造される第二種又は第三種の物品の材料又は原料として使用され、又は消費された場合を除く。以下次項及び第三項において同じ。)には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該物品の使用又は消費につき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その使用又は消費をした者が当該物品を製造したものとみなし、当該使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなして、この法律(第十條第一項、第二十九條、第三十一條、第三十五條及び第三十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

2 第二種又は第三種の物品が保税地域において使用され、又は消費された場合には、その使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 関税法第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された第二種又は第三種の物品が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において使用され、又は消費された場合には、当該使用又は消費を保税地域内における使用又は消費とみなして、前項の規定を適用する。

4 第二種又は第三種の物品でその製造に係る製造場に現存するものが滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

製造に係る製造場に現存するものが滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

5 第二種又は第三種の物品の製造者がその製造場における第二種又は第三種の物品の製造を廃止した場合において、当該製造場において製造された第二種又は第三種の物品が当該製造場に現存するときは、当該製造者がその製造の廃止の日に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る物品については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該物品がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

(製造者とみなす場合)
第七條 第二種又は第三種の物品の製造者又は販売業者が、第二種若しくは第三種の物品の製造に必要な材料若しくは原料のうち主要なもの若しくは当該物品の製造に必要な資金若しくは労務の全部若しくは大部分を供給して当該物品の製造を委託し、又は当該物品化粧品の他の政令で定める物品については、当該物品又はその容器若しくは包装に自己のみの商標を表示すべきことを指示して当該物品の製造をさせる場合には、当該委託又は指示をした者(以下「委託者等」という。)が当該委託又は指示を受けた者(以下「受託者等」という。)の製造した物品で当該委託又は表示に係るものを製造したものとみなす。

2 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により第二種又は第三種の物品の製造場における製造業を承継した相給人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、当該製造場において製造された第二種又は第三種の物品がその承継の時に当該製造場に現存するときは、その者がこれらの物品を製造したものとみなす。

3 前項の規定は、合併により第二種又は第三種の物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。

4 第二種又は第三種の物品がその製造に係る製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該物品を移出した者が当該物品を製造したものとみなして、この法律(第十條第一項、第二十九條、第三十一條、第三十五條及び第三十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

(製造とみなす場合)

第八条 第二種の物品に該当する家具につき、その製造に係る製造場以外の場所、販売の目的で装飾のための彫刻、まき絵又は上絵を施した場合において、これらを施した後の物品が第二種の物品に該当するときは、これらを施した者が当該物品を製造したものとみなす。

2 第二種の物品に該当する化粧品その他の政令で定める物品を、その製造に係る製造場以外の場所、販売の目的で容器に充てんし、又は改裝した場合において、その充てん又は改裝をした後の物品が第二種の物品に該当するときは、その充てん又は改裝をした者が当該物品を製造したものとみなす。

(非課税)

第九条 別表に掲げる物品のうち、その価格の同種物品に係る価格体系のうちに占める位置が低いこと又は特殊な性状、構造若しくは機能を有することにより、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さない。

(適用除外)

第十条 第二種又は第三種の課税物品の製造者(法人を除く。)のうち、自己又は同居の親族の用に供する第二種又は第三種の課税物品のみを製造するものには、この法律を適用しない。

2 第二種又は第三種の課税物品で

見本品として無償で供与されるもの(見本品にのみ適用すると認められるものに限る。)については、この法律(第七條、第八條、第三十五條、第三十六條、第三十七條第二号及び第四十一條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

3 次に掲げる物品で第二種又は第三種の課税物品に該当するものについては、この法律(第三十六條及び同條の規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)第十七條第一項(臨検検査等)の規定により取去される物品

二 薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第六十九條第一項(立入検査等)の規定により取去される物品

三 その他前二号に類する物品で政令で定めるもの

第二章 課税標準及び税率

第十一条 物品税の課税標準は、この法律に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる金額又は数量とする。

一 第一種の物品の小売業者が小売を

り、かつ、通常の卸取引形態により、その製造場で行なうと否とを問はず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供するものとした場合における当該物品の販売価格に相当する金額

三 第三種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの、その移出した当該物品の数量

四 保税地域から引き取られる第一種又は第二種の課税物品、当該物品につき関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第四條(課税価格)の規定に準じて算出した価格に当該物品に係る関税の額に相当する金額を加算した金額

五 保税地域から引き取られる第三種の課税物品、その引き取られる当該物品の数量

2 前項第一号及び第二号に掲げる金額は、当該物品の容器及び包装(当該物品とともに消費者に入手されるべきもので政令で定めるものに限る。)の費用を含むものとし、当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いたものとする。

3 第一項第四号に掲げる課税物品が関税定率法第十條(変質又は損傷による減税)、第十五條第二項ただし書(特定用途免税物品に係る関税の追徴)又は第十六條第二項ただし書(外交官用免税貨物等に係る関税の追徴)の規定に該当するものである場合には、同号に掲げる金額は、当該金額から、これらの規定に規定する事由による減価の額

及びこれに対応する関税の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

4 前三項に規定するもののほか、第一項第二号及び第四号に掲げる金額並びに同項第三号及び第五号に掲げる数量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(第一種の課税物品の課税標準の特例)

第十二條 第五條第二項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品に係る物品税の課税標準は、同項に規定する第一種の物品の小売業者が同項に規定する他の者から委託に係る対価として償取すべき金額(当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いた金額とする。)とする。

2 前項の場合において、当該他の者が提供した同項に規定する第一種の物品の材料又は原料のうち、当該小売業者の小売をしたものがあるときは、同項に規定する償取すべき金額は、当該金額にその小売に係る小売価格(当該小売業者が当該材料又は原料の小売につき納付した、又は納付すべき物品税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くもの)とし、第二十八條第一項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第十五條第一項において同じ。)がある場合には、当該物品税額に相当する金額を控除した金額)を加算した金額とする。

3 第五條第三項又は第四項の規定により小売をされたものとみなさ

れる第一種の物品に係る物品税の課税標準は、当該物品に係る通常の小売価格として政令で定めるところにより計算した金額(以下次項において「通常の小売価格」という。)とする。

4 第一種の物品の小売業者が同時に二以上の物品の小売をする場合において、これらの物品のうち、第一種の物品があるときは、当該第一種の物品に係る物品税の課税標準は、これらの物品の小売価格(これらの物品に課されるべき物品税額がある場合には、当該物品税額に相当する金額を除いた金額)の合計額に、それぞれの物品に係る通常の小売価格の合計額のうちに当該第一種の物品の通常の小売価格の占める割合を乗じて計算した金額とする。

(小売価格を基準とする第二種の課税物品の課税標準の特例)

第十三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十四條の二(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由によりその製造に係る製造場から移出される時において小売価格が明らかにされている第二種の課税物品で政令で定めるものに係る物品税の課税標準は、第十一條第一項第二号の規定にかかわらず、当該小売価格から、当該物品を販売する者(当該物品の製造者を除く。)の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額、当

該物品の製造者が当該物品の販売につき通常支払う運送賃に相当する金額並びに当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とすることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする第二種の物品の製造者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その適用を受けようとする第二種の課税物品の品目ごとに、その旨を国税庁長官に申請して、当該物品が同項の規定に該当することにつきその確認を受けなければならない。

3 前項の確認があつた場合には、その確認に係る品目に属する第二種の課税物品でその確認を受けた者が国税庁長官の指定する日以後にその製造に係る製造場から移出するものに係る物品税の課税標準は、第一項の規定により計算した金額とする。ただし、当該物品が同項の規定に該当しないこととなつたとき、又は次項の規定による届出があつたときは、その該当しないこととなつた日又は届出があつた日以後は、この限りでない。

4 第二項の確認を受けた第二種の物品の製造者は、その確認に係る第二種の課税物品につき、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。

5 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用

に關し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第十四条 物品税の税率は、課税物品の区分に応じ、次に定めるところによる。

一 第一種の課税物品

第一類 物品の価格の百分の二

十

第二類 物品の価格の百分の十

二 第二種の課税物品

第一類 物品の価格の百分の四

十

第二類 物品の価格の百分の三

十

第三類 物品の価格の百分の二

十

第四類 物品の価格の百分の十

第五類 物品の価格の百分の五

三 第三種の課税物品

イ マッチ 千本につき一円

ロ 清涼飲料 一キロリットルにつき五千円

(第一種の課税物品に係る税額算定の特例)

第十五条 第五項第二項の場合において、同項規定する第一種の物品の小売業者が提供を受けた第一種の課税物品の材料又は原料のうち、当該小売業者の小売をしたものがあり、かつ、その小売につき納付した、又は納付すべき物品税額があるときは、当該小売業者が当該第一種の課税物品につき納付すべき物品税の税額は、前条の規定にかかわらず、当該物品につき第十二条第一項及び第二項並びに前条及び次項の規定を適用して算出した金額から当該納付した、又は

納付すべき物品税額に相当する金額を控除した金額とする。

2 第一種の課税物品(第九条の規定に基づく政令に、価格が一定の金額未満のものにつき物品税を課さない旨の定めがある物品に該当するものに限り、)の第十一項第一項第一号に規定する小売価格(当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除く前の価格とする。)(が当該一定の金額(以下「課税最低限の金額」という。)をこえ、当該課税最低限の金額と当該金額に前条の規定による税率を乗じて算出した金額との合計額に満たない場合における当該物品に係る物品税の税額は、同条の規定にかかわらず、当該課税最低限の金額と当該小売価格との差額に相当する金額とする。

(第二種の課税物品に係る税額算定の特例)

第十六条 第二種の物品の製造者が、その製造する第二種の課税物品の材料又は原料とする第二種の課税物品で、次条第一項又は第十八条第一項の規定の適用を受けないで当該製造する第二種の課税物品の製造場に移入され、又は引き取られたもの(第二十八条第一項の規定の適用を受けるもの及び古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第一条第一項(定義)に規定する古物(以下「古物」という。))に該当するものを除く。))について、その適用を受けなかつたことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該製造場の所在地の所轄税

第三章 免税、税額控除等

(未納税移出)

第十七条 第二種又は第三種の物品の製造者がその製造した第二種又は第三種の課税物品で次の各号に掲げる物品に該当するものを当該製造に係る製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る物品税を免除する。

一 第二種又は第三種の物品の製造者が当該第二種又は第三種の物品の材料又は原料とするための物品 当該第二種又は第三種の物品の製造場

二 輸出入業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で、常時物品の輸出を行なうものという。)(が輸出するための物品 当該物品の蔵置場

三 第二十条第一項に規定する輸出品販売場の営業者が販売するものの同項に規定する物品 当該輸出品販売場

四 第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者が当該不課税物品の材料又は原料とするための物品 当該不課税物品の製造場

五 前各号の規定に該当するもののほか、製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた他の場所に移入される物品 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種又は第三種の物品の製造

者が当該移出をした日の属する月分の第二十九条第二項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の移出に因する明細書並びに当該物品が前項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該各号に掲げる場所に移送されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をして第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第五号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る同号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該物品が同項各号に掲げる場所に移入した者の製造に係るものでないときは当該移入した者が当該物品を製造したものとなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入した日から十日以内に、当該物品の移入の目的（当該物品が同項第五号に掲げる物品であるときは、当該移入の理由、品名及び品名ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を当該場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。）

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入をした第二種又は第三種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

（未納税引取）

第十八条 次の各号に規定する者が第二種又は第三種の課税物品で当該各号に掲げる物品に該当するものを保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取りようとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第八項の規定の適用

がある場合には、この限りでない。

一 第二種又は第三種の物品の製造者が当該第二種又は第三種の物品の材料又は原料とするための物品 当該第二種又は第三種の物品の製造場

二 第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者が当該不課税物品の材料又は原料とするための物品 当該不課税物品の製造場

三 前三号の規定に該当するもののほか、その引き取りようとする者が政令で定める目的に充てるための物品 政令で定める場所

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該物品が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、その承認の申請をした者に対し、その承認を受けて保税地域から引き取る物品に係る物品税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

4 第一項の承認を申請した者が前項の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

5 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事

情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品（第八項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、当該物品を第一項各号に掲げる場所に引き取つた者が当該物品を製造したものとなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

8 第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品については、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。

9 第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

（輸出免税）

第十九条 第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の物品の製造者が、それぞれ、輸出する目的で、第一種の課税物品の小売

をし、又はその製造した第二種若しくは第三種の課税物品を当該製造に係る製造場から移出する場合に、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の小売業者又は同項の移出をした第二種若しくは第三種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これららの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の小売又は移出に因する明細書及び当該物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十七条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「移出をした第二種」とあるのは「小売又は移出をした第一種、第二種」と、「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の移務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

（輸出物品販売場における輸出免税の特例）

第二十条 輸出物品販売場の営業者が、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二十二号）第六十一条第六号（定義）に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で

輸出するため政令で定める方法により購入されるものの小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品（当該輸出物品販売場において製造されたものに限り）で輸出するため当該方法により購入されるものを販売するため当該輸出物品販売場から移出する場合に、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売又は移出をした輸出物品販売場の業者が、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限り）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が非居住者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 輸出物品販売場において第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、政令で定める日までに当該物品を輸出しないときは、その出港地の所轄税関長（その者が外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第五号に規定する居住となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長。以下この項において同じ。）は、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合を除き、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した物品につき、政令で定める手続により、当該税関長の承認を受けた場合には、その物品税を免除する。

4 第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、この法律の施行地において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該物品の所在場所の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 この法律の施行地において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。）から当該物品

持をした者とする。）から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

6 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、非居住者に対し第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品を相当量販売するのに適するものであることにつき、政令で定めるところにより、その所在地の所轄税務署長の承認を受けた販売場をいう。（課税済みの物品を輸出した場合の物品税の還付）

第二十一条 第二種又は第三種の物品の製造者が、その製造に係る第二種又は第三種の課税物品（古物に該当するものを除く。以下この条において同じ。）で、輸出以外の目的で当該製造に係る製造場から移出し、かつ、当該製造場（第七条第六項又は第十八条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみなされる場所を含む。）以外の場所から販売のため所持するものを輸出した場合には、当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした第二種又は第三種の課税物品の輸出先、品名及び品名ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品の輸出に関する明細書及び当該物品が輸出されたことその他同項の規定に該当することを証する書類として政令で定める書類を添付して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第二種又は第三種の物品の販売業者（第一項の規定に該当する第二種又は第三種の物品の製造者であるものを除く。）が第二種又は第三種の課税物品で販売のため所持するものを輸出した場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは「その者の当該輸出に係る第二十七条第一項に規定する販売場の所在地」と読み替へるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金には、国税通則法（昭和三十七年法律第 号）の規定による還付加算金は、附さない。（小売又は移出に係る物品の特殊用途免税）

第二十三条 第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ、当該各号に掲げる第一種の課税物品で当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法

により購入されるものの小売をし、又は当該各号に掲げる第二種の課税物品で当該用途に供するため当該方法により購入されるものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合に、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校その他の政令で定める教育機関 教育の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの
二 学術研究機関として政令で定めるもの 学術研究の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの
三 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第三号から第五号まで（定額）に掲げる事業を行なう者その他の政令で定める社会福祉に係る事業を行なう者 当該事業に係る施設の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

四 国立博物館その他前三号に規定する者以外の者で政令で定めるもの その用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の小売業者又は同項の移出をした第二種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定

する期限内に提出するものに限る。に当該物品の小売又は移出に
関する明細書及び当該物品が前項
各号に掲げる者によつて同項に規
定する方法により購入されたこと
を証する書類として政令で定める
書類を添附しない場合には、適用
しない。ただし、既に第六項本文
の規定の適用があつた場合には、
この限りでない。

3 第十七条第三項の規定は、前項
の場合について準用する。

4 第一項各号に掲げる者で当該各
号に掲げる第一種又は第二種の課
税物品を同項に規定する方法によ
り購入したものは、その購入した
日から十日以内に、当該物品の用
途、品名及び品名ごとの数量並び
に使用場所その他政令で定める事
項を記載した書類をその使用場所
の所在地の所轄税務署長に提出し
なければならぬ。

5 前項に規定する者は、同項の物
品を購入した日から二年間は、当
該物品をその用途以外の用途に供
し、又は譲り渡してはならない。
ただし、当該物品を当該期間内に
その用途以外の用途に供し、又は
譲り渡すことにつきやむを得ない
事情がある場合において、政令で
定める手続により、その使用場所
の所在地の所轄税務署長の承認を
受けたときは、この限りでない。

6 第四項に規定する者が前項に規
定する期間内に同項の物品をその
用途以外の用途に供し、又は譲り
渡したときは、税務署長は、その
者から当該物品についての第一項
の規定による免除に係る物品税額

に相当する物品税を直ちに徴収す
る。ただし、既に第二項本文に規
定する場合に該当事実(第三
項において準用する第十七条第三
項の承認があつた場合には、同項
に規定する期限内に同項に規定す
る書類が提出されなかつた事実)
が生じている場合には、この限り
でない。

(引取りに係る物品の特殊用途免
税)

第二十三条 前条第一項各号に掲
げる者が当該各号に掲げる第一種
又は第二種の課税物品を保税地域か
らその使用場所に取り取り出す
場合において、政令で定める手
続により、その保税地域の所在地
の所轄税関長の承認を受けたとき
は、当該引取りに係る物品税を免
除する。ただし、第三項本文の規
定の適用がある場合には、この限
りでない。

2 第十八条第二項から第五項まで
の規定は、前項本文の場合につい
て準用する。この場合において、
同条第二項及び第五項中「同項各
号に掲げる場所」とあるのは、「使
用場所」と読み替へるものとする。

3 第一項の承認を受けて引き取つ
た第一種又は第二種の課税物品に
ついて、前項において準用する第
十八条第二項の規定により税関長
の指定した期限内に同項に規定す
る証明書の提出がないときは、直
ちにその物品税を徴収する。た
だし、既に次項において準用する前
条第六項本文の規定の適用があつ
た場合には、この限りでない。

4 前条第五項及び第六項の規定
は、第一項の承認を受けて同項に
規定する第一種又は第二種の課税
物品を引き取つた者について準用
する。この場合において、同条第
五項中「同項の物品を購入した日」
とあるのは、「当該物品を引き取つ
た日」と、同条第六項中「第一項」
とあるのは、「第二十三条第一項」
と、「第二項本文に規定する場合
に該当事実(第三項において
準用する第十七条第三項の規定が
あつた場合には、同項に規定する
期限内に同項に規定する書類が提
出されなかつた事実)」が生じてい
る場合」とあるのは、同条第三項本
文の規定の適用があつた場合」と
読み替へるものとする。

第二十四条 第二種の物品の製造者
が、その製造に係る第二十二條第
一項各号に掲げる第二種の課税物
品(古物に該当するものを除く。
以下この条において同じ)を該各
号に掲げる者に対する販売以外
の目的で当該製造に係る製造場
から移出し、かつ、当該製造場(第
十七條第六項又は第十八條第六
項の規定により当該物品の製造に係
る製造場とみなされる場所を含
む)以外の場所であつたため所持
する場合において、当該各号に掲
げる者で当該物品を当該各号に規
定する用途に供するため政令で定
める方法により購入するものに對
してこれを販売するときは、当該
物品につき納付された、又は納付
されるべき物品税額として政令で

定めるところにより計算した金額
をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けよ
うとする者は、同項の販売をした
日から六月以内に、当該販売をし
た第二種の課税物品の販売先、品
名及び品名ごとの数量並びに同項
の還付に係る金額その他政令で定
める事項を記載した申請書に当該
物品の販売に関する明細書及び当
該物品が第二十二條第一項各号に
掲げる者によつて前項に規定する
方法により購入されたことを証す
る書類として政令で定める書類を
添附して、これを当該物品の製造
に係る製造場の所在地の所轄税務
署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第二種の物品
の販売業者(第一項の規定に該
する第二種の物品の製造者である
ものを除く)が第二十二條第一
項各号に掲げる第二種の課税物品
で販売のため所持するものを、当該
各号に掲げる者で当該物品を当該
各号に規定する用途に供するため
第一項に規定する方法により購入
するものに對してこれを販売する
場合について準用する。この場合
において、第一項中「金額」とある
のは「金額に相当する物品税を当
該販売業者が納付したものとみな
して、当該金額」と、前項中「当該
物品の製造に係る製造場の所在
地」とあるのは「その者の当該販売
に係る第二十七條第一項に規定す
る販売場の所在地」と読み替へる
ものとする。

4 第二十一條第四項の規定は、第
一項(前項において準用する場合

を含む)の規定による還付金につ
いて、第二十二條第四項、第五項
及び第六項本文の規定は、第一項
又は前項の規定に該当事実(第二
種の課税物品を第一項に規定する方
法により購入した者についてそれ
ぞれ準用する。この場合におい
て、同条第六項本文中「当該物品
についての第一項の規定による免
除に係る物品税額」とあるのは、
「当該物品に係る第二十四條第一
項に規定する政令で定めるところ
により計算した金額」と読み替へ
るものとする。

(製造場内で不課税物品の材料等
となる物品の免税)

第二十五条 次の各号に掲げる不課
税物品の材料又は原料として当該
各号に掲げる第二種の課税物品を
使用し、又は消費することについ
て第六條第一項本文の規定の適用
がある場合において、当該不課税
物品の製造者が当該第二種の課税
物品を当該使用又は消費に充てる
ときは、当該使用又は消費に係る
物品税を免除する。

一 電気計算機その他の電気機器
で政令で定めるもの 受信用真
空管その他政令で定める第二種
の課税物品

二 通信機器その他の政令で定め
る不課税物品 政令で定める第
二種の課税物品

2 前項の規定は、同項の使用又は
消費した不課税物品の製造者が、
当該使用又は消費をした日の属す
る月分の第二十九條第二項の規定
による申告書(同項に規定する期
限内に提出するものに限る。)に当

該物品の使用又は消費に關する明細書を添附しない場合には、適用しない。

(保税地域内で不課税物品の材料等となる物品の免税)

第二十六条 前条第一項各号に掲げる不課税物品の材料又は原料として当該各号に掲げる第二種の課税物品を使用し、又は消費することについて第六條第二項又は第三項の規定の適用がある場合において、当該不課税物品の製造者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて、当該第二種の課税物品を当該使用又は消費に充てるときは、当該使用又は消費に係る物品税を免除する。

2 税関長は、前項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる不課税物品の製造に關する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

(第一種の物品の販売業者が引き取る物品等に係る免税)

第二十七条 第一種の物品の販売業者が第一種の課税物品(販売のためのものに限る。)を保税地域から引き取る場合において、政令で定める手続により、その者が第一種の物品の販売業者であることについての証明書で当該物品を販売しようとする販売場(継続して販売の所在地(その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とし、

する。以下第二十九條第一項並びに第三十五條第一項及び第五項において同じ。)の所轄税務署長から交付を受けたものをその保税地域の所在地の所轄税関長に提出したときは、当該引取りに係る物品税を免税する。

2 第十九條から第二十一條までの規定の適用を受けずに輸出された課税物品でその輸出につき関税法の規定に基づく許可があつた日から五年以内に輸入されたものを保税地域から引き取る場合において、当該物品の当該引取りの時に附ける性質及び形状が当該許可の時に附ける性質及び形状と變つていないことにつきその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

(返還又はもどし入れの場合の物品税の免除等)

第二十八條 第一種の物品の小売業者がその小売をした第一種の課税物品の返還を受けた場合又は第二種の若しくは第三種の物品の製造者がその製造に係る第二種の若しくは第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したものを当該製造場にもどし入れた場合には、当該物品が当該小売又は移出後使用され、又は消費されたものである場合を除き、その者が当該返還又はもどし入れの日の属する月(その日と当該小売又は移出の日とが同一の月に属する場合には、その属する月の翌月)以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書(これら

の規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に記載した同条第一項第四号又は第二項第五号に掲げる物品税額の合計額から当該物品につき当該小売又は移出により納付された、又は納付されるべき物品税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く)のとし、当該物品税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第三項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 前項の場合において、同項の規定による控除に係る月分の次条第一項若しくは第二項の規定による申告書に同条第一項第七号若しくは第二項第八号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第三項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

3 第二種又は第三種の課税物品の製造者が、その製造に係る第二種又は第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したものを(当該移出後使用され、又は消費されたものを除く。)を当該製造場における製造を廃止した後(第六條第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより、当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当

該物品を廃棄したときは、前二項の規定に準じて当該物品につき当該移出により納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

4 前三項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る次条第一項から第三項までの規定による申告書に当該物品の返還又はもどし入れに關する明細書及び当該返還又はもどし入れの事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならぬ。

5 相続により第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の物品の製造場における製造業を承継した相続人が当該相続において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の小売をした第一種の課税物品の返還を受け、又は当該被相続人により当該製造場において製造された第二種若しくは第三種の課税物品で当該製造場から移出されたものを当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該小売又は製造及び移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

6 前項の規定は、合併により第一種の課税物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」

及び「当該被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

7 第二項又は第三項の規定による還付金につき関税通則法の規定による還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出期限から一月を経過する日

三 次条第三項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該還付が第一項又は第三項のもどし入れに係るものである場合には、その月の翌月末日)

第四章 申告及び納付等

(小売又は移出に係る物品について)

第二十九條 第一種の物品の小売業者は、その販売場ごとに、毎月(第一種の課税物品の小売がない月を除く。)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末までに、その販売場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において小売をした第一種の課税物品の類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

二 第十九条、第二十条、第二十一条その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第一種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

三 類別ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該類別ごとに前号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

四 課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

五 第二十八条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額（前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。）

六 第四号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

七 第四号に掲げる物品税額の合計額から第五号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 第二種又は第三種の物品の製造者は、その製造場ごとに、毎月（第二種又は第三種の課税物品の当該製造場からの移出がない月を除く。）政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書

申告書、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場において製造した第二種又は第三種の課税物品で当該製造場から移出したものに係る次に掲げる事項

イ 第二種の課税物品については、類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

ロ 第三種の課税物品については、品名ごとの課税標準たる数量

二 第二十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十五条その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第二種又は第三種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものに係る前号イ又はロに掲げる事項

三 第二種の課税物品については、類別ごとに第一号に規定する第二種の課税物品についての課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該類別ごとに前号に規定する第二種の課税物品についての課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

四 第三種の課税物品については、品名ごとに第一号に規定する第三種の課税物品についての課税標準たる数量から、それぞれ当該品名ごとに第二号に規定する第三種の課税物品について

の課税標準たる数量から、それぞれ当該品名ごとに第二号に規定する第三種の課税物品についての課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

五 課税標準額及び課税標準数量に対する物品税額並びに当該物品税額の合計額

六 第二十八条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額（前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。）

七 第五号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

八 第五号に掲げる物品税額の合計額から第六号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

九 その他参考となるべき事項

3 前条第一項の返還を受け、又は同項若しくは同条第三項のもとし入れをした者は、前二項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第三項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の返還を受けるため、政令で定めるところにより、当該返還を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受け、又は当該もとし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

4 第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受け

て物品税を免除された課税物品については、適用しない。

（引取りに係る物品についての課税標準の申告）

第三十条 課税物品を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る課税物品に係る前条第一項第一号及び第三号又は第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（小売又は移出に係る物品についての期限内申告による納付）

第三十一条 第二十九条第一項の規定による申告書を提出した第一種の物品の小売業者は、同項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

2 第二十九条第二項の規定による申告書を提出した第二種又は第三種の物品の製造者は、同項に規定する申告書の提出期限から一月以内に、当該申告書に記載した同項第七号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

3 前項の規定は、同項に規定する申告書を提出すべき第二種又は第三種の物品の製造者で、当該申告に係る月分の物品税につき国税通則法に規定する期限後申告書又は修正申告書を同項の納期限前に提出したものについて準用する。

（引取りに係る物品についての物品税の徴収等）

第三十二条 保税地域から引き取られる課税物品に係る物品税については、その保税地域の所在地の所轄税関長が、当該引取りの際徴収する。

2 第六条第一項ただし書又は第七条第四項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品に係る物品税については、これらの規定に規定する製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌翌月末日を納期限として徴収する。

（移出に係る物品についての納期限の延長）

第三十三条 第二種又は第三種の物品の製造者が、第二十九条第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十一条第二項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した第二十九条第二項第七号に掲げる物品税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

（引取りに係る物品についての納期限の延長）

第三十四条 第二種又は第三種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者が、第三十条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限

の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該物品に係る物品税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則

第三十五条 第一種の物品の小売業者（営業開業申告等）

第一種の課税物品の小売業者（第一種の物品の小売業者で新たに第一種の課税物品の小売をしようとする者を含む。）は、その販売場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。第一種の物品の小売業者が当該小売業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

2 第二種又は第三種の課税物品を製造しようとする者（受託者等になろうとする者を含む、委託者等になろうとする者を除く。）は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。第二種又は第三種の課税物品の製造者（当該受託者等を含む、当該委託者等を除く。以下次項において同じ。）がその製造の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

3 第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の課税物品の

製造者は、前二項の規定により申告した事項で政令で定めるものに異動を生じた場合には、遅滞なくその旨を書面でこれらの規定に規定する税務署長に申告しなければならない。

4 第二種又は第三種の課税物品の製造につき委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託又は指示をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

5 第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造者については第三種の課税物品の製造者において、当該相統により第一種の物品の小売業又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造業を承継した相統人があるときは、その相統人は、当該相統があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該小売業に係る販売場の所在地又は当該製造業に係る製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

6 前項の規定は、合併により第一種の物品の小売業又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相統人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相統があつた日」及び「当該相統が開始した日」とあるのは「当該合併があつた日」と読み替へるものとする。（記載義務）

第三十六条 課税物品の製造者（受託者等を含む。以下第四十一条第一項及び第二項において同じ。）若しくは販売業者又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、当該課税物品又は不課税物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）
第三十七条 法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相統の開始があつた場合には、相統人は、被相統人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第二十九条第一項又は第二項の規定による申告の義務
二 前条の規定による記載の義務（物品税証紙）
第三十八条 税務署長又は税関長は、物品税の保全のため、政令で定めるところにより、第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に對し、その製造に係る第二種若しくは第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出するもの若しくは保税地域から引き取ろうとする第二種若しくは第三種の課税物品又はこれらの物品の容

器若しくは包装（以下「容器等」という。）に、その指定する方法で、物品税証紙（以下「証紙」という。）を貼り付けることを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、同項の課税物品又はその容器等に、当該命令をした税務署長又は税関長の指定する方法で、証紙を貼り付けなければならない。

3 第一項の命令を受けた第二種又は第三種の課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第二十九条第二項の規定による申告書にあらわして記載して、申告しなければならない。

4 証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に對して交付する。

5 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

（表示証）
第三十九条 前条第一項の命令を受けた者は、同項の第二種若しくは第三種の課税物品又は当該物品の容器等につき証紙を貼り付けることが不適当な特別の事情がある場合において、政令で定める手続により、同項の税務署長又は税関長の承認を受けたときは、証紙の代りに、当該物品又はその容器等に当該物品が課税物品であることを表示を受け、又は当該表示を受けた用紙（以下「表示証」

という。）を貼り付けることができる。この場合において、表示証の貼り付けは、当該税務署長又は税関長が指定する方法でなければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、表示証について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の命令」とあるのは、「第三十九条第一項の承認」と読み替へるものとする。

（証紙の譲渡制限等）
第四十条 第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取る者は、証紙又は表示証（第三十八条第一項の命令に基づいてはり付けてあるものを除く。）を譲渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、これらの者がその譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 第二種若しくは第三種の課税物品の製造者、第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取る者又は第二種若しくは第三種の課税物品の販売業者は、販売の目的で所持する第二種若しくは第三種の課税物品又は当該物品の容器等にはり付けてある証紙又は表示証を破り、又ははがしてはならない。ただし、当該容器等から取り出して販売するため破る場合には、この限りでない。

3 第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第

三種の課税物品を保税地域から引き取る者は、第二種若しくは第三種の課税物品（その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限り、若しくはその容器等にはり付けられた証紙若しくは表示証をさらに当該物品以外の第二種若しくは第三種の課税物品について使用し、又は前条第一項の表示を受けた第二種若しくは第三種の課税物品（その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限り、その容器等をさらに当該物品以外の第二種若しくは第三種の課税物品の容器等として使用してはならない。）

（当該職員の特権）

第四十一条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、物品税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができ

- 一 課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する当該課税物品若しくは不課税物品、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 課税物品を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る課税物品を検査すること。
- 三 第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項

（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を輸入し、又は保税地域から引き取つた者に対して質問し、又は当該物品を検査すること。
四 運搬中の課税物品を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、物品税に関する調査について必要がある場合には、課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の員が当該課税物品又は不課税物品の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができ

3 当該職員は、前二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（物品税額の区分決済及び表示）
第四十二条 課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品の販売に係る取引の決済を行なう場合には、その決済上受領すべき金額を、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税に相当する金額とその他の金額とに区分して行なわなければならない。

2 課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品を販売するため店頭その他の場所に陳列する場合に、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額とその他の金額とを区分して表示しなければならない。

（納税地）

第四十三条 物品税の納税地は、次の各号に掲げる課税物品の区分に応じ、当該各号に掲げる場所の所在地とする。

- 一 第一種の物品の小売業者が小売をした第一種の課税物品当該小売をした販売場
- 二 第二種又は第三種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したものの当該製造場
- 三 保税地域から引き取られる課税物品 当該保税地域
- 四 第六條第一項ただし書又は第七條第四項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品これらの規定に規定する製造場
- 五 第二十条第三項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 同項本文に規定する出港地又は住所若しくは居所
- 六 第二十条第五項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 同項に規定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該物品の所在場所
- 七 第二十二條第六項（第二十三條第四項及び第二十四條第四項

において準用する場合を含む。）の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡した時（第二十二條第五項ただし書（第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）の承認があつた場合）における当該物品の使用場所）

第六章 罰則

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により物品税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第二十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十八条第二項若しくは第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税物品に対する物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十条第四項本文又は第二十二條第五項本文第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 偽りその他不正の行為により第二十二條第一項各号に掲げる物品を当該各号に規定する用途に供する目的以外の目的で同項又は第二十四條第一項同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する方法により購入した者

三 第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書の提出を怠つた者

四 第三十条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

五 第三十八條第二項の規定に違反して証紙（表示証を含む。）をはり付けなかつた者

六 第三十八條第三項（第三十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第四十条第一項の規定に違反して証紙又は表示証を譲り渡し、又は譲り受けた者

八 第四十条第三項の規定に違反して証紙若しくは表示証又は第三十九條第一項の表示を受けた第二種若しくは第三種の課税物品の容器等を再使用した者

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十七条第七項又は第二十二
 条第四項(第二十四条第四項に
 おいて準用する場合を含む。)の
 規定による書類の提出を怠り、
 又は偽りの書類を提出した者
 二 第二十六条第二項の規定によ
 り命ぜられた書類の提出を怠
 り、又は偽りの書類を提出した
 者
 三 第三十五条の規定による申告
 を怠り、又は偽つた者
 四 第三十六条の規定による帳簿
 の記載を怠り、若しくは偽り、
 又はその帳簿を隠匿した者
 五 第三十八条第二項又は第三十
 九条第一項後段の規定に違反す
 る方法で証紙又は表示証をはり
 付けた者
 六 第四十条第二項の規定に違反
 して証紙又は表示証を破り、又
 ははがした者
 七 第四十一条第一項第一号から
 第三号までの規定による当該職
 員の質問に対して答弁せず、若
 しくは偽りの陳述をし、又はこ
 れらの規定による検査を拒み、
 妨げ、若しくは忌避した者
 第四十七条 法人の代表者(法人で
 ない社団又は財団で管理人の定め
 があるものの管理人を含む。)又は
 法人若しくは人の代理人、使用人
 その他の従業者が、その法人又は
 人の業務又は財産に関して第四十
 四条から前条までの違反行為をし

たときは、その行為者を罰するほ
 か、その法人又は人に対して当該
 各条の罰金刑を科する。
 2 法人でない社団又は財団で代表
 者又は管理人の定めがあるものに
 ついて前項の規定の適用がある場
 合においては、その代表者又は管
 理人がその訴訟行為につき当該社
 団又は財団を代表するほか、法人
 を被告人又は被疑者とする場合の
 刑事訴訟に関する法律の規定を準
 用する。

附 則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、昭和三十七年
 四月一日から施行する。ただし、
 この法律の規定中次に掲げる物品
 に係る部分は、同年十月一日から
 施行する。

一 改正後の物品税法(以下「新
 法」という。)別表第二種第六号
 に掲げる物品のうち、圧縮機を
 使用するルームクーラーで当該
 圧縮機の使用動力が三・七五キ
 ロワット以上であつて、かつ、当
 該圧縮機の冷凍能力(高圧ガス
 取締法(昭和二十六年法律第二
 百四号)第五条第四項(冷凍能力
 の算定)の規定に基づき算定し
 た能力をいう。)が一・八トン以
 上のもの及び圧縮機を使用しな
 いルームクーラーでその送風機
 の使用動力が三百七十五ワット
 をこえるもの

二 新法別表第二種第十三号に掲
 げる物品
 三 新法別表第二種第二十一号に
 掲げる物品のうち、冷風扇
 四 新法別表第二種第二十三号に
 掲げる物品のうち、次に掲げる
 物品
 イ 電気洗たく機のうち、遠心
 脱水装置又は電熱乾燥装置を
 有するもので洗たく機の部分
 の使用動力が百ワット以下の
 もの
 ロ 冷水器
 ハ 芝生刈込機
 五 新法別表第二種第三十三号に
 掲げる物品のうち、円盤式の磁
 気録音再生機
 (経過規定の原則)
 第二条 この法律の施行前に課し
 た、又は課すべきであつた物品税
 については、この附則又は他の法
 律に別段の定めがある場合を除
 き、なお従前の例による。
 (税率の暫定的軽減)
 第三条 この法律の施行の日(以下
 「施行日」という。)から昭和三十
 九年三月三十一日までの間にその製
 造に係る製造場から移出され、又
 は保税地域から引き取られる新法
 別表第二種第十七号に掲げる物品
 のうち、アンサンブル式レコード
 演奏装置に課されるべき物品税の
 税率は、新法第十四条の規定にか

かわらず、その価格の百分の十と
 する。
 2 昭和三十七年十月一日から昭和
 三十九年九月三十日までの間にそ
 の製造に係る製造場から移出さ
 れ、又は保税地域から引き取られ
 る附則第一条第一号から第四号ま
 でに掲げる物品に課されるべき物
 品税の税率は、新法第十四条の規
 定にかかわらず、その価格の百分
 の十とする。
 3 施行日から昭和四十年三月三十
 一日までの間にその製造に係る製
 造場から移出され、又は保税地域
 から引き取られる次の各号に掲げ
 る物品に課されるべき物品税の税
 率は、新法第十四条の規定にか
 わらず、当該各号に掲げる税率と
 する。
 一 新法別表第二種第十二号に掲
 げる物品 その価格の百分の十
 五
 二 新法別表第二種第十五号に掲
 げる物品のうち、三原色感光剤
 を含有し、当該三原色に対応す
 る発色現象を行なうことができる
 乳剤を単一の支持体に塗布し
 て製造する天然色写真用のフィ
 ルム、乾板及び感光紙で、撮影
 又は焼付けをしていないもの そ
 の価格の百分の十
 三 新法別表第二種第十八号に掲
 げる物品のうち、直径が十七セ
 ンチメートル以下のもの その
 価格の百分の十
 四 新法別表第二種第二十号に掲
 げる物品のうち、カラーテレビ
 ジョン受像機(カラー放送電波
 を受信し、その映像の各部に適
 した色彩を現出させ、かつ、変
 化させることにより放送電波に
 よる色彩映像を再現する受像機
 をいう。)その価格の百分の十
 (旧法による免税移出に係る経過
 規定)
 第四条 次の表の上欄に掲げる法律
 又は条約の規定により物品税の免
 除を受けて施行日前に第一種の物
 品の小売業者が販売した改正前の
 物品税法(以下「旧法」という。)第
 一条第一項の第一種の物品又は当
 該免除を受けて施行日前にその製
 造に係る製造場から移出され、若
 しくは保税地域から引き取られた
 旧法第一条第一項の第二種若しく
 は第三種の物品について施行日以
 後に同表の下欄に掲げる法律の規
 定に該当することとなつた場合に
 おける物品税の徴収については、
 なお従前の例による。ただし、当
 該物品のうち、旧法第一条第一項
 第二種第十六号に掲げる物品で前
 条第三項第二号に掲げる物品に該
 当するもの(幅三十五ミリメー
 ルの映画用のものに限る。)につい
 ての当該徴収に係る物品税の税率
 はその価格の百分の十とする。

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

旧法第十一条第一項

同法第十一条第三項

旧法第十二条第一項

同法第十二条第二項

旧法第十三条第一項

同法第十三条第二項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五号第一項	同法第五号第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七号第一項	同法第七号第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第九号第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九号第二項又は第十一号第三項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七号(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八号(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六号	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号)第二条第一項

(軽減税率適用物品の免税移出に係る経過規定)

第五号 次の表の上欄に掲げる物品のうち、同表の中欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので新法第十七号第三項(新法第十九号第三項及び第二十二号第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の承認に係るもの(当該承認に係る新法第十七号第三項に規定する期限が同表の下欄に掲げる日以後に到来するものに限る。))について当該期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四号に規定する税率とする。

物 品 名	期 間	期 日
附則第三条第一項に規定する物品	施行日から昭和三十九年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日
附則第三条第二項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日まで	昭和三十九年十月一日
附則第三条第三項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日

2 前項の表の上欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の中欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて同表の下欄に掲げる日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四号に規定する税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
新法第十八号第一項	同法第十八号第八項
新法第二十三号第一項	同法第二十三号第二項において準用する同法第十八号第八項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五号第一項	同法第五号第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七号第一項	同法第七号第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九号第一項	同法第九号第二項又は第十一号第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七号	同法第八号
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六号	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二号第一項

(輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定)

第六条 前条第一項の表の上欄に掲げる物品のうち、同表の中欄に掲げる期間内に新法第二十条第六項に規定する輸出物品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品について同表の下欄に掲げる日以後に同条第三項本文若しくは第五項本文の規定の適用がある場合又は新法第二十二條第一項、第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、若しくは引き取られた課税物品について同日以後に新法第二十二條第六項(新法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四條に規定する税率とする。

(旧法による免税を受けた物品等に係る経過規定)

第七條 施行日前に旧法第十一條第一項又は第十二條第一項の承認を受けてその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた第二種又は第三種の課税物品で、施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は施行日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの(旧法第十一條第三項又は第十二條第二項に規定する期間内にこれらの項に規定する証明がされなかつたものを除く。)については、これを新法第十七條第六項又は第十八條第六項に規定する物品とみなして、これらの規定を適用する。

2 施行日前に旧法第十三條第一項第一号の規定により物品税の免除を受けた物品(同条第四項に規定する手続により購入された物品に限るものとし、施行日前に旧法第十三條ノ二第一項に規定する譲渡又は譲受けをされたものを除くものとする。以下附則第二十四條において同じ。)で新法第二十条第一項に規定する政令で定める第一種又は第二種の課税物品に該当するもの(政令で定めるものに限る。)については、これを同項の規定に該当する物品とみなして、新法の規定を適用する。

3 施行日前に旧法第十三條第一項第二号又は第三号の規定により物品税の免除を受けた物品(施行日前二年以内に当該免除を受けた物品に限るものとし、同日前に旧法第十三條ノ二第二項に規定する用途以外の用途に供され、又は同項に規定する譲渡若しくは譲受けをされたものを除く。)で新法第二十二條第一項各号に掲げる物品に該当するものについては、これを同項の規定に該当する物品とみなして、新法の規定を適用する。

(返還又はもと入れに係る経過規定)

第八條 新法第二十八條の規定は、施行日以後に第一種の課税物品の返還又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造場(同条第三項に規定する場所を含む。)へのもとし入れがあつた場合について適用し、同日前に当該返還又はもと入れがあつた場合における物品税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

(担保に係る経過規定)

第九條 旧法第十條第三項の規定により提供された担保は、新法第三十三條又は第三十四條の規定により提出された担保とみなす。

(営業開業申告等に係る経過規定)

第十條 旧法第十五條前段の規定による申告をして施行日前から引き続いて第一種の物品の小売業を営む者(第一種の課税物品の小売をしないものを除く。)又は当該申告をして同日前から引

き続いて第二種若しくは第三種の課税物品を製造する者は、同日において、それぞれ、新法第三十五條第一項前段又は第二項前段の規定による申告をしたものとみなす。

2 施行日前から引き続いて第一号若しくは第二号に掲げる物品の小売業を営む者(当該物品で課税物品に該当するものを小売しないものを除く。)又は同日前から引き続いて第三号から第五号までに掲げる物品で課税物品に該当するものを製造する者は、同日から一月以内に、その販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項を当該販売場の所在地(その者が販売場を設けない場合には、その住所)とし、住所がない場合には、その居所とする。)又は製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

一 新法別表第一種第七号に掲げる物品のうち、旧法第一條第一項第二種第二十二号に掲げる物品に該当するもの

二 新法別表第一種第九号に掲げる物品

三 新法別表第二種第十七号に掲げる物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置並びにその部分品及び付属品

四 新法別表第二種第三十一号に掲げる物品

五 附則第十三條第三項に規定する物品

3 昭和三十七年十月一日前から引き続いて附則第一條各号に掲げる物品で課税物品に該当するものを製造する者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 旧法第十五條前段の規定による申告をして施行日前から引き続いて新法第七條第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより第二種又は第三種の課税物品の製造とみなされる行為をする者は、同日において、新法第三十五條第四項の規定による申告をしたものとみなす。

5 施行日前から引き続いて新法第七條第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより第二種第三号から第五号までに掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

6 昭和三十七年十月一日前から引き続いて新法第七條第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより附則第一條各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

7 第二項又は第五項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日において、新法第三十五條第一項前段若しくは第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

8 第三項又は第六項の規定による申告をした者は、それぞれ、昭和三十七年十月一日において、新法第三十五條第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

9 第二項又は第五項及び新法第四十六條第三号の規定は、第二項又は第五項に規定する者で施行日から一月以内に第二項の小売業若しくは製造を廃止し、又は第五項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

10 第三項又は第六項及び新法第四十六條第三号の規定は、第三項又は第六項に規定する者で昭和三十七年十月一日から一月以内に第三項の製造を廃止し、又は第六項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。
(証紙又は表示証に係る経過規定)

第十一條 施行日前にされた旧法第十六條ノ二第一項の規定による物品税証紙又は物品税表示証のはり付けに係る命令は、新法第三十八條第一項の規定による命令とみなす。

2 施行日前に旧法第十六條ノ二第三項の規定により交付を受けた物品税証紙又は同条第四項の規定により表示を受けた物品税表示証は、それぞれ、新法第三十八條第四項の規定により交付を受けた証紙又は新法第三十九條第一項の規定により表示を受けた表示証とみなす。

3 施行日前に旧法第十六條ノ二第一項の規定による命令を受けてはり付けられた同項に規定する物品税証紙又は物品税表示証は、それぞれ、新法第三十八條第一項の規定による命令を受けてはり付けられた証紙又は表示証とみなす。

(手持品課税)

第十二條 次の表の上欄に掲げる物品(課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を、同表の中欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所で販売のため所持する同表の上欄に掲げる物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量又は価額(二以上の場所所持する場合に、その合計数量又は総価額)が同表の下欄に掲げる数量又は金額以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量
新法別表第二種第三十一号に掲げる物品	昭和三十七年四月一日	五個

2 前項の規定による物品税の税率は、同項の表の上欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるものについては当該各号に掲げる税率とし、その他のものについては新法第十四條に規定する税率とする。

一 附則第一条第一号に掲げる物品で前号の規定により昭和三十七年十月一日又は昭和三十九年十月一日にその製造に係る製造場から移出されたものとみなさ

れるもの それぞれその価格の百分の十又は百分の二十

二 附則第一条第二号から第四号までに掲げる物品、附則第三条第一項に規定する物品及び同条第三項第二号から第四号までに掲げる物品 その価格の百分の十

三 附則第三条第三項第一号に掲げる物品 その価格の百分の五

3 第一項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄

区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品(同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。)に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、当該各月の末日限

り、これを徴収する。

一 その税額が二十万円以下のとき。二月

二 その税額が二十万円をこえる四十万円以下のとき。三月

三 その税額が四十万円をこえる六十万円以下のとき。四月

四 その税額が六十万円をこえるとき。五月

4 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所

ごとに品目別の数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定によりその製造に係る製造場から移出されたものとみなされた日から二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(第一種の物品とされた従前の第二種の物品等に係る経過規定)

第十三條 施行日にその製造に係る製造場以外の場所において販売業

附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五個
附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十九年十月一日	五個
附則第一条第三号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	十個
附則第一条第四号イに掲げる物品	昭和三十九年十月一日	五十個
附則第一条第四号ロに掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五十個
附則第一条第四号ハに掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五十個
附則第一条第五号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五十個
附則第三条第一項に規定する物品	昭和三十七年十月一日	五十個
附則第三条第三項第一号に掲げる物品	昭和三十九年四月一日	五十個
附則第三条第三項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第三項第三号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第三項第四号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	十個

者が所持する附則第十條第二項第一号及び第二号に掲げる物品で課税物品に該当するものについては、新法第三條の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、物品税を免除する。

2 物品税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十一号）附則第四項、物品税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十六号）附則第十四項又は物品税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十号）附則第二十一項に規定する物品で新法別表に掲げる第一種の物品（課税物品に該当するものに限る。）に該当するものに係る物品税の免税については、なお従前の例による。

3 施行日にその製造に係る製造場及び保税地域以外の場所での製造者又は販売業者が販売のため所持する旧法第一條第一項第一種第四号及び第五号に掲げる物品で、新法別表第二種第四号に掲げる物品に該当するもの（同日以後に当該製造場にもどし入れられたものを除く。）に対する物品税については、なお従前の例による。

（罰則に係る経過規定）

第十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則（前条を除く。）の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第十五條 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「物品税法第一條第一項」を「物品税法別表」に改め、同条第二項中「物品税法第九條」を「物品税法第二十八條」に改める。

（印紙等模造取締法の一部改正）

第十六條 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「物品税法第十條ノ二の規定による物品税証紙を」物品税法第三十八條第一項の規定による物品税証紙に、「物品税法第十六條ノ二の規定による表示」を「物品税法第三十九條第一項の規定による表示」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間に相互協力及び安全保障条約に係る諸法律の一部改正）

第十七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

第十九條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和三十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二條第二項中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一條第一項に規定する」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）別表に掲げる」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

第四條第二項中「第十條」を「第三十二條第一項」に改める。

所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十一條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第二十二條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十三條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六章第二節中第八十八條の次に次の一條を加える。

第八十八條の二 第二種の物品の製造者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五條第一項（四）に規定する海軍販売所又はビー・エックスに對し、同協定第一條に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍國並びにこれらの家族（以下「合衆国軍隊の構成員等」という。）が輸出する目的でこれらの機關から政令で定める方法により購入する第二種の課税物品で政令で定めるものを販売するため、これをその製造に係る製造場から移出する場合に、当該移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の物品税法第二十九條第二項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の移出に関する明細書及び当該物品が合衆国軍隊の構成員等によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第四項において準用する同法第二十條第三項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 物品税法第二十条第三項の規定は、第一項に規定する機関から同項の規定に該当する第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した者について、同条第四項及び第五項並びに同法第四十五条第一号の規定は、当該購入に係る第二種の課税物品の同法第二十条第四項に規定する譲渡又は譲受けについてそれぞれ準用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過規定)

第二十四条 施行日前に旧法第十三条第一項第一号の規定により物品税の免除を受けた物品で前条の規定による改正後の租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する政令で定める第二種の課税物品に該当するもの(政令で定めるものに限る。)については、これを同項の規定に該当する物品とみなして、同条第四項の規定を適用する。

別表
課税物品表の適用に関する通則
一 この表における物品の所属の決定は、同表の各号の規定によ

る。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、二及び三に定めるところによる。

二 この表の各号に掲げる物品には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、これに他の物品を混合し、又は結合した物品を含むものとする。この場合において、その物品については、これに性状、機能、用途その他についての重要な特性を与える物品のみから成るものとみなす。

三 物品がこの表の二以上の物品に該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、次に定めるところによりその所属を決定する。

イ 当該物品が第一種及び第二種の物品に該当する場合には、これを第一種の物品とする。

ロ 当該物品が同一一種内の異なる類に属する二以上の物品に該当する場合には、これをこれらの類のうち最も高い税率が適用される類に属する物品とする。

ハ 当該物品が同一一種内の二以上の物品に該当する場合には、次に定めるところによる。

(一) これらの物品のうちの一の物品について課税最低限の金額の定めがないときは、その定めがない物品とする。

(二) これらの物品のすべてについて課税最低限の金額の定めがあるときは、これを最も低い課税最低限の金額の定めがある物品とする。

(三) これらの物品のうち二以上の物品について課税最低限の金額の定めがないとき、又はすべての物品について課税最低限の金額の定めがあり、かつ、そのうち最も低い課税最低限の金額の定めのあるものが二以上あるときにおける当該物品の所属の決定については、政令で定めるところによる。

四 この表の各号に掲げる物品の細分として掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のもので、当該物品について限定がある場合には、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

五 この表における用語の定義その他一から四までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

課税物品表
第一類

一 貴石及び半貴石、貴石製品及び半貴石製品並びに貴石又は半貴石を用いた製品
イ 貴石及び半貴石
ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメ

ラルド、アクアマリン、ベリール、トルマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、ねこ目石、トルコ石、月長石及びクンツァイト

ロ 貴石製品及び半貴石製品並びに貴石又は半貴石を用いた製品
室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具

二 真珠及び真珠製品並びに真珠を用いた製品(第一種第一号に掲げる物品に該当するものを除く。)
イ 真珠
ロ 真珠製品及び真珠を用いた製品
室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具

三 貴金属製品及び金又は白金を用いた製品並びに貴金属をみつし、又は張つた製品で第一種第二類各号及び第二種各号に掲げる物品に該当しないもの(第一種第一号に掲げる物品に該当するものを除く。)
イ 貴金属製品及び金又は白金を用いた製品
室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、びより、ついで、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝

石箱、カクテルシェーカー、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝杯その他これらに類する賞品
ロ 貴金属をみつし、又は張つた製品で第一種第二類各号及び第二種各号に掲げる物品に該当しないもの

四 べつこり製品、さんご製品、こはく製品及びぞうげ製品
室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、扇子、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝杯その他これらに類する賞品

五 しつぽう製品
室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝杯その他これらに類する賞品

六 毛皮製品
帽子、えり巻、マフ、衣服類、いす掛け、敷物及び座ぶとん並びにこれらに類するもので政令で定めるもの。

七 室内装飾用品その他の装飾用調度品及び化粧回し
イ 室内装飾用品
置物、盛鉢、置物台、花器、花器台、香器、香器

第二類
室内装飾用品その他の装飾用調度品及び化粧回し
イ 室内装飾用品
置物、盛鉢、置物台、花器、花器台、香器、香器

台、手箱、類縁、風鎖及び壁掛けその他の壁面装飾品並びにこれらに類するもので政令で定めるもの

ロ つり灯ろう

ハ 織維製の調度品

どん帳及び幕類、カーテン、テーブルクロス、じゅうたん、だん通並びにこれらに類するもので政令で定めるもの

ニ 化粧直し

八 茶道用具、香道用具及び華道用具

九 飾り物及びがん具類

節句用の飾り物、人形その他の飾り物及びこれらのケース並びにがん具類

十 囲碁用具、将棋用具及びチェス用具

盤類、碁石、こま類、碁器、こま箱、こま台及び盤おおい

第二種の物品

第一類

一 高級普通乗用自動車（ホイールベースが三百五センチメートルをこえ、又は気筒容積が三千立方センチメートルをこえるものをいう。）

二 モーターボート、スカルル及びヨット並びにこれらの艇体（第二種第二十九号及び第三十号に掲げるものを除く。）

三 ゴルフ用具並びにその部分品及び附属品（第二種第二十九号に掲げるものを除く。）

イ ゴルフ用具

ゴルフクラブ及びゴルフボール

ロ ゴルフ用具の部分品及び附属品

四 貴金属製、べつこう製、さんご製、こはく製、ぞうげ製又はしつぽう製（以下この号において「貴金属製等」という。）の側を用いた時計及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いた時計並びに貴金属製の時計部分品及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いた時計部分品で政令で定めるもの

第二類

五 普通乗用自動車（第二種第二十二号及び第四十三号に掲げるものを除く。）

六 電気、ガス又は液体燃料を使用するラジエーター及びルームクーラー（第二種第三十三号に掲げるものを除く。）

七 電気冷蔵庫、ガス冷蔵庫及び液体燃料冷蔵庫（第二種第三十九号に掲げるものを除く。）

八 テレビジョン受像機（第二種第二十号に掲げるものを除く。）並びにそのブラウン管及びビシヤシ

九 ビリヤード用具

ビリヤード台、キュー及びボール

十 銃及び薬きょう

イ 猟銃及び空気銃

ロ 猟銃用の薬きょう

十一 羽毛製のふとん類で政令で定めるもの

第三類

十二 小型普通乗用四輪自動車（電気を動力源とするものにあってはホイールベースが二百七十七センチメートル以下で幅が百七十七センチメートル以下のもので、その他のものにあってはホイールベースが二百七十七センチメートル以下、幅が百七十七センチメートル以下で気筒容積が二千立方センチメートル以下のものをいう。）

十三 自動車用の冷房装置及びその部分品で政令で定めるもの

十四 写真用又は映画用の機器並びにその部分品及び附属品

イ 写真機、撮影機、映写機、写真引伸機並びにこれらの部分品及び附属品で政令で定めるもの

ロ 焼付け用その他の現像及び焼付け用の機器で政令で定めるもの

十五 写真用のフィルム、乾板及び感光紙

十六 楽器並びにその部分品及び附属品

イ 楽器

ピアノ、アコーディオン、トランペット、ビブラホン、ハモンドオルガン、箏その他の楽器で政令で定めるもの

ロ 楽器の部分品及び附属品で政令で定めるもの

十七 蓄音機及びアンサンブル式レコード演奏装置並びにこれらの部分品及び附属品（第二種第四十四号及び第四十五条に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの

十八 蓄音機用のレコード

十九 小型の電気冷蔵庫、ガス冷蔵庫及び液体燃料冷蔵庫（有効内容積が〇・一七立方メートル以下のものをいう。）

二十 小型のテレビジョン受像機（ブラウン管の映像面の最大径が五十二センチメートル以下のものを使用したもの（をいう。）及びそのブラウン管

二十一 扇風機及び冷風扇

二十二 暖房器具

イ 電気ストーブ、ガスストーブ及び液体燃料ストーブ

ロ 電気ふとん類で政令で定めるもの

二十三 電気器具、ガス器具及び液体燃料器具で別号に掲げないもの

イ 調理用又はちゅうり房用のもの

レンジ、ウォーミングテーブル、ミキサー、アイスクリーム製造器、果汁しぼり器、コーヒーマシン、菓子焼器、天火、食器洗器、ほうちよう研摩機及びデイスボーター

湯わかし器、タオル蒸し器、冷水器、電気掃除機、電気洗たく機、電気脱水機及び芝刈込機

二十四 照明器具

シャンデリア及び電気スタンド

二十五 家具

イ 衣服用のたんす

ロ イに掲げるもの以外のたんす及び茶だ、飾りだなその他のたな物類で政令で定めるもの

ハ 机及びテーブル

ニ いす、腰掛け、寝台、およびふ、つい立て及び火鉢

二十六 皮革製の衣服類、ふとん類及び手袋で政令で定めるもの

二十七 かばん類、トランク類及び袋物類

イ かばん類及びトランク類

ロ ハンドバッグその他これに類する袋物類で政令で定めるもの

二十八 喫煙用具

イ 喫煙用のライター及び電気マッチ

ロ たばこ入れ、たばこ盆、パイプケース、パイプ、灰皿、スモークングスタンドその他これらに類するもので政令で定めるもの

二十九 遊戯具類（トランプ類税を課されるものを除く。）

ばちんこ器、スマートボール、ジュニアゴルフ用のクラブ及びボール、デックゴルフ用のスティック及びバック、

ゴムボート、サンドスキーその他遊戯の方法がこれらに類する遊戯具で政令で定めるもの

第四類

- 三十 全長が六メートル以下のモーターボート及びスカール並びに全長が七・五メートル以下のヨット並びにこれらの艇体
- 三十一 舟艇用の船外機関
- 三十二 ラジオ受信機及びそのシャシ(第二種第四十四号に掲げるものを除く。)
- 三十三 テープ式又は円盤式の磁気録音再生機
- 三十四 時計並びにそのムーブメント及び時計側
- 三十五 雙眼鏡及び双眼鏡
- 三十六 幻灯機
- 三十七 写真用のせん光電球

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律
第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表「〇二〇四」 鳥獣肉類(生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)

「〇二〇四」 鳥獣肉類(生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)

一 鯨肉
二 その他のもの

「1」 この表において魚類には、その肝臓及び卵、なまこ、くらげ並びにうにの卵を含む。

(1) 魚類の内臓及び卵
(2) なまこ、くらげ、うに並びにこれらの内臓及び卵

第五類

- 三十八 ネオン管
- 三十九 煙火類
- 四十 香水(固型、粉末及びねり状のものを含む。)、香紙、香袋及びつめ化粧料
- 四十一 し好飲料(第二種第四十七号及び第三種第二号に掲げるもの並びに酒税を課されるものを除く。)
- イ 果実水及び果実みつ並びにこれらに類するもの
- ロ コーヒーシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの
- ハ 固型ラムネ、粉末ジュースその他溶解してし好飲料に供する固型、粉末及びねり状のもの
- 四十二 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及びチヨリー

- 四十三 乗用三輪自動車及び二輪自動車
- 四十四 マイクロホン、拡声用増幅器(ラジオ放送の受信機能をも有しないもの並びにラジオ放送の受信機能を有するもののうち、マイクロホンミキサーを有するもの及び幅又は高さが九十センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものでその出力が二十五ワット以上のものに限る。)
- 四十五 受信用真空管
- 四十六 化粧品
- おしろい、紅、口紅止め、化粧ずみ、化粧粉、脱毛料、あぶら取り料、化粧クリーム及び化粧下、化粧水(固型、粉末及びねり状のものを含む)

- 四十七 濃厚果実水及び濃厚果実みつ(第三種第二号に掲げるもの及び酒税を課されるものを除く。)
- イ 濃厚果実水(果実の搾汁の容量の全容量に対する割合が百分の二十以上のもので政令で定めるものをいう。)
- ロ 濃厚果実みつ(果実の搾汁の容量の全容量に対する割合が百分の三十五以上のもので政令で定めるものをいう。)

ものとし、酒税を課されるものを除くものとする。)

理由
今次の税制改正の一環として、最近における課税物品の生産、取引及び消費の実情にかえりみ、物品税について、相当数の物品につき課税の廃止、税率の引下げ等を行なうことによりその負担の軽減合理化を図るとともに、現行課税物品との税負担の均衡上自動車用の冷房装置等について新たに課税を行なうこととし、あわせて申告納税制度を導入し、課税済み物品を輸出した場合に物品税相当額を還付する制度を新設する等所要の規定の整備を図るため、物品税法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

同表第五類注2(1)中「及び動物の血」を、「動物の血及びつばめの果」に改め、同表第五〇九号の品名の欄中「及びホルボーン(他の号に掲げるものを除く。)」を、「ホルボーン」に改め、同表第七類注1中「わさび」を「わさび大根」に改め、同表第七〇二号の品名の欄中「冷凍野菜」の下に「(焼き、又は煮た後に冷凍したものを含む。)」を加える。

「注」 この類の各号に掲げる物品は、生のままつぶし、又はすり卸したものを含む、食用を加えたもの、粉及び果汁並びに焼き、又は煮たもの(別段の定めがあるものを除く。を含む。)

同表第八類中
「注1」 この表において果実には、ナットを含む。

2 この類の各号に掲げる物品は、生のままつぶし、又はすり卸したものを含む、食用に適するもの(苦扁桃仁を含む)に限るものとし、糖類を加えたもの、粉及び果汁並びに焼き、又は煮たもの(別段の定めがあるものを除く。を含む。)

同表第八〇八〇一号中「バナナ」
「バナナ」
「二〇%」
「三〇%」

同表第八〇二号中 二 オレンジ

二 オレンジ

(一) 毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの
(二) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの

二〇%
二〇%
四〇%
に

改める。
同表第一一〇二号の品名の欄中「加工をした穀物」の下に「セモリナその他これに類するミールを含む。」を加え、「及びコーンミール」を「コーンミール及び小麦又は米のミール」に改め、同表第一一〇四号の品名の欄中「又はナット」を削る。

同表第一二〇七号中 一 セメンシナその他サントニン採取用の植物

二 槐花

一 セメンシナその他サントニン採取用のもの
二 槐花

一五%
一〇%
一五%
に

改める。

同表第一二一〇号の品名の欄中「乾草」を「飼料用乾草」に改め、同表第一三類注の(1)中「糖類」を「し糖」に改め、同表第一三〇二号の品名の欄中「セラック」の下に「その他の精製ラック」を加える。

同表第一四〇一号中 (一) その他のもの

(一) その他のもの

改める。

同表第一四〇三 ほうき又はブラシの製造用の植物性材料(漂白し、染色し、又はコムしたものを含む。)

一 ほうき又はブラシの製造用の植物性材料(漂白し、染色し、又はコムしたものを含む。)
二 パルミラファイバー及びメキシカンファイバー

五%
無税
五%
に

改める。

同表第一四〇五号中 三 その他のもの

三 雁皮

改める。
四 その他のもの

同表第一五〇七号中 七 やし油

七 やし油

一〇%
一〇%
一〇%
に

九 あまに油
九 あまに油

改める。

同表第一五二三号の税率の欄中「一五%」を「二五%」に改める。

二〇〇六

調製した果実、果皮その他の植物の部分(砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを除く。)
一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの

同表中

(一) バイナップル(砂糖を加えたもののうち、かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り、)
(二) その他のもの

三五%
三五%
二五%
に

二〇〇六

調製した果実(砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを除く。)
一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの

(一) バイナップル
(二) その他のもの
(一) バイナップル
(二) その他のもの

四五%
三五%
二五%
に

改める。

同表第二二〇一号の品名の欄中「(いり、又は調製したものに限る。)」を「(調製したもの及びコーヒー増量物を含むものとし、いつたものに限る。)」に改め、同表第二五〇四号の税率の欄中「一〇%」を「二五%」に改める。

同表中

二五二一 重晶石及び毒重石(焼いたものを含むものとし、精製酸化バリウムを除く。)
二五二二 重晶石及び毒重石(焼いたものを含むものとし、精製酸化バリウムを除く。)

無税
無税
に

(一) 粉末のもの
イ 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの
ロ その他のもの
(二) その他のもの
二 毒重石
無税
に

に改める。
同表第二五三〇号の品名の欄中「乾燥状態」を「天然のものに限るものとし、乾燥状態」に改め、同表第二六類注一(四)中「りんを含有する鉱さい」を「トーマスりん肥」に改める。

同表第二六〇一号中「四 モリブデン鉱及びアンチモン鉱」を「無税」に改める。

同表第二六〇一号中「五 その他のもの」を「無税」に改める。

四 マンガン鉱
五 タングステン鉱
六 モリブデン鉱
無税
に

(一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以外のもの
(二) その他のもの
無税
に

七 アンチモン鉱
八 その他のもの
無税
に

改める。

「3 この部の各号に掲げる物品で、投与量にしたもの又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。」
を

同表第六部注中
第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。
に

「3 第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品でこの部の他の号に同時に該当するものを投与量にし、又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、当該他の号に掲げる物品に含まない。」
に

改める。
同表第二八類注一(四)中「溶液(水溶液及び特定の用途に適するものを除くものとし、単に保全又は輸送のために溶液としたものを含む。)」を「水溶液以外の溶液 保全又は輸送のためのものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。」に改める。

同表第二八〇五号中「四 その他のもの」を「一〇%」に改める。

「四 金属リチウム」を「二〇%」に改める。
「五 その他のもの」を「一〇%」に改める。

同表第二八二八号中「(一) その他のもの」を「無税」に改める。

(一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
ロ その他のもの
無税
に

改める。
同表第二八二九号中「二 その他のもの」を「一五%」に改める。

「二 ふつ化リチウム」を「二五%」に改める。
「三 その他のもの」を「一五%」に改める。

同表第二八三八号中「一 硫酸カリウム」を「一〇%」に改める。

「一 硫酸カリウム」
(一) 乾燥状態において、酸化カリウムとして計算したカリウムの含有量が全重量の五三・五%に満たないもので塩素の含有量が全重量の〇・〇三%以上のもの
(二) その他のもの
無税
に

改める。
同表第二八四二号中「六 その他のもの」を「一五%」に改める。

「六 重炭酸カリウム」
(一) 粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄の含有量が乾燥状態において全重量の〇・一%以上のもの
(二) その他のもの
無税
に

改める。
同表第二八四三号の移率の欄中「五%」を「一五%」に改める。

同表第二八五七号「水素化物、窒化物、アジ化物、けい化合物及びほう化物(他の号に掲げるものを除く。)」を「一五%」に改める。

「二八五七 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化合物及びほう化物(他の号に掲げるものを除く。)」
一 水素化リチウム
二 その他のもの
二〇%
一五%
に

改める。
同表第二九類注一(四)中「同一の示性式で表示される有機異性体の二以上の混合物」を「同じ有機化合物の二以上の異性体の混合物」に改め、同類注一(4)中「溶液(水溶液及び特定の用途に適するものを除くものとし、単に保全又は輸送のために溶液としたものを含む。)」を「水溶液以外

の溶液（保全又は輸送のためのものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）に改め、同類注5中「この類の各号」の下に「（細分に関する規定を除く。）」を加え、同類注6中「スルホハロゲン化合物の特性を与える硫黄又はハロゲン化合物若しくはスルホハロゲン化合物のハロゲン」を「ハロゲン化合物（これらの複合化合物を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲン」に改め、同類注7(5)中「アルジミン」を「アルドイミン」に改める。

同表第二九〇一号中

- 四 その他のもの
- （四） ベーターメチルナフタリン
- （四） その他のもの

改める。

同表第二九〇二号中

- 三 クロルデン、ヘプタクロル及びアルドリン
- 四 その他のもの
- 三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインダン（ヘプタクロル）及びヘキサクロルヘキサヒドロヘンテン・エキソジメタノナフタリン（アルドリン）
- 四 トリクロルモノフルオルメタン
- 五 その他のもの

改める。

同表第二九〇三号中

- 一 ニトロ化合物
- （一） キシレンムスク及びシメンムスク
- （一） その他のもの

改める。

一 キシレンムスク及びシメンムスク

一 非環式化合物

- （一） 酢酸
- （一） ステアリン酸及びオレイン酸
- （一） 酢酸エステル
- （一） 酢酸アミル、酢酸リナリル及び酢酸テルピニル
- （一） その他のもの
- （一） プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル
- （一） その他のもの
- （一） 還式化合物
- （一） 酢酸ベンジル、安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アリル
- （一） 一六―デヒドロプレグネノロンアセター

同表第二九一四号中

ト、デルター・四・九―一六アルファ―メチル―一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナトリエン―三・二―ジオン及び一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナン―三・一―二―トリオン
その他のもの

（三） その他のもの

- 一 酢酸
- 二 ステアリン酸及びオレイン酸
- 三 酢酸エステル
- （一） 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル
- （一） その他のもの

- 四 プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル
- 五 安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アリル
- 六 一六―デヒドロプレグネノロンアセター、デルター・四・九―一六アルファ―メチル―一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナトリエン―三・二―ジオン及び一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナン―三・一―二―トリオン
- 七 その他のもの

改める。

同表第二九一五号中

- 一 非環式化合物
- （一） しゅう酸
- （一） アジピン酸
- （一） その他のもの
- （一） 環式化合物
- （一） フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸
- （一） テレフタル酸
- （一） その他のもの

- 一 しゅう酸
- 二 アジピン酸
- 三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸
- 四 テレフタル酸
- 五 その他のもの

改める。

同表第二九一六号中

(一) くえん酸

改める。

(二) くえん酸

改める。

一 非環式化合物

(一) ヘキサメチレンジアミン

(二) その他のもの

二 環式化合物

(一) アニリン

(二) オルト・トルイジン

(三) N・フェニル・ベータ・ナフチルアミン、N・N'-ジフェニル・パラ・フェニレンジアミン、N・N'-ジ・ベータ・ナフチル・パラ・フェニレンジアミン及びN・フェニル・N'-シクロヘキシル・パラ・フェニレンジアミン

(四) その他のもの

同表第二九二二号中

(一) N・フェニル・ベータ・ナフチルアミン、N・N'-ジフェニル・パラ・フェニレンジアミン、N・N'-ジ・ベータ・ナフチル・パラ・フェニレンジアミン及びN・フェニル・N'-シクロヘキシル・パラ・フェニレンジアミン

(二) その他のもの

(三) N・フェニル・ベータ・ナフチルアミン、N・N'-ジフェニル・パラ・フェニレンジアミン、N・N'-ジ・ベータ・ナフチル・パラ・フェニレンジアミン及びN・フェニル・N'-シクロヘキシル・パラ・フェニレンジアミン

(四) その他のもの

(五) その他のもの

(六) その他のもの

(七) その他のもの

(八) その他のもの

(九) その他のもの

(十) その他のもの

(十一) その他のもの

(十二) その他のもの

(十三) その他のもの

(十四) その他のもの

(十五) その他のもの

(十六) その他のもの

(十七) その他のもの

(十八) その他のもの

(十九) その他のもの

(二十) その他のもの

(二十一) その他のもの

(二十二) その他のもの

(二十三) その他のもの

(二十四) その他のもの

(二十五) その他のもの

(二十六) その他のもの

(二十七) その他のもの

(二十八) その他のもの

(二十九) その他のもの

(三十) その他のもの

(三十一) その他のもの

(三十二) その他のもの

改める。

四 その他のもの

(一) カルシウムシアナミド

(二) 当該年度における国内需要見込数量から国内供給見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

に

同表第三二〇二号中

(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの

二〇%

を

同表第三二〇七号中

三 リトボン

一五%

を

改める。

同表第三二〇九号の品名の欄中「天然樹脂ワニス」を「天然樹脂系ワニス」に改め、同表第三三〇六号の品名の欄中「及びオーデコロン」を「オーデコロンその他これらに類するもの」に改める。

同表第三五〇三号中

一 ゼラチン

一〇%

を

改める。

同表第三三六〇六号中

一 マッチ

二五%

を

改める。

同表第三三八〇一号中

一 人造黒鉛

一〇%

を

改める。

(一) 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの

一五%

に

改める。

同表第三八二一号の品名の欄中「クロルデン、ヘプタクロル、アルドリン、エンドリン又はデルドリン」を「オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(クロルデン)、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘプタクロル)、ヘキサクロルヘキサヒドロ・エンド・エキソ・ジメタノナフタリン(アルドリン)、ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ・エンド・エキソ・ジメタノナフタリン(エンドリン)又はヘキサクロルエポキシオクタヒドロ・エンド・エキソ・ジメタノナフタリン(デルドリン)」に改め、同表第三八二四号の品名の欄中「四エチル鉛及び四メチル鉛」を「テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤」に改め、同表第三九〇一号の品名の欄中「ポリウレタン、シリコン」を「ポリウレタン」に、「縮重合物」を「重縮合物」に改め、重付加物の下に「並びにシリコン」を加える。

同表第三九〇二号中

(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの

二〇%

を

四	その他のもの	
	(イ) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	
	イ 塩化ビニル樹脂の組物材料(しんにとうを用いたものに限る。)	一〇%
	ロ その他のもの	二〇%
	改める。	

同表第三九〇三号の品名の欄中「酢酸ビニル樹脂」の下に「(成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含むものとし、塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のものに限る。)」を加え、同表第三九〇五号の品名の欄中「天然樹脂を熱変性したもの及び」を「天然樹脂(ロジンを除く。を熱変性したもの及び)」に改め、同表第三九〇六号の品名の欄中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同表第四〇類注4中「その他次の要件を備えている物品」を「その他の合成物質で次の要件を備えているもの」に、「縮重合物」を「縮重合物」に、「加硫され、その後熱可塑性を失うこと」を「加硫したもの」が熱可塑性物質でないこと」に改め、「同表第四〇〇六号の品名の欄中」並びに「天然ゴム又は合成ゴムをしみ込ませた糸及び絶縁テープその他紙、織物その他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた物品(加硫してないものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)」を「(天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた糸及び織物並びに絶縁テープその他紙、人造プラスチックその他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着用の物品を含む、加硫してないものに限るものとし、前五号に掲げるものを除く。)」に改める。

同表中	「四二〇四」コンベアベルト(ベルトを含む)、カードクロー ジングレザ、ピッカー、ガスケットその他機械用 又は工業用の製品(革製又はコンボジションレザ 製のものに限る。)	一五%
「四二〇四」	革製品及びコンボジションレザ製品(機械用又は工業用の ものに限る。)	
	一 ベルト(バルチングを含む)、コーミングレザ及び インターギルレザ	二五%
	二 その他のもの	一五%
	改める。	

同表第四四類注1中「使用する木材」を「使用する木材で粉、チップ、小片その他これらに類する形状のもの」に改め、同表第四四〇五号の品名の欄中「もみ属」の下に「(カリホルニヤレドファー、グランドファー、ノールファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)」を加える。

同表第四四一三号中	二 その他のもの	一五%
	を	

二	桐のもの	五%
三	松属、もみ属(カリホルニヤレドファー、グランドファー、 ノールファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、とう ひ属(シトカスプルスを除く。又はからまつ属のもの(厚さが 一六〇ミリメートル以下のものに限る。))	一〇%
四	その他のもの	無税
	改める。	

同表中	「四四一八」再生木材(板状、ブロック状その他これらに類する 形状のものに限る。)	一五%
「四四一八」	再生木材(板状、ブロック状その他これらに類する形状のもの に限る。)	
	一 板状のもの	二〇%
	二 その他のもの	一五%
	改める。	

同表第四六類注1(5)中「馬毛」の下に「牛毛」を加え、同表第四六〇一号の税率の欄中「一〇%」を「二〇%」に改め、同表第四八〇六号の品名の欄中「一紙」を「一紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙に、二板紙を二」その他のものに改め、同表第四八一四号の品名の欄中「封かん葉書、郵便葉書を削り、同表第四八一五号の品名の欄中「試験紙の下に「(理化学用又は工業用のものに限る。)」を加え、同表第五一類注1(2)中「縮重合物」を「縮重合物」に改め、同表第五一〇二号の品名の欄中「アセテート繊維のもの又は」を「アセテート繊維のもの及び」に改め、同表第五一〇四号の品名の欄中「アセテート繊維の下に「(これらのものの原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状の物品を含む。)」を加え、同表第五三類注2中「裁断くず」を「切断くず」に改め、同表第五五〇五号の品名の欄中「カタン糸」の下に「ししゅう糸」を加え、同表第五九一〇号の品名の欄中「織物類」を「基布」に改め、同表第六〇類注5中「裁断くず」を「切断くず」に、「五〇センチメートルを、羊毛製又は織物毛製のものについては五〇センチメートル、合成繊維製のものについては三〇センチメートル」に改め、同表第六〇〇一号の品名の欄中「羊毛製又は織物毛製のものに限る。」「を「羊毛製、織物毛製又は合成繊維製のものに限る。」に改める。

同表第六〇〇三号中	一 合成繊維製のもの	三〇%
	(イ) 女子用の長くつ下	二五%
	(ロ) その他のもの	二五%
	改める。	
	一 合成繊維製のもの	
	(イ) 女子用の長くつ下	三〇%
	(ロ) 女子用の長くつ下(イに掲げるものを除く。)	無税
	(ロ) 女子用又は改造によりくつ下として使用することができないものに限る。)	二五%
	(ロ) その他のもの	
	改める。	

同表第六三類注1中「織物類の裁断くずで織物類として使用することができないもの」を「織物類又は繊維製品の切断くずで反毛用、溶解用その他これらに類する用途（解舒用を除く。）のみに適するもの」に改め、同類注2中「裁断くず」を「切断くず」に改める。

同表第七一〇二号中

二 その他のもの
(一) 機械用又は工業用に供するために形作つたもの

五% を

(一) 機械用又は工業用に供するために形作つたもの

イ ダイヤモンドのもの（伸線用にあなけ加工をしたものに限る。）
ロ その他のもの

一五%
五% に

改める。

同表中「七二一六 身辺用模造細貨類

「七二一六 身辺用模造細貨類

一 貴金属をめつきたもの
二 その他のもの

二五%
四〇% に

改める。

同表第七三類注1(3)及び(4)中「次に掲げる元素の含有量」を「次に掲げる元素のいずれか一の含有量」に改め、「同類注1(5)中「〇・〇七%以下のもの」の下に「(4)の規定に該当するものを除く。」を加える。

同表第七三二五号中

(一) バイメタル（板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の
一〇%をこえるものに限る。）
(二) その他のもの

一五%
二五% に

改める。

同表第七四〇一号の品名の欄中「塊及びくず」の下に「並びにセメントカッパー及び自然銅を、「一マット」の下に「セメントカッパー及び自然銅」を加える。

同表中「七四〇二 マスターアロイ

「七四〇二 マスターアロイ

一 ペリリウム銅のもの
二 その他のもの

一〇%
二五% に

改める。

(一) 銅（合金を除く。）のもの
イ 貴金属をめつきたもの
ロ その他のもの

二線

(一) 銅（合金を除く。）のもの
イ 貴金属をめつきたもの
ロ その他のもの

一五%
三〇% に

同表第七四〇三号中

(一) 黄銅又は青銅のもの
イ 貴金属をめつきたもの
ロ その他のもの
(二) その他のもの
イ 貴金属をめつきたもの
ロ その他のもの

三〇%
二〇% に

(一) その他のもの
イ ペリリウム銅合金の棒
ロ その他のもの

二線

(一) 銅（合金を除く。）のもの
(二) 黄銅又は青銅のもの
(三) その他のもの
イ ペリリウム銅合金のもの
ロ その他のもの

三〇%
二〇% に

(一) 銅（合金を除く。）のもの
(二) 黄銅又は青銅のもの
(三) その他のもの
イ ペリリウム銅合金のもの
ロ その他のもの

二〇%
三〇% に

改める。

同表第七四〇四号中

三 その他のもの

(一) その他のもの
(二) ペリリウム銅合金のもの
(三) その他のもの

一五%
三〇% に

改める。

同表中「七四〇五 銅のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さ一〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）

同表中

「七四〇五

銅のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さ一〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）

一 貴金属をめつきたもの
二 その他のもの

三〇%
二〇% に

改める。

同表第七四〇六号の税率の欄中「一五%」を「二〇%」に改める。

同表第七四〇七号中

二 黄銅又は青銅のもの
三 その他のもの

一五%
二〇% に

「二 黄銅又は青銅のもの
三 その他のもの
(一) ペリリウム銅合金の中空棒
(二) その他のもの
二五%
三〇%
二五%
に

同表第七四二一三号中 二 その他のもの
二〇%
を

「二 その他のもの
(一) スネークチェーン
(二) その他のもの
三〇%
二〇%
に

同表第七五〇三号の品名の欄中「帯、はく」の下に「浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。」を加え、同表第七八〇三号の税率の欄中「一五%」を「二〇%」に改め、同表第七九〇三号の品名の欄中「帯、はく」の下に「浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。」を加え、同表第八二〇三号の品名の欄中「ピンセット」をやつとこに改める。

同表第一六部注中 「7 1から6までにおいて「機械」とは、この部の各号に掲げる機械類及び電気機器をいう。

「7 1から6までにおいて「機械」とは、この部の各号に掲げる機械類及び電気機器をいう。
8 この部において「自蔵する」とは、内蔵し、又はマウントしていることをいい、「付き」とは、自蔵し、又は同床にあることをいう。

同表第八四類注1中「ポンプその他の機械類及びこれらの陶磁製部分品」を「機械類及び機械部分品」に、「そのガラス製部分品」を「機械部分品」に改め、同表第八四〇七号の品名の欄中「ペルトン水車及びこれらの部分品」を「及びその部分品」に改め、「及びペルトン水車」を削り、同表第八四一〇号の品名の欄中「積算液量計の付いた電動式のもの」を「積算液量計及び電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八四二二号の品名の欄中「液体用のものを除く。」を「(気体用のものに限る。)」に改め、同表第八四二二号の品名の欄中「湿度の調節機構の付いたもの」を「湿度を変化させる機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四二五号の品名の欄中「冷凍機構付きのもの」を「冷凍機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四三六号の品名の欄中「自動包装機を「オートマチックラッピングマシン」に改め、同表第八四三六号の品名の欄中「紡績機」を「紡績機械」に改め、同表第八四四〇号の品名の欄中「電気せんたく機」を「電気洗たく機」に改め、同表第八四四一〇号の品名の欄中「(ミシン用テーブルを含む。)」を削り、同表第八四四二号の品名の欄中「なめし機」の下に「仕上げ機」を加え、同表第八四四五号の品名の欄中「第八四四九号」を「前号、第八四四九号」に改め、同表第八四四九号の品名の欄中「ニューマチックツール及び電気式

でない原動機付きのもの」を「電気式でない原動機を自蔵するもの及びニューマチックツール」に改め、同表第八四五〇号の品名の欄中「処理するものに限る」を「処理するものに限るものとし、軟ろうを用いてろう接するものを除く」に改め、同表第八四五三号の品名の欄中「機構付きのもの」を「機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四五七号の品名の欄中「フィラメントの取付けその他の組立て」を「ガラス部分との組立て」に改め、同表第八四六三号の品名の欄中「伝動軸」の下に「クランク」を加え、同表第八五〇五号及び第八五〇六号の品名の欄中「電動装置付きのもの」を「電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八五一五号の品名の欄中「音声再生機付きのもの」を「音声再生機を自蔵する」に改める。

同表中 「八五二三 絶縁電線及び絶縁ケーブル(棒状、带状その他これらに類する形状のもの、エナメルを塗布し、又は酸化皮膜処理をしたもの及び接続子を取り付けたものを含む。)
二 電力ケーブル及び通信ケーブル
三 合成ゴムで被覆したもの(一に掲げるものを除く。)
二五%
二五%
二〇%
に

改める。
同表第八七〇二号の品名の欄中「スポーツカー」を「レースカー」に、「輪距」を「ホイールベース」に改める。

同表第八九〇四号中 「一 貨物船、油槽船及び上陸用舟艇
二 その他のもの
二%
三%
を

「一 リバティー型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇
二 貨物船(一に掲げるものを除く。)
三 輸送航空母艦
四 その他のもの
〇・八%
一・二%
一・五%
二・三%
に

改める。
同表第九一〇二号の品名の欄中「置時計及び掛時計(ウォッチムーブメントを有するものに限る。)」を「時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、前号又は次号に掲げるものを除く。)」に改め、同表第九二類注1(3)中「ラジオ受信機付きの」を「ラジオ受信機を自蔵する」に改め、同表第九五〇八号の品名の欄中「穀粉、でん粉」を削る。

同表第九八〇三号中 「(一) その他のもの
二 その他のもの
二五%
二〇%
を

(二) その他のもの
イ ボールペン

二 その他のもの
(一) ボールペン用の中しん

二五% (そのつきが一本の移り率より低いときは、当該従量税率) 二五%

23

(二) その他のもの

同表第九八〇五号の品名の欄中「鉛筆のしん」を「鉛筆用のしん」に改める。

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する

第一条及び第三条中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

第五条の見出し中「部分品」を「部分品等」に改め、同条中「これに使用する部分品」の下に「並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材」を加える。

第六条中「第二」の号に掲げる重油の下に「（以下「重油」という。）」を加え、「粘度が七十レックスドゥッド秒」を「動粘度が十五・六センチストークス」に、「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

第七條第一項及び第七條の二中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

第七條の三を次のように改める。

(石油化学製品等製造用触媒の免税)

第七條の三 石油化学製品その他の政令で定める化学製品を製造する工程において触媒として使用される物品のうち、本邦において製造することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第七條の三の次に次の二條を加える。

(石油化学原料用揮発油等に係る関税の還付)

は関税定率法別表第二七一〇号に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦

において製造された同号に掲げる揮発油又は同表第二七一号に掲げる石油ガスその他のガ
ス状炭化水素（以下「揮発油等」という。）を税関長の承認を受けた製造工場で昭和三十八年三
月三十一日までに当該石油化学製品の原料として使用した場合には、政令で定めるところに
より、その原料として使用した揮発油等につき政令で定める率により算出した金額に相当す
る関税を、当該製造者が当該揮発油等の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したも
のとみなして、当該金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、前項の用途に使用した揮発油等について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、前項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

(電力業等用の重油に係る関税の還付)

第七條の五 電力業、鉄鋼製造業又は国産石炭の購入実績等を勘案して政令で定める事業を営む者のうち政令で定めるもの（以下「事業者」という。）が、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油（関税納付済みの輸入重油を混合したものを含む。）を税関長の承認を受けた事業場で昭和三十八年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合には、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該重油につき政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該事業者が当該重油の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により還付を受けようとする者について準用する。
第八条に次の一項を加える。

別表に掲げる物品のうち、

2 別表に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る関税定率法別表の税率より低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められ、又は関税定率法別表の税率の適用を受けることとされているもので政令で定めるものについて、軽減税率又は関税定率法別表の税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

第八條の二第一項中「前二條」を「前條」に改める。

第九条中「第七条の二又は」を「第七条の二若しくは」に、「免除又は軽減を受けた物品」を「免除を受け、又は第八条第二項の軽減税率若しくは関税定率法別表の税率の適用を受けた物品」に、「その免除又は軽減を受けた用途」を「その免除を受け、又は軽減税率若しくは関税定率法別表の税率の適用を受けた用途」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

前条ただし書の場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を当該承認を受けた者から直ちに徴収する。この場合において、使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税率法第十条(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二又は第七条の三の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額

二 第八条第二項の軽減税率の適用を受けた物品については、関税定率法別表の税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額

三 第八条第二項の関税定率法別表の税率の適用を受けた物品については、当該関税定率法別表の税率により計算した関税の額と当該物品に係る別表の税率により計算した関税の額との差額

第十一条中「第七条の二又は」を「第七条の二若しくは」に、「関税を免除し、又は軽減した場合」を「関税を免除した場合、第七条の四若しくは第七条の五の規定により関税の還付をする場合又は第八条第二項の軽減税率若しくは関税定率法別表の税率を適用した場合」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第七条の四及び第七条の五又は第八条第二項の規定に係る場合には、関税法第五十一条第五号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ「関税の還付に係る貨物」又は「軽減税率若しくは関税定率法別表の税率の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

第十二条の見出しを削り、同条第二項中「第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二又は第七条の三の規定により免除又は軽減を受けた関税」を「第十条第一項各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税」に改め、同条を第十二条の二とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(罰則)

第十二条 偽りその他不正の行為により第七条の四第一項又は第七条の五第一項の規定による関税の還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金の額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該還付金の額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第十四条中「前二条」を「前三条」に改める。

第十五条中「前三条」を「前四条」に改める。

別表中第四〇二号の前に次のように加える。

〇二〇四 鳥獣肉類（生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）

一 鯨肉

一〇% 昭和三十七年九月三〇日

同表第四〇二号、第四〇三号、第四〇四号及び第七〇五号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同表第七〇五号の次に次のように加える。

〇八〇一		バナナ、パイナップル、なつめやしの実、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（殻を除いたものを含むものとし、生鮮又は乾燥のものに限る。）	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
〇九〇一		（一）バナナ	二〇%	昭和三十七年四月一日から同年六月四日まで輸入されるもの
		（二）昭和三十七年六月五日から昭和三十八年九月三〇日まで輸入されるもの	五〇%	
		（三）日までの及びカフェインを除いたものを含む）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒー代用物でコーヒーを含有するもの	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
		（四）コーヒー豆（いつてないものに限る。）	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
同表第一〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。				
同表第二二〇一号中		一 大豆	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
		二 落花生	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
		三 菜種及びからしの菜の種	五%	昭和三十七年三月三十一日
		七 サフラワリーの種	無税	昭和三十七年三月三十一日
二 落花生			一〇%	昭和三十八年三月三十一日
三 菜種及びからしの菜の種			五%	昭和三十八年三月三十一日
改め、同号の次に次のように加える。				
一三〇二		ラック、ガム、樹脂（ロジンを除く）、ガムレジン及びバルサム		
二 シードラック				
(1) 当該年度における国内需要見込数量から				

一三〇三 樹液、植物性エキス、ペクチン、寒天その他植物性原料から抽出し、又は抽出した物品 六 除虫菊エキス	国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一〇%	昭和三十九年三月三十一日
	(2) その他のもの	二五%	昭和三十九年三月三十一日
	三セラクその他の精製ラック (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの	一五% 三〇%	昭和三十九年三月三十一日 昭和三十九年三月三十一日

同表第一四〇五号の品名の欄中「三 その他のもの」を「四 その他のもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

一五〇四 魚類、軟体動物又は海棲哺乳動物の油脂 一 魚油のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(一) その率が一キログラムにつき八円未満の従量税率より低いときは、当該従量税率	二〇% 二〇% 一五% 一五%	昭和三十七年三月三十一日 昭和三十七年三月三十一日 昭和三十七年三月三十一日 昭和三十七年三月三十一日
--	--	--------------------------	--

改め、同号の次に次のように加える。

一 大豆油	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
二 落花生油	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
二 菜種油及びびからし種油	一五%	昭和三十八年三月三十一日
四 ごま油	一五%	昭和三十八年三月三十一日
五 綿実油のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二〇円	昭和三十八年三月三十一日
一五〇六 植物性ろう(着色したものを含む。) 一 カルナバール	五%	昭和三十八年三月三十一日
二〇〇六 調製した果実(砂糖を加えたもの及びアルコールを含むものを除く)の含有するものを除く。とし、他の号に掲げるものを除く。 一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含むもの	三五% 三五%	昭和三十八年三月三十一日 昭和三十八年三月三十一日
(一) パイナップル (1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの (2) 昭和三十七年六月五日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	二五% 二五%	昭和三十八年三月三十一日 昭和三十八年三月三十一日
三 その他のもの (一) バイナップル (1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの (2) 昭和三十七年六月五日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	二五% 二五%	昭和三十八年三月三十一日 昭和三十八年三月三十一日
二五〇四 黒鉛(天然のものに限る。) 一 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第一八五	五五%	昭和三十八年三月三十一日

号) 第一七条に規定する日本工業規格をい
う。以下同じ。)による一〇五ミクロンの標
準ふるいを通過するもの

二 その他のものうち粉状のもので昭和三七
年一〇月一日から昭和四〇年三月三日ま
でに輸入される次に掲げるもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以
下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円を
こえ、四九円五〇銭以下のもの

一〇%

昭和三十七年
九月三〇日

二五〇五

砂(着色したものを含み、天然のものに限るもの
とし、金属鉱を除く。)

一 けい砂のうち昭和三十七年一〇月一日から昭
和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から
国内生産見込数量を控除した数量を基準
とし、国際市況その他の条件を勘案して
政令で定める数量以内のもの

無税

昭和三十七年
九月三〇日

同表第二五二三号の品名の欄中「コランダム以外のもの」を「コランダムサンド以外のもの」に
改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同号
の次に次のように加える。

二五二〇

石膏(無水のもの及び焼いたものを含み)及びこ
れをもととしたプラスチック(着色したものを含み
ものとし、歯科用に調製したものを除く。)

一 石膏
(一) 焼いてないものうち昭和三十七年一〇月
一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入
されるもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量か
ら国内生産見込数量を控除した数量を
基準とし、国際市況その他の条件を勘
案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

無税

昭和三十七年
九月三〇日

二六〇一

金属鉱(精鉱を含むものとし、硫化鉄鉱にあつて
は、焼いたものに限る。)

四 マンガン鉱のうち昭和三十七年一〇月一日か
ら昭和四〇年三月三十一日まで輸入される
もの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から
国内生産見込数量を控除した数量を基準
とし、国際市況その他の条件を勘案して
政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

五 タングステン鉱のうち昭和三十七年一〇月一
日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入さ
れるもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から
国内生産見込数量を控除した数量を基準
とし、国際市況その他の条件を勘案して
政令で定める数量以内のもの

無税

一キログ
ラムにつ
き八七円

六 モリブデン鉱
(一) その他のもの

七 アンチモン鉱のうち昭和三十七年一〇月一日
から昭和四〇年三月三十一日まで輸入され
るもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から
国内生産見込数量を控除した数量を基準
とし、国際市況その他の条件を勘案して
政令で定める数量以内のもの

無税

昭和三十七年
九月三〇日

同表第二七〇四号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に
改める。

同表第二七二〇号中

(四) 潤滑油(流動パラフィンを含
む。)
ロ その他のものうち伸張油
(スチレン及びブタジエン
を原料として合成ゴムを製

を

造する際に混入して使用するものに限る。）	無税	昭和三十七年三月三十一日	に
四 重油及び軽油のうち製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四号第二号（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。）	一キログラムにつき五円	昭和三十八年三月三十一日	に
五 潤滑油（流動パラフィンを含む。）	無税	昭和三十八年三月三十一日	に
六 その他のものうち伸張油（スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。）	無税	昭和三十七年三月三十一日	を
「二 石油コークスのうち揮発成分の含有量が全重量の三%以上のもの	無税	昭和三十八年三月三十一日	に
改め、同号の次に次のように加える。			
二八〇五 アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属（イットリウム及びスカンジウムを含む。）及び水銀			
三 水銀のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三十七年九月三十日	を
(2) その他のもの	二五%		
四 金、銅、リチウム	一〇%	昭和三十七年九月三十日	を
五 マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	無税	昭和三十八年三月三十一日	に
六 その他のものうちマグネシウム、ストロンチウム、バリウム	無税	昭和三十八年三月三十一日	に
酸化亜鉛及び過酸化亜鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令	無税	昭和三十八年三月三十一日	に

で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一六%	昭和三十八年三月三十一日	に
二八二七 酸化鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一八%	昭和三十八年三月三十一日	に
二 五酸化バナジウム			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三十八年三月三十一日	を
(2) その他のもの	五%	昭和三十八年三月三十一日	に
「三 三酸化モリブデン	無税	昭和三十七年九月三十日	に
(一) その他のもの			
ロ その他のもの			
改め、同号の次に次のように加える。			
二八二九 ふつ化物及びフルオロシリケート、フルオロボレートその他のふつ素錯塩			
二 ふつ化リチウム	一五%	昭和三十七年九月三十日	を
二八三五 硫化物（多硫化物を含む。）			
一 三硫化アンチモンのうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三十七年九月三十日	を
(2) その他のもの	一〇%		
六 その他のものうち重炭酸カリウム（粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄の含有量が全重量の〇・一%以上のものに限る。）	無税	昭和三十七年三月三十一日	に
同表第二八四二号中	無税	昭和三十七年三月三十一日	に
五 塩基性炭酸鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一八%	昭和三十七年三月三十一日	に

改め、同号の次に次のように加える。

二八四三	無機シアン化物及びシアン錯塩	五%	昭和三十七年九月三〇日
二八四九	一 シアン化ナトリウム及びシアン化カリウム 貴金属のコロイド及びアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一でない化合物を含む。）のうち貴金属のアマルガムで昭和三十七年一〇月一日から昭和三十九年三月三十一日までに入されるもの	二五%	
二八五七	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（他の号に掲げるものを除く。）	一五%	昭和三十七年九月三〇日
二八五八	一 水素化リチウム 無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水及びアマルガムを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）のうちアマルガムで昭和三十七年一〇月一日から昭和三十九年三月三十一日までに入されるもの	二五%	

同表第二九〇一号の次に次のように加える。

二九〇二	炭化水素のハロゲン化物 四 トリクロロモノフルオルメタン	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
------	---------------------------------	-----	-------------

同表第二九〇八号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第二九一六号中	四 くえん酸カルシウム	無税	昭和三十九年三月三十一日
-----------	-------------	----	--------------

四 くえん酸カルシウム	(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
(2) その他のもの		二〇%	昭和三十九年三月三十一日
(四) その他のものうちコロール酸		無税	昭和三十八年三月三十一日

同表第二九三二号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第二九三五号中	三 メチルピニルピリジン	無税	昭和三十九年三月三十一日
-----------	--------------	----	--------------

三 メチルピニルピリジン

七 その他のものうち次に掲げるもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
(1) キノリン	一〇%	昭和三十八年三月三十一日
(2) 一・三・ジメチル・二・六・ジオキソ・四・アミノ・五・ホルミル・アミノ・ピリミジン	無税	昭和三十九年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

二九四二	アルカロイド及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体（合成のものを含む。）	無税	昭和三十九年三月三十一日
三三〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	無税	昭和三十九年三月三十一日
三三〇三	カルシウムシアナミド	無税	昭和三十七年九月三〇日
(二) その他のもの			

同表第三三〇三号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

六 建築め染料	(一) その他のものうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
一一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの		一〇%	昭和三十七年三月三十一日

同表第三三〇五号中

六 建築め染料	(二) その他のものうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの	一〇%	昭和三十八年三月三十一日
一〇 けい光白色染料のうちアルファ・ベータ・ジ（ベンゾキサゾリル）（二）エチレン化合物を主体とするもの		一〇%	昭和三十八年三月三十一日
一一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの		一〇%	昭和三十八年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

三三〇七	顔料その他の着色剤(他の号に掲げるものを除く。)及び無機ルミノホア	一五%	昭和三十七年九月三〇日
三五〇三	ゼラチン(正方形又は長方形のもの、着色したものと及び型押しその他の表面加工をしたものを含むものとし、ゼラチンポストカードを除く。)及びゼラチンタンネットその他のゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシンググラス	一五%	昭和三十七年九月三〇日
三八〇一	(1) ゼラチン及びにかわ (2) にかわ 人造黒鉛及びコロイド状黒鉛(油に懸濁しているものを除く。)	一〇% 二〇%	昭和三十七年九月三〇日 昭和三十七年九月三〇日
同表第三八四号の品名の欄中「四エチル鉛剤及び四エチル鉛剤」を「テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三八			
年三月三十一日」に改め、同表第三八一九号を削り、同表第三九〇一号の品名の欄中「ポリウレタン、シリコン」を「ポリウレタン」に、「縮重合物」を「重合物」に改め、「重付加物」の下に「並びにシリコン」を加え、「厚さが〇・〇一ミリメートルから〇・〇一七ミリメートルまで又は			
は〇・〇二二ミリメートルから〇・〇二八ミリメートルまで」を「厚さが〇・〇〇八ミリメートルから〇・〇四二ミリメートルまで」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」			
を「昭和三八年三月三十一日」に改め、同表第三九〇二号の次に次のように加える。			
四二〇四	革製品及びコンボジションレザー製品(機械用又は工業用のものに限り。)	一五%	昭和三十七年九月三〇日
同表第四四〇五号の品名の欄中「もみ属」の下に「(カリホルニヤレッドファー、グラッド			
ファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。を加え、同号の適用期限の欄			
中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三八年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。			
四四一八	再生木材(板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。)	一五%	昭和三十七年九月三〇日
同表第六二〇三号中			
イ ガンニー袋(二平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。)			
ロ その他のもの			
イ ガンニー袋(二平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。)			
ロ その他のもの			
同表第五六〇三号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三〇日」に改			
める。			
四八〇九	建築用ボード(繊維素パルプその他の植物繊維から製造したものに限り。)、樹脂、人造プラスチックその他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。)のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日まで輸入されるもの	二五%	昭和三十七年九月三〇日
同表第七〇〇三号及び第七〇一一号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三七			
年九月三〇日」に改め、同表第七〇一一号の次に次のように加える。			
七一〇二	貴石及び半貴石(天然のものに限る。)	二五%	昭和三十七年九月三〇日
二 その他のもの			
(一) 機械用又は工業用に供するために形作つたもの			
イ ダイヤモンドのもの(伸線用にあな			

七三〇二

フェロアロイ

け加工をしたものに限り。

五%

昭和三十七年
九月三〇日二 フェロマンガンのうち昭和三十七年一〇月一
月から昭和三十八年三月三十一日までに輸入さ
れるもの四 フェロニッケルのうち昭和三十七年一〇月一
日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入さ
れるもの

二五%

五 その他のもののうち次に掲げるもの

一五%

(1) フェロモリブデンのうち昭和三十七年一〇
月一日から昭和三十九年三月三十一日までに
輸入されるもの(2) フェロタングステンのうち昭和三十七年一
〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに
輸入されるもの

一五%

一 合金鋼

(一) 高速度鋼(クロムの含有量が
全重量の三%以上、タンク
ステン及びモリブデンの含有
量の合計が全重量の八%以上
のものに限る。)

一五%

昭和三十七年
三月三十一日

同表第七三一五号中

ロ その他のもの

一五%

昭和三十七年
三月三十一日

一 合金鋼

(一) バイメタル(板又は帯のもので、ニッケルの含有量
が全重量の一〇%をこえるものに限る。)

一五%

昭和三十七年
九月三〇日

改め、同号の次に次のように加える。

七四〇一

銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー
及び自然銅

二 塊

(一) 銅(合金を除く)のもののうち銅の含有
量が全重量の九五%をこえるもの(銅の
含有量が全重量の九・八%以下のもの
で電解精製用のものを除く。)で昭和三七
年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日
までにおいて政令で定める日から二年六
月の間に輸入されるもの

一五%

昭和三十七年
九月三〇日一 キログ
ラムにつ
き三〇円

に を

(一) 黄銅又は青銅のもののうち昭和三十七年一
〇月一日から昭和三十八年三月三十一日まで
において政令で定める日から二年六月の
間に輸入されるもの一キログ
ラムにつ
き三〇円昭和三十七年
九月三〇日(二) その他のもののうち昭和三十七年一〇月一
日から昭和三十八年三月三十一日までに
政令で定める日から二年六月の間に輸
入されるもの一キログ
ラムにつ
き三〇円昭和三十七年
九月三〇日

七四〇二

マスターアロイ

一 ベリリウム銅のもの

一〇%

昭和三十七年
九月三〇日

七四〇三

銅の棒、形材及び線
一 棒及び形材

二〇%

昭和三十七年
九月三〇日(二) その他のもの
イ ベリリウム銅合金の棒

二〇%

昭和三十七年
九月三〇日

二 線

(三) その他のもの
イ ベリリウム銅合金のもの

二〇%

昭和三十七年
九月三〇日

七四〇四

銅の板及び帯

二〇%

昭和三十七年
九月三〇日(一) その他のもの
イ ベリリウム銅合金のもの

二〇%

昭和三十七年
九月三〇日

七四〇六

銅の粉及びフレーク

一五%

昭和三十七年
九月三〇日

七四〇七

銅の管及び中空棒

二五%

昭和三十七年
九月三〇日

七四一三

(一) ベリリウム銅合金の中空棒

二五%

昭和三十七年
九月三〇日(二) その他のもの
イ スネークチェーン

二〇%

昭和三十七年
九月三〇日

二 塊

(一) ニッケル(合金を除く)のもの

二〇%

昭和三十七年
九月三〇日

ロ その他のもの

同表第七五〇一号中

(一) ニッケル合金のもの

(二) ニッケル(合金を除く)のもの
ロ その他のもの

二塊

三
くす

(一) ニッケル(合金を除く)のもの

(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるもの

(一) ニッケル合金のもの

(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるもの

(一) ニッケル(合金を除く)のもの

(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるもの

一キログラムにつき
五〇%

一〇%

五〇%

五〇%

一〇%

五〇%

一キログラムにつき
五〇%

昭和三十八年三月三十一日

無税

に

を

改める。

三
くす

(一) ニッケル(合金を除く)のもの

(一) ニッケル合金のもの

同表第七五〇二号中

一
棒及び形材

(一) ニッケル(合金を除く)のもの

(1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
(2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(一) ニッケル合金のもの

(1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
(2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(一) ニッケル(合金を除く)のもの

(1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
(2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(一) ニッケル合金のもの

(1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
(2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(一) ニッケル(合金を除く)のもの

改める。

五〇% 昭和三十八年三月三十一日
五〇% 昭和三十八年三月三十一日

無税 昭和三十八年三月三十一日
一五% 昭和三十七年三月三十一日

無税 昭和三十八年三月三十一日
一五% 昭和三十七年三月三十一日

無税
三〇%

一五%

二五%

無税

三〇%

一五%

二五%

に

を

同表中		七五〇三	
ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク 一 板及び帯 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの 二 はく、粉及びフレーク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの ロ その他のもの (1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日まで輸入されるもの		七五〇三 ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク 一 板及び帯 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの 二 はく、粉及びフレーク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの ロ その他のもの (1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日まで輸入されるもの	
一 キログラムにつき三五〇円 無税 一五% 五〇%		無税 一五% 五〇%	
昭和三十八年三月三十一日 昭和三十七年三月三十一日		昭和三十八年三月三十一日 昭和三十七年三月三十一日	
を		に	
改める。		同表第七五〇四号中	
一 ニッケル(合金を除く。)のもの (1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの 二 ニッケル合金のもの (1) ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものに限り)の管及び中空棒 イ 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの ロ 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの (イ) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (ロ) その他のもの ニ その他のもの イ 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの ロ 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの		二 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの ニ はく、粉及びフレーク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの ロ その他のもの (二) ニッケル合金のもの	
無税 一五% 三五〇円 五〇%		二五% 一〇% 二五% 一五% 二五%	
昭和三十八年三月三十一日 昭和三十七年三月三十一日		昭和三十八年三月三十一日 昭和三十七年三月三十一日	
を		に	

改める。

二 その他のもの

(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日まで輸入されるもの

(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日まで輸入されるもの

同表第七五〇五号中

二 その他のもの

改め、同表第七六〇一号の次に次のように加える。

七六〇二 アルミニウムの棒、形材及び線

一 棒及び形材のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

七六〇三

七六〇四

七六〇六

七六二二

七八〇一

七六〇二

二 線のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの
アルミニウムの板及び帯のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの
アルミニウムのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの
アルミニウムの管及び中空棒のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの
アルミニウム製のより線、綱、組むもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）のうちより線と昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの
鉛の塊及びくず

一キログラムにつき三五〇円
昭和三十八年三月三十一日

に

を

無税

一キログラムにつき三五〇円

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

(一) 鉛（合金を除く。）のものうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの（鉛の含有量が全重量の九五%をこえ、九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。）

(二) 鉛合金のものうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

(1) アンチモンを含有するもの

(2) その他のもの

二 くずのうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

七八〇二

七八〇三

七八〇三

一 鉛（合金を除く。）のものうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの
鉛の板及び帯
二 鉛合金のものうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの

一キログラムにつき一三〇円

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

七九〇一	亜鉛の塊及びびくす	二五%
七八〇五	鉛の管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管継手 一 管及び中空棒のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの	二五%
八一〇四	卑金属及びその製品（他の号に掲げるものを除く。） 二 塊、粉、フレーク及びびくす （一） 亜鉛合金のもののうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの （二） アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの （三） その他のもの （四） その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレークで昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの	一キロログ ラムにつき き一五円 一キロログ ラムにつき き一二円
同表第八四〇一号中	（一） 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの	一五%

昭和三十七年三月三十一日

（一） 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの	一五%	昭和三十八年一月三十一日
（二） その他のもの	一五%	昭和三十八年三月三十一日
改める。		
同表第八四〇五号中	イ 出力（クロスコンパウンド型のものにあっては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもの （一） 出力が二〇万キロワットに満たないもの （二） その他のもの	一五% 一五% 一五%
改める。		
同表第八四一〇号の品名の欄中「積算液量計の付いた電動式のものを」を「積算液量計及び電動装置を自蔵するものに改め、同表第八四五号の品名の欄中「第八四四九号」を「前号、第八四四九号」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三〇日」に改める。		
（一） 計算機本体（カード式の入力機又は入出力機を使用することができ、そのうち、記憶容量が三五、〇〇〇字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る）、これと一組を構成するカード式入力機、出力機、カード式入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機	無税	昭和三十七年三月三十一日
（二） その他のもの	一五%	昭和三十七年三月三十一日

(1) 計算機本体(カード式入力機、ラインプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができ るもの)のうち、記憶容量が五〇、〇〇〇字以上の 磁気コア一式内部記憶装置を有するものに限 る。)及びこれとともに輸入するカード式入力機 (処理速度が毎分五五〇枚以上のものに限る。)、 ラインプリンター(印刷速度が毎分五五〇行以 上のものに限る。)、記録機(磁気テープ式で記 憶速度が毎秒二〇、〇〇〇字以上のもの又は磁 気円板式のものに限る。)並びにこれらに附属す る制御機	無税	昭和三八 年三月三 十一日
	一五%	昭和三八 年三月三 十一日

改める。
同表第八四五三号の品名の欄中「機構付きのもの」を「機構を自蔵するもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三〇日」に改め、同号の次に次のように加える。

八四六一	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び自動調整弁を含むもの)と、管、ボイラードラム、貯蔵タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。)のうち自転車用空気弁及びその弁体で昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日まで輸入されるもの	一個につき 三円	
------	--	-------------	--

同表第八五〇一号中

一 発電機	(一) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三七 年三月三 十一日
二 電動機	(一) その他のもの	一五%	昭和三七 年三月三 十一日
三 変圧器	(一) その他のもの	一五%	昭和三七 年三月三 十一日
四 整流機器	(一) シリコン整流器	一五%	昭和三七 年三月三 十一日

を

に

改める。

一 発電機	(一) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三八 年一月三 十一日
(1) 出力が二〇万キロワットに満たないもの		一五%	昭和三八 年三月三 十一日
(2) その他のもの		一五%	
二 電動機	(一) その他のものうち重量が一、〇〇〇キログラムをこえるもの	一五%	昭和三七 年九月三 〇日
三 変圧器	(一) その他のものうち容量が一、〇〇〇キロボルトアンペアをこえるもの	一五%	昭和三七 年九月三 〇日
四 整流機器	(一) シリコン整流器	一五%	昭和三七 年九月三 〇日

同表第九〇一六号中

一 製図機器、けがき用具、計算用具及びこれらの部分品のうち計算尺(人造プラスチック製のものに限る。)で昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日まで輸入されるもの	二 計測用又は試験用の機器及びその部分品	二一〇%	
--	----------------------	------	--

改める。

同表第九一〇一号中

一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの(うち昭和三十六年一月一日から昭和三十九年三月三十一日まで輸入されるもの(ストップウォッチを除く。))	二 課税価格が一個につき六、〇〇〇円をこえるもの	三〇%及び つぎ六〇 円	
(1) 金剛又は白金側のもの	(2) その他のもの	五〇%	昭和三六 年九月三 〇日
		三〇%	昭和三六 年九月三 〇日

を

に

を

に

「一 課税価格が一個につき、六、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチを除く。）

改める。

同表第九一〇七号中

「一 課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）

二 その他のもの（課税価格が一個につき五、〇〇〇円をこえるものとする。）

三〇%及び一個につき六〇円

昭和三十九年三月三十一日

に

三〇%及び一個につき五〇円

三〇%

昭和三十九年九月三十日

を

三〇%及び一個につき五〇円

昭和三十九年三月三十一日

に

改め、同号の次に次のように加える。

九二二

時計の部分品（他の号に掲げるものを除く。）

三 ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ、又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限り。）及びウォッチムーブメント用の地板

二五%及び一個につき四〇〇円
昭和三十九年三月三十一日

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
2 関税定率表別表第八一〇一号に掲げるバナナ及び同表第二一〇六号に掲げるパイナップルについて、特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年法律第二百七十七号）第二条第一項の規定により特別輸入利益を納付した者が、当該納付に係る物品を昭和三十七年六月五日から同年十二月三十一日までに輸入する場合においては、当該物品に課する関税については、なお従前の例による。

理由

貿易自由化の繰上げ等に対処して、関税率について所要の調整を行なうとともに、石油化学等特定の用途に供される石油の関税につき暫定的に還付措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

の規定による貸付けに充てることができる。

理由

国際通貨基金からの国際通貨基金協定に基づく本邦通貨の借入れの要望に応ずるため、大蔵大臣が同基金に対し外国為替資金に属する現金を貸し付けることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野政府委員 ただいま議題となりました物品税法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。政府は、昭和三十七年度における税制改正の一環として、さきに提案いた

しました通行税法の一部を改正する法律案等につき続き、この法律案を提出いたします次第であります。

以下この法律案について、その概要を申し上げます。

この法律案は、最近における物品税負担の状況等に顧み、その軽減合理化をはかるとともに、税法体系の整備合理化を行なうため、物品税法の全文を改正しようとするものであります。

第一に、税負担の軽減合理化について申し上げます。まず、現行課税物品は七十品目に上っておりますが、これらの課税物品のうちには、最近における消費の態様や企業規模の零細性等から見て、課税することが必ずしも適当でないと思われるものもおります。

で、この際、紙・セロファン等十六の品目について課税を廃止することとしております。

なお、飾り物及び玩具につきましては、製造者の規模がきわめて零細で、税務執行上の難点もありますので、課税最低限を大幅に引き上げた上、これを製造場課税から小売課税に移行することとしております。

次に、税率につきましては、現在製造従価課税の税率が三%から五%までの八段階にわたっておりますが、これを二%を基本税率とし、その上下に四%及び三%の加重税率と一%及び五%の軽減税率を設けて、税率構造の整備をはかることとし、これに伴い、最近における消費の態様等に

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條第四号中「ものの外、大蔵大臣の指定する」を「取引に類する」に改め、同条に次の一項を加える。
2 大蔵大臣は、前項各号に掲げるもののほか、基金に対し、国際通貨基金協定第七條第二項(1)に規定

応じて、電気冷蔵庫等二十一品目について、それぞれ軽減を行なうこととしております。

なお、以上のほか、政令におきまして課税最低限の制度を設けておりますが、これにつきましては、最近における消費水準の向上や企業の零細性等を十分考慮いたしまして、引き上げを行なうことを予定いたしております。

第二に、このような税負担の軽減合理化に伴いまして、同種の課税物品に比べて物品税を課さないことが著しく不均衡になると認められるパッケージ型のルーム・クーラー、カー・クーラー等若干の物品につきましては、これを新たに課税対象に取り入れることとしております。なおこの点につきましては、関係業界に及ぼす影響等を考慮いたしまして、その適用の時期等につき所要の配慮をいたしております。

第三に、課税体系の整備につきましては、納税方法を申告納税制度に改める等のほか、課税済物品を輸出したような場合には新たに物品税を輸出業者に還付することができると道を開くとともに、現行の物品税法にはかなりの不備も見受けられますので、物品税法の全文を書き改め、税法の簡易平明化をはかることとしております。

なお、この改正案は本年四月一日から施行することとしておりますが、以上申し述べました軽減措置による減収額は、昭和三十七年度において約百七十二億円、平年度において二百二億円を見込んでおります。

以上、物品税法案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げました。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

現行関税率表は、昨年全面改正されたものでありますが、その後、貿易自由化の繰り上げに伴い、主として自由化の繰り上げが予定された品目を中心として、関税率について所要の調整を行なう必要が生じたのであります。このため、政府は、昨年十月に関税率審議会に諮問し、同年十二月十四日、その答申を得ましたので、これに基づきまして、関税定率法及び関税暫定措置法につき、改正を行なうこととした次第であります。

関税率の改正を行なった品目は、関税定率法及び関税暫定措置法を通じ、百三十八品目でありまして、その内訳は、税率を引き上げる品目六十九、引き下げる品目三十二、従価税率から従量税率に切りかえる品目二、税率を実質的に引き上げて従量税率に切りかえる品目十、従量従価の選択方式による品目九、従量従価の併用方式による品目一、関税暫定制度を採用する品目十四及び季節関税による品目一となっております。

関税率の調整にあたりましては、単に自由化の衝撃から国内産業を保護するのみでなく、需要産業、一般消費者等にも及ぼす影響をも十分に考慮し、広くわが国経済の強化という観点から検討を加えたのであります。

また、自由化の国内産業に及ぼす影響について必ずしも見通しが容易でない場合及び国内産業の合理化予定を自由化の繰り上げに応じて早めることが困難な場合等につきましては、関税暫定措置法において、所要の期間を限り、暫定税率を定めることとしたし、また、基本税率の引き上げを行なった品目中二十一品目については、自由化の実施までの間、需要者の立場をも考慮し、従前の税率を据え置く措置を講じております。

このほか、本年三月三十一日まで適用期限の到来する重要機械類、給食用脱脂粉乳、農林漁業用の重油、肥料製造用原油及びガス製造用原油の暫定免税並びに関税暫定措置法の品目の暫定税率中、国民経済上、継続の必要があると認められるものの適用期限を、それぞれ一年間延長することとしたしております。

製油用原油につきましては、現在、関税暫定措置法により、一キロリットル当たり三百二十円の暫定軽減税率が適用されておりますが、石油と競合するエネルギー源としての石炭産業に対する諸施策が緊急を要することにかんがみ、この際、軽減税率を廃止し、一キロリットル当たり五百三十円の基本税率に復することとし、これにより石油と石炭の価格差を縮小し、もって石炭産業の安定に資することとしたいたしました。ただし、石炭の長期引取契約を行なう電力、製鉄等については、この税率の引き上げにより過重な負担をこうむることとなる面もありますので、これらの業者が消費する重油については、今回の引き上げによる負担増分を見合ふ金額を還付することとしたのであります。

また、わが国において最近著しい発展を遂げつつある石油化学工業については、その原料について諸外国ともおむね減免税を行なっており、石炭との競合の懸念もありませんので、輸入

原油から精製した揮発油及びガスで石油化学製品の原料となるものにかかる原油の関税を全額還付することとしたしました。

このほか、関税定率法及び関税暫定措置法の別表の品名の表現等につき、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

最後に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につき、提案の理由並びにその概要を御説明申し上げます。

近年、世界主要国の通貨がほとんど交換性を回復するに至りました結果、短期資本の国際的移動は大幅に自由になつて参りました。これがため、これら主要国は、短期資本の流出により国際収支の安定を脅かされるという問題に当面しております。かかる現状にかんがみ、国際通貨基金の維持を目的とする国際通貨基金の資金的基礎を充実に、その機能を一層強化する必要性が痛感されるに至り、このための具体的方法として、国際通貨基金協定第七條第二項(1)に規定する資金補充のための借り入れに関する一般的取りきめが、本年一月五日の国際通貨基金理事会で決議されたのであります。

この取りきめは、わが国を含む主要工業国十カ国が、国際通貨基金の安定を維持するため国際通貨基金の資金補充が必要と考えられる場合には、直ちに一定金額を限度として各国の自国通貨を国際通貨基金に貸し付けることを約束するということ骨子とし、その貸付の諸条件を定めたものであり、貸付限度額の総額は、六十億ドル相当額となっております。

わが国といたしまして、主要工業国十カ国の一つとして、九百億円を限度として、この取りきめに参加することが期待されているのでありますが、この期待にこたえまして取りきめに参加することの意義はまさに大なるものがあると思われざるを得ません。すなわち、欧米の主要工業国と並んでこの取りきめに参加いたしますことが、国際経済社会におけるわが国の地位を一層高め、これら諸国との関係をより密接なものとするに資するのみならず、この取りきめにより国際通貨基金の安定が維持され、特に取りきめに基づく補足資金は参加国だけが利用できるとされてはいることは、わが国にとつても利益があると考えられるのであります。また、この取りきめの運用にあつては、参加国の国際収支事情は十分考慮されることがなつておりますので、この取りきめに参加してもわが国の外貨準備に過重な負担が加わることではないのであります。

このような諸般の見地から、わが国としてもこれに参加することが望ましいと考え、そのための国内措置として本法案を提出いたしました次第であります。

本法案におきましては、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律に、大蔵大臣が国際通貨基金に対して国際通貨基金協定第七條第二項(1)に規定する貸付を行なうことができる旨の規定を設けずるとともに、外国為替資金特別会計法に、外国為替資金に属する円資金をこの貸付に充てることができる旨の規定を設

けることとし、その他これに伴って必要な規定の整備をすることとしているのであります。

以上、物品税法案外二法律案につきまして、提案の理由並びにその概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたす次第であります。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次会は明二十一日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

大蔵委員会議録第七号中正誤

ベジ段 行 誤 正

一五 所得層 所得層

二〇 三三 間税 関税

一六 三三 遇者出産費 偶者出産費

大蔵委員会議録第八号中正誤

ベジ段 行 誤 正

三二 三三 資融面 融資面

三三 四四 いれず いずれ

二四 一 健全を 健全な

大蔵委員会議録第九号中正誤

ベジ段 行 誤 正

三五 終り 免除 免税

四三 終り 加えたもの。加えたもの

六上 〇第三十四条 第三十条の

〇三 終り 除く。当該 除く。当

二四 六日に属する 日の属する

三二 一あるのは、あるのは

三三 五 税額 税額

三五 〇第一項から 第一項、第

の 第四項まで 第三項又は第

六 若しくは同条第二項の

移出をしは 削るはずの

誤り。

二七 又は当該移出をした

は削るはずの誤り。

二四 五 考えわけ 考えるわけ

二五 六にしたいしにいたした

三三 三 船空機 航空機

昭和三十七年二月二十四日印刷

昭和三十七年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局